

令和2年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組
及び運用実態に関する調査研究報告書

令和3年3月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

本調査研究のアドバイザー等

【アドバイザー委員】

伊藤 國久 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 総務部長

【オブザーバー】

榎本 史夫 特許庁 総務部 国際政策課 課長補佐（国際出願企画班長）

宗像 哲也 特許庁 総務部 国際政策課 国際出願企画係長

【事務局】

川上 溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究 所長

山田 邦博 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員

林 健司 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員

岩本東志之 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員

謝 辞

本調査研究の遂行にあたり、下記の方々にご協力いただいた。この場を借りて、深く御礼申し上げる。

【知的財産庁】

米国	United States Patent and Trademark Office (USPTO)
欧州(特許)	European Patent Organisation (EPO)
欧州(意匠・商標)	European Union Intellectual Property Office (EUIPO)
中国	China National Intellectual Property Administration (CNIPA)
韓国	Korean Intellectual Property Office (KIPO)
英国	United Kingdom Intellectual Property Office (UKIPO)
ドイツ	German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
フランス	National Institute of Industrial Property (INPI)
スイス	Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI)
カナダ	Canadian Intellectual Property Office (CIPO)
ロシア	Federal Service for Intellectual Property (Rospatent)
インド	Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks Department for Promotion of Industry and Internal Trade Ministry of Commerce and Industry (CGPDTM)
ブラジル	National Institute of Industrial Property Ministry of Economy (INPI)
オーストラリア	IP Australia
ハンガリー	Hungarian Intellectual Property Office (HIPO)
イスラエル	Israel Patent Office Ministry of Justice (ILPO)
キルギス	State Service of Intellectual Property and Innovation under the Government of the Kyrgyz Republic (Kyrgyzpatent)
モルドバ	State Agency on Intellectual Property (AGEPI)
メキシコ	Mexican Institute of Industrial Property (IMPI)
アフリカ	African Intellectual Property Organization (OAPI)
イタリア	Directorate General for the Protection of Industrial Property Italian Patent and Trademark Office Ministry of Economic Development (UIBM)
ノルウェー	Norwegian Industrial Property Office (NIPO)
トルコ	Turkish Patent and Trademark Office (Turkpatent)
ニュージーランド	Intellectual Property Office of New Zealand (IPONZ)
シンガポール	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
フィリピン	Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)

【海外法律事務所】

米国	Sughrue Mion, PLLC
欧州(EPO/EUIPO)	Hoffmann Eitle
中国	北京銀龍知識産権代理有限公司
韓国	金&張法律事務所
英国	Marks & Clerk LLP
ドイツ	KUHNEN & WACKER
フランス	Cabinet Beau de Loménie
スイス	Fuhrer Marbach & Partners
カナダ	Gowling WLG
ロシア/キルギス/ モルドバ	Gorodissky & Partners
インド	Anand and Anand
ブラジル	Dannemann Siemsen
オーストラリア	Davies Collison Cave
ハンガリー	Oppenheim
イスラエル	Reinhold Cohn & Partners, Patent Attorneys
メキシコ	AROCHI & LINDNER MÉXICO
アフリカ	Spoor & Fisher
イタリア	BUGNION S.p.A
ノルウェー	Onsagers
トルコ	DESTEK PATENT
ニュージーランド	AJPARK
シンガポール	Drew & Napier LLC
フィリピン	Hechanova & Co

目 次

I	調査研究の概要	1
II	新型コロナウイルス感染症に関連した手続期間の扱い	9
A	新型コロナウイルス感染症の拡大に対する救済措置の概要	11
B	各制度における手続期間の扱い	21
1.	新型コロナウイルス感染症の拡大等有事における救済措置 (知的財産法の内外の不可抗力条項)	23
2.	出願手数料不備の指令に対する応答	26
3.	拒絶理由通知に対する応答	29
4.	新規性喪失の例外適用を受けるための証明書提出	33
5.	出願審査請求	35
6.	拒絶査定不服審判の請求	37
7.	設定登録料の納付	40
8.	登録料(年金)の納付	43
9.	優先権の主張の追加又は訂正	47
10.	優先権の証明書の提出	50
C	主要国の延長手数料及び割増手数料	53
III	意匠制度及び商標制度の査定謄本等の送付及び手数料納付制度	59
	資料編	69

I 調査研究の概要

1. 本調査研究の背景及び目的

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、我が国特許庁に対する手続についても同感染症の影響を受けて期間徒過等に至る案件が多く発生することが予想される事態に至ったため、現行特許法等で定める範囲内で一定の条件の下、当該期間徒過案件に対して救済措置を提供している。国際的には、世界知的所有権機関（WIPO）が中心となり、国際特許（PCT）制度、意匠の国際登録制度（ハーグ制度）、商標の国際登録制度（マドリッド制度）における手続遅延の救済措置制度及びより簡易な手続方法の導入等が検討されている。

各国が提供する救済制度については、知的財産法の枠内で個々の手続について救済措置を提供する方法、知的財産法の枠内で緊急事態における期限を特定の日付まで一律猶予する方法、知的財産法の枠外の緊急事態法等で手続の一括猶予を認める方法などがあり、対象手続や期間も各国によって異なっている。この点、我が国においては、先述の通り、現行特許法等に基づく救済措置を提供しているが、一部ユーザーからは、緊急事態における期限の一括猶予を求める声もある。加えて、大量の期間徒過案件を簡易迅速に処理することが求められるところ、今後、同様のグローバル危機が発生した場合に現行制度で対応可能か、海外の関連制度・取組を参考としつつ検討する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い各国で国際郵便の引受け停止の状況に陥ったことにより、海外ユーザーを多く抱えるハーグ制度やマドリッド制度における通知・通達業務、当該通知・通達を受けた手数料納付手続に支障が生じたことを踏まえ、同様のグローバル危機が発生した場合に現行制度で対応可能か、海外の関連制度・取組を参考としつつ検討する必要がある。

については、新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組並びに運用実態、及び査定謄本等の送付や当該送付に伴う手数料納付制度に関する世界の主要国の現状を調査し、併せて、現在の国際的な流れにおいて、より望ましい制度を実現させるための施策作りの検討資料とすることを目的として本調査研究を行う。

2. 調査研究内容

2.1 調査研究の対象項目

2.1.1 各国（地域）制度における新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置（平時及び有事時）について

新型コロナウイルス感染症の流行などの非常事態が発生した場合に、不可抗力条項として知的財産手続において救済措置が設けられているかを、知的財産法の範囲内の規定及び知的財産法の範囲外の規定について調査した。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連して発動された手続期間の救済措置について国内法令や基準及び運用実態に関し調査して、通常提供されている手続期間の扱いとの比較を行った。これらは、以下の9項目について、①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、③新型コロナウイルス感染症の流行に対応するためにさらに特別に認められる延長期間、の観点から調査比較した。

表1. 比較調査項目

1.	出願手数料不備の指令に対する応答
2.	拒絶理由通知に対する応答
3.	新規性喪失の例外適用を受けるための証明書提出
4.	出願審査請求
5.	拒絶査定不服審判の請求
6.	設定登録料の納付
7.	登録料（年金）の納付
8.	優先権の主張の追加又は訂正
9.	優先権の証明書の提出

また、これら手続について延長手数料及び割増手数料の納付が必要とされているかについても調査・比較した。

2.1.2 意匠制度上の査定謄本等の送付及び手数料納付制度

各国・地域への直接意匠出願及びハーグ制度¹に基づく意匠出願において、出願手数料納付が一段階納付か二段階納付²かについて、及び一段階納付の場合は出願手数料に含まれる登録料相当額の返還がなされるかについて調査した。

また、ハーグ制度に基づく意匠出願において WIPO 国際事務局からの保護付与声明³以

¹ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）の制度をいう。

（参考：特許庁「ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/seido/hague-geneva.html>（最終アクセス日 2021 年 3 月 1 日）

² 出願時に出願料と登録料を同時に支払う場合、すなわち、出願料に登録料が含まれる場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

³ ハーグ協定の共通規則 第 18 規則の 2 に規定される声明をいう。（参考：特許庁「ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則」

外に当該国の知財庁が出願人又はその代理人に登録査定通知を送付するか、について調査した。

2.1.3 商標制度上の査定謄本等の送付及び手数料納付制度

各国・地域への直接意匠出願及びマドプロ制度⁴に基づく意匠出願において、出願手数料納付が一段階納付か二段階納付かについて、及び一段階納付の場合は出願手数料に含まれる登録料相当額の返還がなされるかについて調査した。

また、マドプロ制度に基づく商標出願において①WIPO 国際事務局からの保護認容声明⁵以外に当該国の知財庁が出願人又はその代理人に登録査定通知を送付するか、②保護認容声明の写しを当該国の知財庁が出願人又はその代理人に直接送付するか、③WIPO 国際事務局から拒絶確定声明⁶が通報される以前に当該国の知財庁が出願人又はその代理人に拒絶査定通知を送付するか、について調査した。

2.2 調査対象国・地域

2.2.1 各国（地域）制度における新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置（平時及び有事時）について

以下の 14 か国・地域を調査対象とした。

1. アメリカ合衆国（以下「米国」という。）
2. 欧州特許庁の管轄地域（以下「EPO」という。）
3. 欧州連合知的財産庁の管轄地域（以下「EUIPO」という。）
4. 中華人民共和国（以下「中国」という。）
5. 大韓民国（以下「韓国」という。）
6. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）
7. ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）
8. フランス共和国（以下「フランス」という。）
9. スイス連邦（以下「スイス」という。）
10. カナダ

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/02_kyotsu_kisoku.pdf（最終アクセス日 2021 年 3 月 1 日）

⁴ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドプロ」という。）の制度をいう。（参考：特許庁「マドリッド協定議定書の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html>（最終アクセス日 2021 年 3 月 1 日）

⁵ マドプロ規則 第 18 規則の 3(1)(2)に規定される通知をいう。（参考：特許庁「マドリッド協定に基づく規則」<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/madrid/ruma/chap1.html#law18>（最終アクセス日 2021 年 3 月 1 日）

⁶ マドプロ規則 第 18 規則の 3(3)に規定される決定の写をいう。（参考：特許庁「マドリッド協定に基づく規則」<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/madrid/ruma/chap1.html#law18>（最終アクセス日 2021 年 3 月 1 日）

11. ロシア連邦（以下「ロシア」という。）
12. インド共和国（以下「インド」という。）
13. ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）
14. オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）

2.2.2 意匠制度上の査定謄本等の送付及び手数料納付制度

以下の 11 か国・地域を調査対象とした。

1. 米国
2. EUIPO
3. 韓国
4. カナダ
5. ハンガリー共和国（以下「ハンガリー」という。）
6. イスラエル国（以下「イスラエル」という。）
7. キルギス共和国（以下「キルギス」という。）
8. モルドバ共和国（以下「モルドバ」という。）
9. メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）
10. アフリカ知的所有権機関（以下「OAPI」という。）
11. ロシア

2.2.3 商標制度上の査定謄本等の送付及び手数料納付制度

以下の 15 か国・地域を調査対象とした。

1. 米国
2. EUIPO
3. 中国
4. 韓国
5. 英国
6. ドイツ
7. スイス
8. イタリア共和国（以下「イタリア」という。）
9. ノルウェー王国（以下「ノルウェー」という。）
10. トルコ共和国（以下「トルコ」という。）
11. インド
12. オーストラリア

13. ニュージーランド
14. シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）
15. フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）

3. 調査研究方法

3.1 公開情報調査

2.1.1 に記載の各項目について、新型コロナウイルスに関連した救済措置に関連して昨年3月以降に公表された各国知財庁ウェブサイトやWIPO ウェブサイトを中心に、その救済措置の根拠及び関連法令、基準、審査便覧、ガイドライン、申請様式、ユーザー向けガイダンスを調査し、表 1 に挙げた項目に沿って通常提供されている期間の取り扱いとの比較・分析を行った。

2.1.2 及び 2.1.3 に記載の項目について、意匠制度・商標制度に関し、各国知財庁ウェブサイトやWIPO ウェブサイトを中心に根拠及び関連法令、基準、審査便覧、ガイドライン、申請様式、ユーザー向けガイダンスを調査し、制度の有無について調査した。

3.2 海外質問票調査

2.1.1～2.1.3 に記載の各項目について英語で質問票を作成し、各国・地域の知的財産権担当官庁及び法律事務所へ電子メールにて送付した。回収した質問票から得られた結果を日本語に翻訳し、各国の制度・運用について整理・分析した。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関連した手続期間の扱い

A 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する救済措置の概要各制度における手続期間の扱い

A. 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する救済措置の概要

調査対象国・地域の知財庁による新型コロナウイルス感染症の拡大に対する救済措置を主に①基本となる法律の枠組み、②救済措置の具体的な内容、の観点から簡潔に整理した。

1. 米国

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する救済措置は、「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障 (Coronavirus Aid, Relief and Economic Security) 法¹ (以下「CARES 法」)」に基づいて対応している。すなわち、CARES 法の成立を受けて USPTO 長官は通知を公告して、所定の期間内に到達する特許及び商標の係属中手続の書面等提出期限を、一定期間延長する措置を講じた²。

具体的には、USPTO は、2020 年 3 月 27 日から 2020 年 5 月 31 日までの間に期限を迎える申請と支払いであって、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020 年 6 月 1 日まで延長した。さらに、小企業及び極小企業に限定して、その後、2020 年 7 月 1 日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。

また、特許法及び商標法に規定される救済手続の適用については、USPTO 長官の通知により手数料の免除による救済措置を講じている。すなわち、所定の期間に放棄とみなされた回復請求等の手数料が免除された。

具体的には、例えば特許出願に関しては、USPTO は、2020 年 6 月 30 日以前に放棄とされた出願（及び再審査手続）の特許規則§1.137(a)に基づく回復申請について、企業規模を問わず、書類提出又は手数料納付の遅滞全体が新型コロナウイルスの感染拡大によるものであった旨の陳述書を添付することによって、特許規則§ 1.17(m)の申立手数料の要件適用を放棄する形式による救済措置を提供した。

2. EPO

EPO は、2020 年 5 月 1 日付けの通知により、新型コロナウイルス感染症に関連して期限を徒過した手続の救済措置として、EPC 規則 134(2)³、134(5)⁴を適用することを公表し

¹ Congress.gov 「Section 12004 of The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act」
<https://www.congress.gov/116/bills/hr748/BILLS-116hr748enr.pdf> (最終アクセス日：2021 年 3 月 1 日)

² USPTO 「USPTO notices regarding COVID-19」<https://www.uspto.gov/coronavirus> (最終アクセス日：2021 年 3 月 1 日)

³ 特許庁「諸外国の法令・条約等, 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の施行規則」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/epo-jyoyaku_kisoku.pdf (最終アクセス

た。

具体的には、2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則134(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮された。EPC規則134(5)の適用を受けるには、異常事態等が生じ関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。

また、欧州特許出願の更新手数料に関しては、EPC規則51(2)に規定される納付期限日の経過後6月以内に納付可能な追加手数料⁵について、2020年6月1日から2020年8月31日まで手続をする場合は免除された⁶。

3. EUIPO

EUIPOは、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、2020年3月から長官による決定を公表して、欧州連合の商標及び意匠の各規則に基づいて、期間延長による救済措置を図った⁷。

日：2021年3月1日)

EPC規則134 期間延長

(2) 期間が、締約国における郵便の配達又は発送に全般的混乱が生じている日に満了する場合は、その期間は、当事者であって、その国に居住しているか又はその国に営業所を有する代理人を指定している者に対しては、混乱期間の終了に続く最初の日まで延長する。(以下省略)

⁴ 特許庁「諸外国の法令・条約等, 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の施行規則」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/epo-jyouyaku_kisoku.pdf (最終アクセス

日：2021年3月1日)

EPC規則134 期間延長

(5) (中略) 関係当事者は、期間満了に先立つ10日間の何れかの日において郵便の配達又は発送が混乱し、その原因が異常事態、例えば、自然災害、戦争、内乱、規則2(1)に基づいて欧州特許長官が許可している電気通信手段の何れかにおける全般的機能停止又は当事者若しくはその代理人が居住し若しくはその営業所を有している地域における他の類似の事由であることの証拠を提出することができる。(以下省略)

⁵ 遅延した更新手数料の額の50%である。(EPO「Rules relating to Fees」

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html> (最終アクセス日：2021年3月1日))

⁶ EPO「Notice from the European Patent Office dated 29 May 2020」

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/06/a75.html> (最終アクセス日：2021年3月1日)

⁷ EUIPO「Extension of time limits COVID 19」

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728> (最終アクセス日：2021年3月1日)

具体的には、2020年3月16日付け決定 No. EX-20-3により、EUTMR 第101条(4)⁸及びCDIR 第58条(4)⁹を適用して、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPO に対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。

引続き、2020年4月29日付け決定 No. EX-20-4により、EUTMR 第101条(4)及びCDIR 第58条(4)を適用して、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPO に対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。

さらに、2020年5月15日の通達に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される¹⁰。

- (1) 手続の中断 (EUTMDR 第71条、CDIR 第59条)
- (2) 手続の継続 (EUTMR 第105条)
- (3) 権利回復 (EUTMR 第104条、CDR 第67条)

4. 中国

CNIPA は、2020年1月28日に通知 第350号を公表して、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には、専利法実施細則第6条¹¹が適用され、権利の回復を申請することができることを明らかにした¹²。

⁸ 特許庁「諸外国の法令・条約等, 欧州連合 EU 商標に関する 2017年6月14日の欧州議会及び理事会の規則 (EU)2017/1001」https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec-shouhyou_rijikai.pdf (最終アクセス日: 2021年3月1日)

欧州商標理事会規則 第101条 期限

- (4) 自然災害又はストライキ等の例外的な出来事により手続当事者と EU 知財庁との間の適正な通信が中断され又は妨げられた場合は、常務理事は、手続当事者であって居所若しくは登録事務所を関係加盟国に有するもの又は関係加盟国に事業所を有する代理人を選任したものに関して、本来なら自らが決定する当該出来事の発生日以降に満了するすべての期間を自らが決定する日まで延長するものとする。(以下省略)

⁹ 特許庁「諸外国の法令・条約等, 欧州共同体 意匠委員会規則」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec2245_02j.pdf (最終アクセス日: 2021年3月1日)

欧州意匠委員会規則 第58条 特別な場合における期間の満了

- (4) 天災又はストライキ等の例外的事態の発生が商標意匠庁の本来の機能を中断又は混乱させ、その結果、期間の満了に関する商標意匠庁から当事者への何らかの通信が遅延した場合は、当該期間内に完了すべき手続は、遅延した通信による通知から1月以内に完了すれば有効とする。(以下省略)

¹⁰ EUIPO 「COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period」

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471> (最終アクセス日: 2021年3月1日)

¹¹ 特許庁「諸外国の法令・条約等, 専利実施細則」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf (最終アクセス日: 2021年3月1日)

新型コロナウイルス感染症に関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続きができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。

商標法及びその実施条例に規定された期限又は CNIPA に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続きを正常に対応できなかった場合、その手続きの期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる¹³。

5. 韓国

KIPO は2020年3月31付け及び4月28日の公式通知において、新型コロナウイルス感染症の韓国国内及び国際的な広がりにより、特許、実用新案、意匠及び／又は商標の出願人が、KIPO 長官によって指定された指定期間を遵守できない可能性があるという懸念を表明した¹⁴。

それにより、所定の手続きの指定期間が2020年3月30日から5月30日までの日付で終了する場合、特許法第15条第2項¹⁵、実用新案法第3条（特許法第15条第2項を準用する）、デザイン保護法第17条第2項及び商標法第17条第2項に基づいて、期限は2020

専利実施細則第6条

当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。

前項に規定される状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。（以下省略）

¹² CNIPA 「关于专利、商标、集成电路布图设计受疫情影响相关期限事项的公告(第350号)」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html（最終アクセス日：2021年3月1日）

¹³ 脚注12と同じ。

¹⁴ KIPO 「COVID-19の影響による指定期間の職権延長の公式通知(2020年3月31日)」

https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp#_

KIPO 「COVID-19の影響による指定期間の第2回職権延長の公式通知(2020年4月28日)」

https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1695

¹⁵ 特許庁「諸外国の法令・条約等、韓国特許法」

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>（最終アクセス日：2021年3月1日）
特許法第15条第2項

特許庁長・特許審判院長・審判長又は第57条第1項による審査官(以下、「審査官」という)は、この法によって特許に関する手続きを踏む期間を定めた場合には、請求によってその期間を短縮または延長したり、職権でその期間を延長したりすることができる。この場合、特許庁長等はその手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮または延長可否を決定しなければならない。

年 5 月 31 日まで職権で延長された。

6. 英国

2020 年 3 月 27 日付け通知により、UKIPO は「手続中断日(中断された日)」を宣言し¹⁶、特許規則 110¹⁷、意匠規則 40、商標規則 75 に基づいて、特許、商標、意匠に関する手続であって、この手続中断日のいずれかに期日が該当する大部分の手続を、手続中断日に該当しない次の日付まで延長した。中断期間は 2020 年 3 月 24 日から 7 月 29 日までとされた。

UKIPO はさらに、手続中断日の終了直後である 2020 年 7 月 30 日から適用される、一時的な手数料変更も導入した¹⁸。これは 2021 年 3 月 31 日まで適用される。手数料変更は、2020 年度の行政委任立法である特許・商標・登録意匠(新型コロナウイルス感染症による手数料改正)規則によって施行された。これらの規則は、特許法第 123 条、商標法第 78 条及び第 79 条、登録意匠規則第 36 条及び第 40 条を法的根拠としている¹⁹。

7. ドイツ

DPMA は 2020 年 3 月 18 日付け通達で、2020 年 3 月 18 日時点で係属中のすべての知財手続に関して、ドイツ特許商標庁によって付与された期限は 2020 年 5 月 4 日まで延長され、その日以前においては期限が徒過していることを理由にはいかなる決定も行われないうことを表明した²⁰。

¹⁶ UKIPO 「IPO interrupted days」 <https://www.gov.uk/government/news/ipo-interrupted-days> (最終アクセス日:2021 年 3 月 1 日)

¹⁷ 特許庁「諸外国の法令・条約等、英国特許規則」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo_kisoku.pdf (最終アクセス日:2021 年 3 月 1 日)
特許規則 110

(1) 長官は、次の条件に該当する日を、中断された日として認証することができる。

(a) 特許庁の通常業務を中断させる事件若しくは事情があること、又は

(b) 連合王国の郵便業務における一般的中断若しくはそれに続く混乱があること

(2) (1)に基づいて行われる長官の認証は、特許庁に掲示され、かつ、公報に公告されるものとする。

(3) 法律に基づいて何らかの事柄を行うべき期間が中断された日に満了する場合は、長官は、その期間を中断された日(又は非就業日)でない翌日まで延長しなければならない。(以下省略)

¹⁸ これは 2020 年 7 月 30 日から 2021 年 3 月 31 日まで適用され、遅延納付の割増料は£0、所定の期間の延長手数料も£0 とされた。

(UKIPO「The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020」<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/644/contents/made> (最終アクセス日:2021 年 3 月 1 日))

¹⁹ UKIPO への質問票調査の回答による。

²⁰ 延長等に関する法的根拠は明確にされていない。DPMA 「Hinweis zu Verzögerungen in den Schutzrechtsverfahren und zu Fristen 18. März 2020 (Note on delays in the property right proceedings and deadlines 18. May 2020)」(最終アクセス日:2021 年 3 月 1 日)

<https://www.dpma.de/dpma/veroeffentlichungen/aktuelles/coronavirus/archiv/index.html>

ドイツ特許商標庁は法律で定める期間（制定法による納付期間を含む）を延長することができない。ただし、自身に過失がなく、実際の状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき自身の手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる²¹。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による財務状況のために、知財権の所有者及び出願人が年金、維持手数料、延長手数料の納付が不可能である場合には、一定の条件に従い、法的救済を請求することができる²²。

8. フランス

2020年3月16日付でINPI長官は決定No.2020-32を公表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、INPIが定めたすべての手続期間は4月延長された²³。

その後、2020年3月26日、フランス政府は法律上の期間全般の期間延長を扱う命令No. 2020-306を公表した。これはINPI長官の決定を優越するものであり、最終的にフランス政府は2020年5月15日付で命令を更新し²⁴、2020年3月12日から6月23日までに間に到来する期限について、次のように延長される旨が規定された。

- ・最初の手続期間が1月の場合には、2020年7月23日まで延長
- ・最初の手続期間が2月の場合には、2020年8月23日まで延長

9. スイス

民事及び行政手続における法定休日を延長する2020年3月20日の連邦参事会(スイス政府最高機関)の決定に基づき、IPIに対する手続期限の大部分は、2020年3月21日から、2020年4月19日まで留保された²⁵。

²¹ DPMA への質問票調査の回答による。根拠法令は、特許法第123条とされる。

²² DPMA への質問票調査の回答による。根拠法令は、特許法第129条から第138条とされる。

²³ INPI 「Decision No.2020-32」

https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_2020-32_report_delais_coronavirus_16_mars_20.pdf (最終アクセス日：2021年3月1日)

²⁴ INPI 「Postponement of deadlines linked to the health crisis」

<https://www.inpi.fr/fr/report-de-delais-lie-la-crise-sanitaire#> (最終アクセス日：2021年3月1日)

²⁵ IPI への質問票調査の回答による。Federal Council of Swiss Government 「Coronavirus: Gerichtsferien in Zivil- und Verwaltungsverfahren werden verlängert」

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78502.html> (最終アクセス日：2021年3月1日)

スイスの知財法には不可抗力に注目した特別な条項が含まれていない。また、期限を「自動的に」延長する法的根拠もない。ただし、期間／期日の徒過について利用可能なくつかの方策が存在している²⁶。

(1) 手続続行請求 (特許法第 46a 条、意匠法第 31 条、商標法第 41 条)

(2) 権利回復請求 (特許法第 47 条、連邦行政手続法第 24 条²⁷ (意匠及び商標の手続のみに適用))

10. カナダ

新型コロナウイルスの感染の拡大期間中の救済措置について CIPO 長官は、2020 年 3 月 16 日から 2020 年 8 月 28 日までの間に期日が到来する手続について、2020 年 8 月 31 日まで期日を延長した²⁸。

この期間延長は、特許法第 78 条第 1 項及び第 2 項、意匠法第 21 条第 1 項及び第 2 項、商標法第 34 条第 5 項及び第 46 条第 5 項を法的根拠としている。

11. ロシア

新型コロナウイルスの感染拡大期間中に、Rospatent とのコミュニケーションに有利な条件をつくり、高度の警戒態勢を導入することを目的として、2020 年 6 月 20 日にロシア政府令 No. 893 が発令された²⁹。本政府令は「緊急事態の防止と排除に関するロシア連邦の特定の法律の改正に関する連邦法」第 17 条第 1 項に基づいている。

²⁶ IPI への質問票調査の回答による。

²⁷ Federal Council of Swiss Government 「APA(Federal Act on Administrative Procedure)」
https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1969/737_757_755/en#a24 (最終アクセス日: 2021 年 3 月 1 日)
第 24 条 第 1 項

出願人又はその代理人が、期間の満了前に自らの過失によらず手続することを妨げられた場合、障害の中止から 30 日以内にその理由を述べ請求することを条件として、期間は回復されるものとする。(当協会による仮訳)

²⁸ CIPO 「Frequently asked questions – COVID-19 service interruptions – Patents」
<http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html> (最終アクセス日: 2021 年 3 月 1 日)

²⁹ Rostpatent 「Decree of the Government of the Russian Federation of June 20, 2020 No. 893」
<https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020> (最終アクセス日: 2021 年 3 月 1 日) この政府令は「緊急予防と救済に関するロシア連邦の特定の立法法の改正に関する」連邦法第 17 条に基づいている。
<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?rnd=C7BD7304CAF44455C2A5D9C3A90B5419&req=doc&base=LAW&n=354580&dst=100213&fld=134&REFFIELD=134&REFDST=100004&REFDOC=355405&REFBASE=LAW&stat=refcode%3D10881%3Bdstident%3D100213%3Bindex%3D13#6it6tfvej7> (最終アクセス日: 2021 年 3 月 1 日)

この政府令によると、出願人、権利所有者、その他の当事者の Rospatent に対する手続（各種書類、出願の追加資料、申立書、申請書、反論書などの提出）の終了日が 2020 年 3 月 30 日から 11 月 30 日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき 2020 年 12 月 31 日まで延長することができる。

特許手数料の納付に関しても期間延長について規定されている。期間延長の申立は、延長対象とされる期間の終了日から 1 月以内又は採択された政府令の施行日から 1 月以内の、いずれか遅く終了する期間内に行うことができる。この申立を行うための手数料は規定されていない。

12. インド

2020 年 5 月 21 日付けの德里高等裁判所の命令³⁰に従って、CGPDTM は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020 年 3 月 15 日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、德里高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020 年 6 月 19 日付けで公表した³¹。

13. ブラジル

INPI は、2020 年 5 月 11 日付けの条例第 179/2020 号により、2020 年 3 月 16 日から係属している手続の期限はすべて 2020 年 5 月 31 日まで延長されることを公表した³²。

2020 年 6 月 1 日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6 月 1 日からとされた。

14. オーストラリア

IP Australia は、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援す

³⁰ CGPDTM 「Delhi High Court Orders Intellectual Property Attorneys vs The Controller General on 17 June, 2020」 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_HC_Order-17_June_2020.pdf（最終アクセス日：2021 年 3 月 1 日）

³¹ CGPDTM 「Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India, PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020」 http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf（最終アクセス日：2021 年 3 月 1 日）

³² INPI 「Ordinance / INPI / N° 179, May 11, 2020」 https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf（最終アクセス日：2021 年 3 月 1 日）

る目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した³³。

新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長（3月以内）を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長（さらに3月以内）を申請することもできる。これらの措置は2021年1月31日まで実施された。

なお、特許法、商標法、意匠法それぞれにおいて、一定状況下での期間延長に関する特別規定があり、出願人はこれらに基づいて請求することができる³⁴。

³³ IP Australia 「Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak」

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak>（最終アクセス日：2021年3月1日）

³⁴ 特許法第223条、意匠法第137条、商標法第224条が該当する。

B 各制度における手続期間の扱い

コロナ救済措置調査結果

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大等有事における救済措置（知的財産法の内外の不可抗力条項）				
	知的財産法に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)	知的財産法以外の法律に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)
米国	<p>特許 異常な事情において正当な取扱いが必要とされるときは、長官又は長官の被指名人は、(中略)この部の規則の要件であって、制定法の要件ではないものを(中略)停止又は放棄することができる。</p> <p>商標 (1) 次の事項については、長官に対して請願することができる。 ・ 正義が要求し、他の当事者がその被害を受けない特別な事情において(中略)規則の要件の停止又は放棄を要求すること。 (2) 特別な事情において、正義のために必要であり、他の当事者が損害を受けないときは、長官は、この部の規則の要件であって、法定要件でないものを停止し又はそれについての権利を放棄することができる。</p>	<p>特許規則§1.183 規定の停止</p> <p>(1) 商標規則§2.146 長官に対する請願 (2) 商標規則§2.148 長官は一定の規則を停止することができる</p>	<p>コロナウイルス支援・救済・経済安全保障(Coronavirus Aid, Relief and Economic Security)法(以下「CARES法」)は、2020年3月27日に署名され米国連邦法となった。CARES法のサブセクション12004(a)は、USPTOが、特許法、商標法、Leahy-Smith America Invents Actのセクション18及びそれらに基づく規則で定められた期限を請求、放棄、調整、または変更できることを規定している。これらは、CARES法のサブセクション12004(e)に記載されている緊急事態期間中に有効であり、USPTO長官が、当該期間に関連する緊急事態とは次のように判断した。 (1) USPTOの機能が重大な影響を与える。(2) 出願人、登録者、特許・商標権者、USPTOに手続する者の権利が害されること。 (3) 出願人、登録者、特許・商標権者、またはその他の者がUSPTOに出願する又は手数料を納付することが阻害される。</p>	<p>(1) https://www.congress.gov/116/bills/hr748/BILLS-116hr748enr.pdf https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Patents%20CARES%20Act.pdf https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Notice-CARES-Act.pdf https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/restoration-relief-2020-06.pdf (2) https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Patents-Notice-CARES-Act-2020-05.pdf CARES法に従って、USPTOは、すべての事業体について、2020年6月30日以前に放棄等された出願に関する、特許規則§1.137(m)に基づく出願の回復のための申請手数料(特許規則§1.17(m))の支払いを免除した。</p>
欧州(EPO)	<p>EPC規則134(2) 期間延長 期間が、締約国における郵便の配達又は発送に全般的混乱が生じている日に満了する場合は、その期間は、当事者であって、その国に居住しているか又はその国に営業所を有する代理人を指定している者に対しては、混乱期間の終了に続く最初の日まで延長する。</p> <p>EPC規則134(5) 期間延長 関係当事者は、期間満了に先立つ10日間の何れかの日において郵便の配達又は発送が混乱し、その原因が異常事態、例えば、自然災害、戦争、内乱、規則2(1)に基づいて欧州特許長官が許可している電気通信手段の何れかにおける全般的機能停止又は当事者若しくはその代理人が居住し若しくはその営業所を有している地域における他の類似の事由であることの証拠を提出することができる。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通告 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html</p> <p>COVID-19/パンデミックによる混乱：期間を守らなかった場合の救済 https://www.epo.org/service-support/faq/procedure-law/covid-remedies-non-observance-periods.html</p> <p>EPC規則134(2) 期間延長 EPC規則134(5) 期間延長</p>	<p>該当する規定なし。</p>	<p>該当する規定なし。</p>
欧州(EUIPO)	<p>商標 欧州商標理事会規則(EUTMR)第101条(4) (4) 自然災害又はストライキ等の例外的な出来事により手続当事者と EUIPOとの間の適正な通信が中断され又は妨げられた場合は(中略)本来なら自らが決定する当該出来事の発生日以降に満了するすべての期間を自らが決定する日まで延長するものとする。</p> <p>意匠 欧州意匠委員会規則(CDIR)第58条(4) (4) 天災又はストライキ等の例外的事態の発生がEUIPOの本来の機能を中断又は混乱させ、その結果、期間の満了に関するEUIPOから当事者への何らかの通信が遅延した場合は、当該期間内に完了すべき手続は、遅延した通信による通知から1月以内に完了すれば有効とする。</p>	<p>欧州商標理事会規則(EUTMR)第101条(4) 期限 欧州意匠委員会規則(CDIR)第58条 特別な場合における期間の満了</p> <p>COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5755471&journalRelatedId=manual/</p> <p>DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits</p> <p>DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 29 April 2020 concerning the extension of time limits</p>	<p>該当する規定なし。</p>	<p>該当する規定なし。</p>
中国	<p>専利法実施細則 第6条 当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限あるいは国家知識産権局が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、国家知識産権局に権利の回復を請求することができる。</p>	<p>専利法実施細則 第6条 https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/2/art_98_28203.html</p>	<p>中華人民共和國民法典 第180条 不可抗力により民事義務を履行することができないときは、民事責任を負わないものとする。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。不可抗力とは、予見不能、回避不能かつ克服不能の客観的な状況をいう。</p>	<p>中華人民共和國民法典 第180条 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/20-2/0100daandzhu.pdf</p>
韓国	<p>第1回KIPO通告No.2020-76(2020年3月31日) 及び第2回通告No.2020-98(2020年4月28日)により、指定期間の職権延長に関する通知がなされた。</p> <p>これにより、付録に列挙される指定期間が2020年3月31日から5月30日までの日付で終了する場合、特許法第15条第2項、実用新案法第3条(特許法第15条第2項を準用する)、デザイン保護法第17条第2項及び商標法第17条第2項に基づいて、期限は2020年5月31日まで職権で延長された。</p>	<p>[KIPO通告第2020-76]COVID-19の影響による指定期間の職権延長の公式通知(2020年3月31日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp#_</p> <p>[KIPO通告第2020-98]COVID-19の影響による指定期間の2回目の職権延長の公式通知(2020年4月28日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1695</p> <p>特許法第15条第2項(期間の延長等) デザイン保護法第17条第2項 商標法第17条第2項</p>	<p>該当する規定なし。</p>	<p>該当する規定なし。</p>

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大等有事における救済措置（知的財産法の内外の不可抗力条項）				
	知的財産法に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)	知的財産法以外の法律に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)
英国	(1)UKIPOは「手続中断日(中断された日)」を宣言し、特許規則110、意匠規則40、商標規則75に基づいて、特許、商標、意匠に関する手続であって、この手続中断日のいずれかに期日が該当する大部分の手続を、手続中断日に該当しない次の日付まで延長した。中断期間は2020年3月24日から7月29日までとされた。 (2)UKIPOはさらに、手続中断日の終了直後である2020年7月30日から適用される、一時的な手数料変更も導入し、遅延納付の割増料は£0、所定の期間の延長手数料も£ 0とされた。これは2020年7月30日から2021年3月31日まで適用される。手数料変更は、2020年度の行政委任立法である特許・商標・登録意匠(新型コロナウイルス感染症による手数料改正)規則によって施行された。この規則は、特許法第123条、意匠規則第36条及び第40条、商標法第78条及び第79条を法的根拠としている。	IPO interrupted days (UKIPO) https://www.gov.uk/government/news/ipo-interrupted-days (1) 特許規則110 中断された日 意匠規則40 中断日 商標規則75 中断日 (2) The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/644/contents/made	該当する規定なし。	該当する規定なし。
ドイツ	(1)ドイツ特許商標庁は法律で定める期間（制定法による納付期間を含む）を延長することができない。ただし、過失がなく、実際の状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。 (2)新型コロナウイルスの感染拡大による財務状況のために、知財権の所有者及び出願人が年金、維持手数料、延長手数料の納付が不可能である場合には、一定の条件に従い、法的救済を請求することができる。 (3)手数料納付期間の終了前に法的救済の付与請求が行われた場合、その期間は停止する。法的救済の請求が拒絶された場合には、関係する決定の受領日から1月の期間が再び適用される。	(1)特許法第123条 (2)特許法第129条から第138条 特許法第129条以降を準用する実用新案法第21条第2項 民事手続法第114条から第116条を準用する意匠法第24条第1文及び第3文 (3)特許法第134条、 特許法第134条を準用する実用新案法第21条第2項、 特許法第134条を準用する意匠法第24条第4文 法的救済に関する情報 「ドイツ特許商標庁に対する法的扶助の情報(Merkblatt über Verfahrenskostenhilfe vor dem Deutschen Patent- und Markenamt (A 9540))」 https://www.hemmekonsor.de/uploads/c3g5bIfp/a9540.pdf	該当する規定なし。	該当する規定なし。
フランス	(1)特許、商標、意匠法には不可抗力に関する特別の規定が存在していない。 (2)コロナ感染症拡大に対する救済措置 ①2020年3月16日長官は決定No.2020-32を行った。この決定では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、INPIが定めたすべての手続期間は4月延長される旨が規定されていた。 ②その後、2020年3月26日、フランス政府は法律上の期間全般の期間延長を扱う命令No.2020-306を公表した。これはINPI長官の決定を優越するものであり、最終的にフランス政府は2020年5月15日付で命令を更新し、2020年3月12日から6月23日までに間に到来する期限について、次のように延長される旨が規定された。 ・最初の手続期間が1月の場合には、2020年7月23日まで延長 ・最初の手続期間が2月の場合には、2020年8月23日まで延長	(1)該当する規定なし。 (2) ①Decision No.2020-32 https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_2020-32_report_delais_coronavirus_16_mars_20.pdf ②Ordonnance n° 2020-306 du 25 mars 2020 relative à la prorogation des délais échus pendant la période d'urgence sanitaire et à l'adaptation des procédures pendant cette même période(健康緊急事態の期間中に満了した期限の延長及び当該期間中の手続の適応に関する2020年3月25日の条例第2020-306号；2020年5月25日) https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000041910275/	フランス民法典第1218条 債務者の管理範囲外の事象であって、契約締結時に合理的な予測が不可能であり、適切な手段ではその影響が回避不可能なものによって、債務者自身の義務の遂行が妨げられた場合には、契約事項における不可抗力が存在する。 障害が一時的なものであれば、結果的な遅滞によって契約の終了が正当化される場合を除き、その義務の遂行は停止される。障害が恒久的なものであれば、契約は法律の運用によって終了し、第1351条及び第1351-1条に規定する条件に従い、各当事者はその義務から解放される。	フランス民法典第1218条
スイス	スイス知財法には不可抗力に注目した特別な条項が含まれていない。また、期限を「自動的に」延長する法的根拠もない。ただし、期間/期日の徒過について利用可能なくつかの方策が存在している。 (1)手続続行請求（商標、特許、意匠手続） 特許法第46a条、意匠法第31条、商標法第41条 (2)権利回復請求（特許手続のみに適用） 請求は期間不遵守の理由の解消から2月以内であって、遅くとも不遵守の期間の終了から1年以内に行わなければならない。 特許法第47条 (3)権利回復請求（商標及び意匠手続のみに適用） 請求は期間不遵守の理由の解消から30日以内に行わなければならない。 APA第24条	(1)特許法第46a条、意匠法第31条、商標法第41条 (2)特許法第47条 (3)APA(Federal Act on Administrative Procedure)第24条 https://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/19680294/index.html#a50	民事及び行政手続における法定休日を延長する2020年3月20日の連邦参事会(スイス政府最高機関)の決定に基づき、IPIに対する手続期限の大部分は、2020年3月21日から、2020年4月19日まで留保された。	Coronavirus: Gerichtsferien in Zivil- und Verwaltungsverfahren werden verlängert(Coronavirus: court holidays in civil and administrative proceedings are extended) https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78502.html
カナダ	(1)特許 カナダ特許庁は新型コロナウイルスの感染拡大期間中の救済手続について、特許法第78条(1)及び(2)を法的根拠としている。 (2)意匠 カナダ意匠庁は新型コロナウイルスの感染拡大期間中の救済手続について、意匠法第21条(1)及び第21条(2)を法的根拠としている。 (3)商標： 出願人は商標法第34条(5)及び第46条(5)に基づき、優先権主張を伴う登録出願期間又は登録商標の更新期間について、不可抗力による延長申請が認められる。新型コロナウイルスの感染拡大期間中、商標登録官は商標法第66条(2)に基づき、商標法第66条(1)の適用に関して、2020年3月16日から2020年8月28日までの期間中のすべての日付を指定した。	(1)特許法第78条(1),(2) (2)意匠法第21条(1),(2) (3)商標法第34条(5)及び第46条(5) https://laws-lois.justice.gc.ca/fra/lois/P-4/index.html https://laws-lois.justice.gc.ca/fra/lois/I-9/index.html https://laws-lois.justice.gc.ca/fra/lois/T-13/index.html	該当する規定なし。	該当する規定なし。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大等有事における救済措置（知的財産法の内外の不可抗力条項）				
	知的財産法に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)	知的財産法以外の法律に規定される不可抗力条項	根拠(法令、リンク先)
ロシア	<p>新型コロナウイルスの感染拡大期間中に、Rostatentとのコミュニケーションに有利な条件をつくり、高度の警戒態勢を導入することを目的として、2020年6月20日にロシア政府令No. 893が発令された。</p> <p>この政府令によると、出願人、権利所有者、その他の当事者のRostatentに対する手続(各種書類、出願の追加資料、申立書、申請書、反論書などの提出)の終了日が2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長することができる。特許手数料の納付に関しても期間延長について規定されている。期間延長の申立は、延長対象とされる期間の終了日から1月以内又は採択された政府令の施行日から1月以内の、いずれか遅く終了する期間内に行うことができる。この申立を行うための手数料は規定されていない。</p>	<p>「知的財産関係の連邦専属当局が法律に拘束される行為を遂行するために要求される、特許及びその他の手数料の納付に関する手続を含む、各種手続を行う出願人、権利所有者、その他の当事者のための期間延長に関する」2020年6月20日のロシア政府令No.893 URL:https://rospatent.gov.ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020</p> <p>「緊急予防と救済に関するロシア連邦の特定の立法法の改正に関する」連邦法第17条第8項第1部</p> <p>連邦民法典第1246条第3項(知的所有権分野における関係の国家規制)</p>	<p>連邦民法典第401条(3)により、企業活動に関わる債務不履行については、通常は不可抗力を証明しない限り責任を負うとされる。</p>	<p>連邦民法典第401条 (3)法令又は契約に別段の定めがない限り、解雇に失敗したか又は不適切な方法で解雇した者は、不可抗力、すなわち、与えられた条件下で回避することが不可能であった異常な状況、のために適正な解雇が不可能であったことを証明しない限り、事業活動を行っている間、責任を負うものとする。特に、債務者の代理人に義務違反があったこと、商品が市場に存在していなかったこと、解雇が必要不可欠であったこと、又は債務者の処分にあたって必要な手段がなかったことを、このような状況であると言及してはならない。</p>
インド	<p>知財法それ自体には具体的な不可抗力条項が存在しない。</p>	<p>該当する規定なし。</p>	<p>インドにおいて不可抗力は、1872年インド契約法によって管理される。この原則は法律第32条及び第56条に具体的に規定されている。 第32条：この規定は、一定の偶発的事象によって発生した・発生しなかった状況に伴う契約事項の行使に関して、偶発的事象(contingent event)の概念を扱うものである。これには「不可抗力」による事象も明確に特定されている。 第56条：この規定は、契約履行の不可能性又は契約履行の不十分性の概念を扱うものであり、この場合に契約は無効とされる。</p>	<p>Section 32 of the Indian Contract Act, 1872: https://www.indiacode.nic.in/show-data?actid=AC_CEN_3_20_00035_187209_1523268996428&sectionId=38636&sectionno=32&orderno=33</p> <p>Section 56 of the Indian Contract Act, 1872: https://www.indiacode.nic.in/show-data?actid=AC_CEN_3_20_00035_187209_1523268996428&orderno=57</p>
ブラジル	<p>第221条 本法で定める期限は継続するものとし、それが経過したとき、手続をする権利は自動的に消滅する。ただし、当事者が、手続をしなかったことについて正当な理由があることを証明したときは、この限りではない。 (1)当事者の行為の遂行を妨げた、当事者の管理外にある予期せぬ事象は、正当な理由とみなされる。 (2)正当な理由が認められたときは、当事者は知財庁によって当事者に認められた期間内に、手続をしなければならない。</p>	<p>産業財産権法第221条</p>	<p>産業財産権法第221条と同様の原則が、民法等でも規定されている。 民法223条 期間が経過した後、司法宣言にかかわらず、手続行為を実施又は修正する権利は消滅するが、当事者は、正当な理由によりそれを実行しなかったことを証明することが保証されている。 (1)当事者の制約が及ばず、当事者が単独で又は代理人によって行為を実行することを妨げた事象は、正当な理由と見なされる。 (2)正当な理由が確認されると、裁判官は、当事者が署名した期間内にその行為を実行することを許可します。 行政手続規則(No. 9,784/1999) 第67条 正当に証明された理由のある不可抗力を除いて、手続の期限は中断されない。</p>	<p>民法223条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2015/lei/l13105.htm</p> <p>行政手続規則(No. 9,784/1999)第67条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/19784.htm</p>
オーストラリア	<p>(1)期間延長の規定 知財法に基づく明確な不可抗力条項は存在していないが、特許法、商標法、意匠法それぞれには、一定状況下での期間延長に関する特別規定が含まれている。期間延長を認めるために適用される一般的な法律原則はいくらか類似しているが、各法律の個別規定は異なっている。 (2)期間延長請求手続の簡素化 知財庁は、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。これらの措置は2020年4月22日から2021年1月31日まで実施された。</p>	<p>(1) 特許法第223条 意匠法第137条 商標法第224条</p> <p>(2)Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions</p>	<p>該当する規定なし。</p>	<p>該当する規定なし。</p>

II. 出願手数料不備の指令に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
米国	手数料は、明細書及び必要な図面を提出した後で、長官によって定められた。期間内(出願日から2月)に割増金の納付を含む条件に従って提出することができる。 手数料が所定の期間内に提出されなかった場合は、特許出願は放棄されたものとみなされる。ただし、手数料の提出遅延が不可避であったこと又は故意によるものでなかったことを長官が認めるように証明された場合は、この限りでない。	特許法第111条(a)(3)~(4) 出願 特許規則§1.53(f)(1) 出願番号、出願日及び出願の完成 特許審査手続便覧(MPEP)506.1.C https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s506.html#d0e29845	2月の手数料納付期間は、期間延長手数料を納付することによってさらに5月までの延長が可能である。	特許規則§1.136(a)(1) 期間延長 出願人が非法定期間又は短縮された法定期間内での応答を要求された場合は、出願人は、その応答期間を制定法によって定められている最長期間の満了又は応答のために定められた期間後5月の内、何れか早い方で延長することができる。 特許審査手続便覧(MPEP)710.02(e) 規則§1.136は、特定の状況で回答期間を延長するための2つの異なる手順を規定している。特定の状況での手順は、状況によって異なり、以下を除いて設定された期間満了後5月まで、手数料の納付を条件として延長が認められる。 (A) 法令で禁止されている場合 (B) 規則に記載されている項目のいずれかによって禁止されている場合 (C) 出願人がオフィスアクションにおいて別の方法を通知された場合	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間 CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであって、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していただければ適時に提出したものとみなされた。 CARES法及び特許規則§1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス経済救済法§12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines USPTO notices regarding COVID-19 https://www.uspto.gov/coronavirus 特許規則§1.183 規定の停止	意匠(特に特許との相違点) 意匠特許の手続は実用特許の手続と同様である。 手数料が、2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当日を含む)に納付日が到来する又は到来した場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していれば、適時に行われたものとみなされる。 USPTOが列挙した救済措置の対象外の手数料について納付期間の延長請求を希望する場合には、長官宛の申請をする必要がある(出願手数料の納付不備に対する補正指令は、これに該当すると解される)。 https://www.uspto.gov/trademarks/laws/cares-act-faqs	商標(特に特許との相違点) 手数料が、2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当日を含む)に納付日が到来する又は到来した場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していれば、適時に行われたものとみなされる。 USPTOが列挙した救済措置の対象外の手数料について納付期間の延長請求を希望する場合には、長官宛の申請をする必要がある(出願手数料の納付不備に対する補正指令は、これに該当すると解される)。 https://www.uspto.gov/trademarks/laws/cares-act-faqs
欧州(EPO)	EPC規則38 出願手数料及び調査手数料 (1) 出願手数料及び調査手数料は、欧州特許出願から1月以内に納付する。 EPOは出願手数料、真手数料、分割手数料、調査手数料の納付を求める通知を行わない。これらの手数料が適時に納付されない場合、出願はEPC第78条(2)に基づき取り下げられたものとみなされる。 EPC第78条 欧州特許出願の要件 (2) 欧州特許出願については、出願手数料及び調査手数料を納付しなければならない。手数料又は調査手数料が納付期間内に納付されなかった場合は、その出願は取り下げられたものとみなす。	EPC規則38 出願手数料及び調査手数料 EPC第78条(2) 欧州特許出願の要件	出願手数料が適時に納付されず、EPC第78条(2)に基づき取り下げられたものとみなされた出願に対して、EPC第121条及びEPC規則135に基づく手続続行が可能である。 EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行 (1) 出願人は、欧州特許庁に対して期限を遵守できない場合でも、欧州特許出願手続の続行を請求することができる。 EPC規則135 手続の続行 (1) EPC第121条(1)に基づく手続の続行は、期限の不遵守又は権利喪失の何れかに関する通知から2月以内に所定の手数料を納付することによって請求する。遅滞した手続は、請求をするための期間内に完了させなければならない。 手数料：出願手数料の50%	EPC規則121条 欧州特許出願についての手続の続行 EPC規則135 手続の続行 料金に関する規則 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—	—
欧州(EUIPO)	出願日が認定されるためには書類の提出から1月以内に、出願手数料が納付することが条件とされる。出願手数料が納付されることがなく上述した1月の期間が経過した場合、EUIPOは、この欠陥によって出願日が認められない旨を出願人に通知し、未納付の手数料を納付するために通知の受領から2月の期間を定める。	EUTMR第32条 出願日 EUTMR第41条(2) 出願条件の審査	1回目の期間延長請求は6月まで、例外的状況において2回目以降の期間延長請求は6月まで認められる。	商標委員会規則(EUTMR)第68条 期間延長 (1) EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2) EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3) EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1) EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2) EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3) EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1) DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728 (2) DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/ (3) COVID-19-Guidance Note on time limits after end of extension period https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471	①通常認められる手続期間 CDIR第46条(3) 修正可能な不備 CDIR第10条(5) 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査 納付を必要とする手数料が指定期間(2月)の満了時までには納付されなかった場合は、商標意匠庁はその出願を却下するものとする。 ②現行の制度において認められる延長期間 CDIR第57条 期間の延長 1回目の期間延長請求は6月まで、例外的状況において2回目以降の期間延長請求は6月まで認められる。 ③EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDIR第67条)	—

II. 出願手数料不備の指令に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠 (特に特許との相違点)	商標 (特に特許との相違点)
中国	出願人は出願日より2月以内あるいは受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願手数料、公報発行手数料及び必要な出願に付随する追加手数料を納付しなければならない。	専利法実施細則 第95条 審査指南 第5部分 第2章1.1	期間延長をすることはできない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。	専利法実施細則 第95条	CNIPAの第350号公告にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのようになった理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告 (国家知識産権権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	専利と同じ。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告 (国家知識産権権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権権局に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	特許庁長は、出願手数料が納付されなかった場合、期間を定めて (通知の発送日から1月) 補正を命じなければならない。	特許法第46条第3号(手続の補正) 特許法施行規則第16条第1項(期間の指定)	延長期間は1月単位で申請ことができ、延長期間は、通算して4月を超えることができない。ただし、申請人が責任を負うことができない事由が発生したり、韓国を指定国として指定して国内段階手続を進める国際特許出願などの指定期間の追加延長が必要であると認められる場合にはこの限りでない。	出願関係事務取扱規程第12条第2項 https://www.law.go.kr/행정규칙/출원관계사무취급규칙/(1015,20200825)/제12조	(1)指定期間が2020年3月31日から5月30日までの日付で終了する場合、特許法第15条(2)に基づく期間の期限は、2020年5月31日まで職権で延長された。 (2)指定された期間を守ることができず、手続が無効となった場合、補正命令を受けた者の認められるときは、その事由が消滅した日から2月以内に無効処分の取消を請求可能(但し、指定された期間の満了日から1年以内に可能)。	(1)[KIPO通告第2020-76]COVID-19の影響による指定期間の職権延長の公式通知(2020年3月31日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp_# (2)[KIPO通告第2020-98]COVID-19の影響による指定期間の2回目職権延長の公式通知(2020年4月28日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1695 (2)特許法第16条第2項	基本的には特許と同じである。 ①通知の発送日から1月以内に納付 デザイン保護法第47条第3号、デザイン保護法施行規則第29条第1項 ②4月の延長が可能 出願関係事務取扱規定第12条第2項 ③指定された期間を守ることができず、手続が無効となった場合、補正命令を受けた者の責めに帰することができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から2月以内に無効処分の取消を請求可能(但し、指定された期間の満了日から1年以内に可能)。 デザイン保護法第18条第2項	基本的には特許と同じである。 ①通知の発送日から1月以内に納付 商標法第39条第2号、商標法施行規則第32条第1項 ②4月の延長が可能 出願関係事務取扱規定第12条第2項 ③指定された期間を守ることができず、手続が無効となった場合、補正命令を受けた者の責めに帰することができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から2月以内に無効処分の取消を請求可能(但し、指定された期間の満了日から1年以内に可能)。 商標法第18条第2項
英国	出願日から12月又は優先権主張の場合には、優先日から12月又は出願日から2月のいずれか遅く終了する期間までに納付しなければならない。	特許法第15条(10)(c) 特許規則 22 特許実務マニュアル15, 15.50 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977 https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/section-15-date-of-filing-application	規則108(2)に基づき2月の期間延長が認められ、手数料を納付した場合には、規則108(3)に基づきさらに2月の(裁量による)期間延長が認められる。	特許規則 108(2), (3) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	この12月又は2月の期間が、手続中断日として宣言された期間内(2020年3月24日から7月29日まで)に終了した場合には、中断日に該当し最も最初の日(2020年7月30日)まで延長された。 2020年7月30日から2021年3月31日まで一時的な手数料変更も導入し、遅延納付の割増料は£0、所定の期間の延長手数料も£0とされた。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ip-services The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uk/si/2020/644/made	①英国登録意匠の出願手数料は出願時に納付する。出願人の不作為又は過失によって意匠登録出願が12月以内に登録可能となるよう完了しなかった場合には、放棄したものとみなされる。 意匠法第3条(5)、意匠規則 10(1) ②登録意匠の公開は12月まで繰り延べることができる。登録前に、さらなる様式の提出及び手数料の納付が要求される。 ③特許と同様に、2020年3月24日から2020年7月29日までの間について、手続中断日が適用された。 https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ip-services	①商標の場合には状況が異なり、出願時に手数料が納付されることが一般的である。審査報告書の変額から14日以内にすべての手数料を納付しなければならない。 商標規則 13 https://www.gov.uk/how-to-register-a-trade-mark/apply
ドイツ	出願日と同時に手数料を支払わなかった場合は、出願日から3月以内に支払わなければならない。	特許費用法§3(1),§6(1) https://www.gesetz-im-internet.de/patkostg/BJNR365610001.html	手数料が支払われない、全額支払われないか、出願日に拒絶査定が通知され、出願人は通知の受領日から2月以内であれば、対応する手数料に割増料を追加した額を納付する機会を有する。	特許費用法§6(2)	(1)2020年3月18日時点で係属中のすべての知財手続に関して、ドイツ特許商標庁によって付与された期限は2020年5月4日まで延長され、その日以前においては期限が経過していることを理由にはいかなる決定も行われず。 (2)ドイツ特許商標庁は法律で定める期間(制定法による納付期間を含む)を延長することができない。ただし、自身に過失がなく、現在状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき自身の手続を事後的に回復することができる。その後に請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。	(1)知的財産手続の遅れと期限(2020年3月18日) https://www.dpma.de/dpma/veroeffentlichungen/aktuelles/coronavirus/archiv/index.html (2)特許法第123条	特許と同じである。出願手数料は法律で定める期間内(出願日から3月)に納付しなければならない。 特許費用法§3(1),§6(1)	特許と同じである。出願手数料は法律で定める期間内(出願日から3月)に納付しなければならない。 特許費用法§3(1),§6(1)
フランス	特許出願人は、特許出願日から1月以内に出願手数料及び調査報告手数料を納付しなければならない。	知的財産規則第R612条5 Page 15 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	出願人が特許出願日から1月以内に出願手数料、調査報告手数料を納付しなかった場合には、出願人に拒絶査定が通知され、出願人は通知の受領日から2月以内であれば、対応する手数料に割増料を追加した額を納付する機会を有する。	知的財産規則第R612条45 Page 15 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	特別の延長期間はない。 前記②の追加の2月の期間は、命令No.2020-306で適用除外の項目とされており延長されていない。	命令 No.2020-306 Report de délais lié à la crise sanitaire 15/05/2020(健康危機に関連する期限の延期) https://www.inpi.fr/fr/report-de-delaiss-la-crise-sanitaire	手数料は出願時に納付し、納付時の欠陥を是正する手続は存在しない。	手数料は出願時に納付し、納付時の欠陥を是正する手続は存在しない。

II. 出願手数料不備の指令に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
スイス	出願人は、期限の不遵守についての通知を庁から受領してから2月以内に請求を提出しなければならない。	特許法46a条(2) 特許規則第14条	期間終了から6月以内である。	特許法第46a条(2) 特許規則第14条	これらの期間は法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	特許と同じ。	特許と同じ。
カナダ	通知の日付又は当初の納付期日である。維持手数料：通知日から2月又は当初の手数料納付期日から6月である。審査請求手数料：通知日から2月である。	特許法73(1)(c),(d) https://laws-lois.justice.gc.ca/fra/lois/P-4/index.html	延長することはできない。	特許規則第68条(3)、第80(2) https://laws-lois.justice.gc.ca/fra/reglements/DORS-2019-251/index.html	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手数料は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1)、第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html	特許出願手続と同様に、手数料納付期間、未納の手数料納付手続、納付額の訂正に複数の手続も存在する。 https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01759.html	手数料は商標出願に出願日及び出願番号が付される前に全額を納付しなければならない。
ロシア	通知の送達日から2月以内に納付しなければならない。	特許及び費用に関する規則第8章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941	12月の延長が認められる。	特許及び費用に関する規則第9章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。	①特許と同じ。 ②6月の延長が認められる。 特許及び費用に関する規則第11章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941 ③特許と同じ。
インド	インド特許法及び規則には、追加手数料の納付に関する具体的な規定が存在しないが、実務として、長官の通知日から1月以内又は通知書で長官が定める期間内に、未納の手数料を納付することができる。	該当する規定なし。	延長することはできない。	該当する規定なし。	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDTM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Delhi High Court Orders Intellectual Property Attorneys vs The Controller General on 17 June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_HC_Order-17_June_2020.pdf Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	特許と同じ。	方式チェックの段階で出願に欠陥がある場合には、その状況の通知受領から30日以内に応答しなければならない。
ブラジル	ブラジル産業財産公報における公告発行日から60日又は90日以内に納付しなければならない。 産業財産法には特に規定されていないが、手数料納付に不備がある場合、知財庁はその調整を求めるオフィスアクションを公告することが一般的である。	産業財産法第36条,第84条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9279.htm	延長することはできない。	該当する規定なし。	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。 2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeid=733 産業財産庁 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	特許と同じ。	商標出願では、産業財産公報における通告の公告に基づき、納付時の不備の一部に限り是正が可能である。このオフィスアクションに対応するための期間は60日が一般的である。新型コロナウイルス感染症に関する期間猶予は、知財庁のすべての分野において、同一のガイドラインに従う。
オーストラリア	手数料の納付時期後1月以内に、局長が手数料の納付義務者に対して納付の要請を出し、その要請の日から2月以内に手数料を納付するよう求める。	特許規則 22.2B http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.2b.html	延長期間は特に定められていないが、一定状況において期間延長を請求することができる。	特許法223条 特許規則 22.11 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s223.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.11.html	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。 新型コロナウイルスの感染の拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。 これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	特許と同じ。 意匠規則11.02 http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/dr2004200/s11.02.html	特許と同じ。 商標規則4.12 http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s224.html http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s4.12.html

Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
米国	応答期間は、オフィスアクションの郵送から3月の短縮法定期間が定められている。	特許法第133条 出願手続の遂行期間 特許審査手続便覧(MPEP)710.02(b) 法定短縮期間	応答期間は、オフィスアクションの郵送から6月の法定期間が定められている。如何なる場合も、延長が制定法によって定められている最長期間を超える日を応答期日とすることはできない。延長手数料の納付が条件とされる。	特許法第133条 出願手続の遂行期間 特許規則§1.134 庁指令に対する応答期間 特許規則§1.136(a)(1) 期間延長 特許審査手続便覧(MPEP) 710.02(e) 期間延長	CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであって、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。CARES法及び特許規則§1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス経済救済法§12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines 特許規則§1.183 規定の停止	審匠特許の手続は実用特許の手続と同様である。	商標に関して、オフィスアクションに対する応答期間は郵送から6月である。この期間の延長は認められない。新型コロナウイルスの感染拡大期間中、オフィスアクションに対する応答期限が2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当白を含む)であった場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していれば、適時に行われたものとみなされた。 商標規則 § 2.62(a) 応答提出の手続 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-shouhyou_kisoku.pdf 商標審査便覧§711 庁指令に対する応答期間 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-shouhyou_binran700.pdf Trademarks and Trademark Trial and Appeal Board (TTAB) FAQs: Extension of Deadlines under the CARES Act https://www.uspto.gov/trademark/laws-regulations/cares-act-faqs
欧州(EPO)	EPOはEPC第94条(3)に基づく通知(審査部が提起する実体審査に関する通知)から4月の期間を定める。	EPC第94条(3) 欧州特許出願の審査 EPC規則71 審査手続 EPC規則132 欧州特許庁が指定する期間 欧州特許審査便覧 パートE 第VIII章, 1.2 EPC規定に基づいてEPOによって指定される期間 Guidelines for Examination Part E, Chapter VIII, 1.2 Duration of the periods to be specified by the EPO on the basis of EPC provisions https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/e_viii_1_2.htm	手続の続行(EPC規則135)により、2月の延長が可能である。 EPC規則135 手続の続行 (1)EPC第121条(1)に基づく手続の続行は、期限の不遵守又は権利喪失の何れかに関する通知から2月以内に所定の手数料を納付することによって請求する。遺漏した手続は、請求をするための期間内に完了させなければならない。 手数料：265ユーロ	EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行 EPC規則135(1) 手続の続行 料金に関する規則 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通告 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—	—
欧州(EUIPO)	EUIPOは登録を拒絶する理由を出願人に通知し、出願の取下げ若しくは補正又は自身の意見書提出を行うための期間を定める(一般的実務で2月)。この期間は通知の受領日から開始する。	EUTMR第42条(2) 絶対的拒絶理由に関する審査	1回目の期間延長請求は最長で6月まで、続く2回目の期間延長請求は例外的状況においてのみ最長で6月まで認められる。	EUTMR第68条 期間延長	(1)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3)EUIPO通告(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1)DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728 (2)DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/ (3)COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euiipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471	EUIPOでは審匠出願の実体審査は行われない。 ①通常認められる手続期間 CDR第46条(3) 修正可能な不備 CRIR第10条(3) 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査 出願日は認定されたが、審査の結果、次の事実が明らかになったときは、出願人に対して、指摘した不備を同庁が定めた期間内(2月)に是正するよう要求するものとする。 ②現行の制度において認められる延長期間 CDIR第57条 期間の延長 1回目の期間延長請求は6月まで、例外的状況において2回目以降の期間延長請求は6月まで認められる。 ③EUIPO通告(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDR第67条)	—

Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
中国	発明専利出願の実体審査手続における第1回審査意見通知書に対する出願人の回答期限は、送達日(通知書の発行日+15日)から4月である。	専利法実施細則第4条、第5条 審査指南 第5部分 第7章1.1, 1.2, 2.1, 2.2, 2.3	延長期間が1月未満である場合は、1月として計算される。延長期間は2月を超えてはならない。同じ通知又は決定において指定された期限について、許可される延長は一般的に1回のみとする。 初回延長請求手数料：300元 再延長請求手数料：2,000元	審査指南 第5部分 第7章4.1.4.2 専利手数料、集積回路レイアウト設計料 https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?_ID=155983&colID=1518	CNIPA通知No.350にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのようになった理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。 新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(第350号)(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	最初の拒絶理由通知の応答期限は、拒絶理由通知の発行日から、15日の送達遅延期間に2月を加算する。 審査指南 第5部分 第7章1.2	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権局に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	審査官は、特許拒絶決定をしようとする場合等において、特許出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて(通知の発送日から2月)意見書を提出することができる機会を与えなければならない。	特許法第63条第1項 特許法施行規則第16条第1項	指定期間延長申請は、その申請書が受理された時に、承認されたものとみなす。ただし、意見書の提出期間の延長申請の場合には、延長希望期間の満了日が指定された期間の満了日から4月を超えない期間内である場合に限る。 自動的に延長が認められるものではなく、期間延長申請の手続をする必要があり、1月ずつ又は希望の期間(月単位)を最大4月まで一度に申請することができる。	特許実用新案審査事務取扱規程第23条第3項 https://www.law.go.kr/행정규칙/특허-실용신안심사사무회규정/(1014,20200813)/제23조	指定期間が2020年3月31日から5月30日までの日付で終了する場合、特許法第15条(2)に基づき期間の期限は、2020年5月31日まで職権で延長された。	(1)[KIPO通告第2020-76]COVID-19の影響による指定期間の職権延長の公式通知(2020年3月31日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp#_ [KIPO通告第2020-98]COVID-19の影響による指定期間の2回目の職権延長の公式通知(2020年4月28日) https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kipone&catmenu=ek06_01_01&seq=1695	基本的には特許と同じである。 ①通知の発送日から2月以内に応答する。 デザイン保護法第63条第1項、デザイン保護法施行規則第29条第1項 ②4月の延長が可能 商標デザイン審査事務取扱規定第13条第2項 ③4月を超える期間延長は、延長の事由を疎明した場合に限って例外的に可能。COVID-19を事由とした5月以上の期間延長に対しては別途の証憑書類なしに事由を記載した説明書を提出するだけで審査官が期間延長を承認する傾向にある。 デザイン保護法第17条第2項	基本的には特許と同じである。 ①通知の発送日から2月以内に応答する。 商標法第55条第1項、商標法施行規則第50条第2項 ②4月の延長が可能 商標デザイン審査事務取扱規定第13条第2項 ③4月を超える期間延長は、延長の事由を疎明した場合に限って例外的に可能。COVID-19を事由とした5月以上の期間延長に対しては別途の証憑書類なしに事由を記載した説明書を提出するだけで審査官が期間延長を承認する傾向にある。 商標法第17条第2項
英国	長官は、指定期間内に審査報告書について意見を述べ、かつ、要件を満たすように当該出願を修正する機会を出願人に与える。出願人は、審査報告書が送付された日直後に始まる2月の期間の満了前に修正することができる。審査報告書に対する応答期間は特許法又は規則に規定されておらず、それに代えて2月の指定(specified)期間を設けている。	特許法第18条(3) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977 特許規則 31 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	当然の権利として2月の期間延長が認められ、さらに特許法第117B条に基づき、裁量による、さらなる期間延長が認められる。	特許法第117B条 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977	最初の審査報告書に対する応答期間は4月に延長された。ただし、2020年11月9日以降は通常の2月の期間に戻されている。 新型コロナウイルスの感染拡大中、UKIPOは2020年3月24日から7月29日までの間を「手続中断日(中断された日)」と宣言した。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services	意匠審査官は新規性について審査しない。審査官は方式要件のみについて審査する。2つの異なる応答期間が存在しており、表現物に関する拒絶理由に対する応答は3月(意匠規則9)、実体的拒絶理由に対する応答期間は2月(意匠規則 8)である。 これらの期間はいずれも、中断日に該当しない最初の日まで延長された。 意匠規則 40を	商標法第3条に基づき審査され、商標が外観上、認容可能であるのか否かについて査定される。たとえば登録を求めた商品及びサービスについて標章が説明的である場合には審査報告書において拒絶理由が示されるが、審査報告書には本願商標ときわめて近似するものと審査官が確信する先行権利も含まれる(ただし、これに関する通知は登録の障害とされない)。通常であれば出願人は、審査報告書に回答するために2月の期間が認められる。中断期間中、この最初の応答期間は4月に延長された。期間延長は請求可能であるが、一般的ではない。これは書面又は電話で行い、請求のための理由を述べる。新型コロナウイルスの感染拡大が、出願人が期間を遵守する能力に影響を与えた場合、この請求は好意的に扱われた。

Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
ドイツ	審査課は、特許可能なものではないとの結論に達したときは、出願人に対し、理由を付してその旨を通知し、かつ、特定期限内(4月内)に意見書を提出するよう求める。	特許法第45条(2)	2月の延長が可能である。	-	(1)2020年3月18日時点で係属中のすべての知財手続に関して、ドイツ特許商標庁によって付与された期限は2020年5月4日まで延長され、その日以前においては期限が経過していることを理由にはいかなる決定も行われぬ。 (2)ドイツ特許商標庁は法律で定める期間(制定法による納付期間を含む)を延長することができない。ただし、自身に過失がなく、現在状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき自身の手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。	(1)知的財産手続の遅れと期限(2020年3月18日) https://www.dpma.de/dpma/veroeffentlichungen/aktuelles/coronavirus/archiv/index.html (2)特許法第123条	一般的な期間は定められておらず、審査官が選択可能であり、通常では1月であるが、請求に基づき延長可能である。審査官は通常であれば、2月まで問題なく期間延長を認める。 ドイツ意匠法第16条(3)	一般的な期間は定められておらず、審査官が選択可能であり、通常では1月であるが、請求に基づき延長可能である。審査官は通常であれば、2月まで問題なく期間延長を認める。 ドイツ商標法第36条(2)
フランス	審査官は、方式上又は実体上の瑕疵が存在しており、結果的に特許出願の全体又は一部が拒絶されるおそれがあると判断する場合、出願人にその欠陥を通知する。特許出願人は通知の受領日から2月以内であれば、通知に回答する機会を有する。	知的財産規則第R612条46からR612条50 Pages 124 to 125 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	INPIにより与えられた期限に従わなかったことにより特許権が拒絶されるか又は拒絶されるおそれがある場合において、出願人が手続の継続を求める請求を提出するときは、拒絶の宣告がなされないか又は拒絶が無効となる。請求は、拒絶決定の通知から2月以内に書面により提出する。	知的財産規則第R612条52 Pages 125 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	命令No. 2020-306、第1-I条及び第2条に基づき、前期02月の期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合は、その期限は2020年8月23日まで延長された。	命令 No.2020-306 https://www.inpi.fr/report-de-delaissie-la-crise-sanitaire	出願人がINPIから方式上の拒絶理由を受領した場合には、1月の応答期間を有する。この期間は、最初の期間の終了前に書面で請求した場合、1月延長することができる。行動制限期間中、命令No.2020-306、第1-I条及び第2条に基づき、3月12日から6月23日までの間に終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。	出願人がINPIから方式上の拒絶理由を受領した場合には、1月の応答期間を有する。この期間は、最初の期間の終了前に書面で請求した場合、1月延長することができる。行動制限期間中、命令No. 2020-306、第1-I条及び第2条に基づき、3月12日から6月23日までの間に終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。
スイス	通知の受領時であり、通常であれば日付を示して期間(2月)が定められている。	特許法第59条(1),(2) 特許規則第11条 Information on extending time limits and further processing https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/dienstleistungen/schutzrechtuebergreifend/e/Merkblatt_Fristverlaengerungen_Weiterbehandlungen_EN_082017.pdf	審査手続の過程において指定される期間は、出願人の実行すべき見稿作業量を斟酌してこれを定める。その長さは、2月以上5月未満でなければならない。	特許規則第11条、第12条 Information on extending time limits and further processing https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/dienstleistungen/schutzrechtuebergreifend/e/Merkblatt_Fristverlaengerungen_Weiterbehandlungen_EN_082017.pdf	IPPIが定めた期間の延長は3回以内である。2回目までの延長は容易に取得できるが、3回目の延長は例外的な場合に限り認められ、重大な理由について具体的に説明しなければならない。 出願人が、自身の職務地又は居住地のロックダウンなど、健康政策の影響を受ける場合には、さらに長期間について1回目の延長を請求することができる。この場合にIPPIは、さらに長期間が必要である旨を正当化する理由の提出に基づき、1回目の延長を4月まで認めることができる。	Information for SMEs and start-ups, applicants, customers and visitors during the coronavirus pandemic https://www.ige.ch/en/services/newsroom/coronavirus-news.html#c70226	特許と同じ。	特許と同じ。
カナダ	通知の日から4月以内に回答しなければならぬ。	特許規則第131条(1)	通知の日から6月まで延長可能である。	特許規則第3条(1),第131条(2)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2)	①通知の日から3月以内に回答しなければならぬ。 意匠規則第22条(2) ②通知の日から6月まで延長可能である。意匠規則第22条(4) ③2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する応答は、2020年8月31日まで期日が延長された。 意匠法第21条(1),第21(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04826.html	①通知の発行日から6月以内に回答しなければならぬ。 ②十分な理由があれば6月の延長が可能である。 ③既存の制度と同じであり、十分な理由に基づき6月の延長が認められる。 新型コロナウイルスの感染拡大中、商標登録官に対するすべての手続の期日は指定された日まで中断され、この指定された期間の終了まで商標所有者は期間延長を請求する必要はなかった。 商標法第44条(1)、商標法第66条(1)、第66条(2) https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00050.html
ロシア	Rospatentは、特許の付与を拒絶する旨を決定する前に、請求された発明の特許性の確認の結果を通知すると共に、通知に記載された理由に応答する主張を求める。かかる理由に関する出願人の応答は、通知が送付された日から6月以内に提出しなければならない。	連邦民法典第1387条(1) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	延長は認められない。	該当する規定なし。	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。	特許と同じ。

Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
インド	要件を遵守すべき旨の最初の拒絶理由通知が出願人に発せられた日から6月以内に応答できる。	特許規則24B(5)	延長請求及び所定の手数料の納付に基づき最長で3月の延長が可能である。	特許法第21条(2) 特許規則24B(6)	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDTM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	①知財庁に対する出願日から6月以内にオフィスアクションに応答しなければならず、応答しない場合には出願を放棄したものとみなされる。 ②6月の期間終了前に延長請求を行うことによって、3月の期間延長が認められる。 ③特許と同じ。	①商標の場合の期間は、登録官(商標官)による拒絶理由の通知日から1月以内である。 ②事前に十分な理由を述べた期間請求を行うことによって、1月ごとの延長が可能である。 ③特許と同じ。
ブラジル	ブラジル産業財産公報における公告発行日から90日以内に納付しなければならない。	産業財産権法第36条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	延長することはできない。	該当する規定なし。	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産庁 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	ブラジル産業財産公報における公告から60日である。 産業財産権法第106条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	出願人は産業財産公報における拒絶通知の公告日から60日以内に、拒絶に対する審判を請求することができる。期間延長は適用されない。ただし、審判請求日から60日以内であれば、補充の意見書又は書類を提出することができる。
オーストラリア	最初の拒絶理由通知の日から12月である。これは単なる応答期日ではなく、この日までにすべての拒絶理由を解消し、出願が認可可能な状態に置かれることが要求される。	特許規則13.4 http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s13.4.html	延長期間は特に定められていないが、一定状況において期間延長を請求することができる。	特許法223条 特許規則22.11 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s223.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.11.html	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。新型コロナウイルスの感染の拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	出願後の方式要件のチェックで拒絶理由が発見された場合には、方式通知書が発行され、この場合に拒絶理由を解消するための期間は方式通知の日付から2月である。審査請求が行われ、審査において拒絶理由が発見された場合には、審査報告書が発行され、この場合に拒絶理由を解消するための期間は審査報告書の日付から6月である。 意匠規則3.14 意匠規則5.04 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/dr2004200/s3.14.html http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/dr2004200/s5.04.html	規定期間(prescribed period)は、最初の報告書の日付から15月、又は出願の新たな拒絶理由を提起するために発行されたさらなる報告書の日付から15月である。これは通常期間(ordinary time limit)であり、この期間内に申請人は出願を認可可能な段階まで完備させることが期待される。 規定期間が終了する前であれば、規則4.12(3)に基づき期間延長申請を行うことによって、認容日を延長することができる。 商標法第37条、第224条 商標規則4.12, 21.25 http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s4.12.html http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s21.25.html

IV. 新規性喪失の例外適用を受けるための証明書提出							
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)
米国	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。
欧州(EPO)	EPC規則25 博覧会の証明書 出願人は、欧州特許の出願から4月以内に、EPC第55条(2)にいう証明書であって、次の内容を有するものを提出する。	EPC第55条 新規性に影響を与えない開示 EPC規則25 博覧会の証明書	手続の続行(EPC規則135)により、2月の延長が可能である。 手数料：265ユーロ	EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行 EPC規則135(1) 手続の続行 欧州特許審査便覧 パートE 第VIII章, 1.6 期間延長 Guidelines for Examination Part E Chapter VIII, 1.6 Extension of a time limit https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/e_viii_1_6.htm EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—
欧州(EUIPO)	—	—	—	—	—	—	①通常認められる手続期間 CRR第44条 博覧会優先権 CDIR第9条 博覧会優先権 博覧会優先権を主張した場合は、出願人は出願と同時に又は遅くとも出願日から3月以内に、博覧会における工業所有権の保護に対して責任を有する当局がその博覧会において交付した証明書を提出しなければならない。 ③EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDR第67条)
中国	出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して2月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。	専利法第24条 専利法実施細則第30条 審査指南第1部分第1章6.3	期間延長はできない。請求できる期限の延長は指定期間に限定される。 また、実施細則第6条では、当該規定は新規性喪失の例外(専利法第24条)における期限には適用しないとされている。したがって、実施細則第6条の適用はない。	審査指南 第5部分 第7章4.1、4.2	CNIPA通知No.350により権利回復の根拠が専利実施細則第6条であることが示されているが、専利実施細則第6条では専利法第24条への適用が除外されていることから、権利の回復請求はできないと判断される。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	専利と同じ。
韓国	特許出願書にその旨を記載して出願しなければならない。これを証明することができる書類を産業通商資源部令で定める方法によって、特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。	特許法第30条第2項	期間延長の規定はないが、2015年7月29日以降の出願は、出願時に新規性喪失例外主張をした場合に限って、実務上では、出願日から30日が経過しても、補正期間内に書類提出書を用いて証明書類を提出することができる。	該当する規定なし。	該当する規定なし。	該当する規定なし。	①通常認められる手続期間 (1)出願日から30日 (2)登録可決定前の30日 (3)異議答弁時の答弁書提出期間 (4)無効答弁時の答弁書提出期間 デザイン保護法第36条第2項 ②、③は該当する規定なし。
英国	新規性、進歩性、明確性などいずれの問題であるかを問わず、すべての拒絶理由には、同一の応答期間が与えられ、審査報告書に対する応答期間は、報告書の発行日から2月である。 ただし、審査報告書に対する応答期間は特許法又は規則に規定されておらず、UKIPOは2月の指定期間を設けている。	特許法第18条 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977	当然の権利として2月の期間延長が認められ、さらに特許法第117条に基づき、裁量による、さらなる期間延長が認められる。	特許法第117B条 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977	最初の審査報告書に対する応答期間は4月に延長された。ただし、2020年11月9日以降は通常の2月の期間に戻されている。さらに手続中断期間中(2020年3月24日から7月29日まで)は、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで応答日が延長された。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services	審査官は新規性を審査せず、方式要件のみを審査する。 ただし、一般には出願手続中に認められる期間延長の回数に制限はない。概してガイドラインによると、審査官は1回だけ期間延長を認める。なお、複数回の延長を行う場合には、さらなる期間延長請求がなぜ必要であるのかについて、説得力がある具体的な理由書を添付しなければならない。 意匠審査実務：Part D; 13.09 https://www.gov.uk/guidance/designs-examination-practice/part-d-the-examination-report-and-post-examination-procedures 特許と同様に、2020年3月24日から2020年7月29日までが手続中断日となった。

IV. 新規性喪失の例外適用を受けるための証明書提出							
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)
ドイツ	国際博覧会に展示したという事実は、出願人が、出願時に当該発明が実際に展示されたことを陳述し、かつ、出願後4月以内にこれについての証明書を提出した場合のみ適用する。	ドイツ特許法第3条(5)	法定期間の延長はできない。	ドイツ特許法第3条(5)	新型コロナウイルス感染症の流行に対応するための特別の措置はないが、過失がなく、実際の状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。	特許法第123条	出願人が意匠を博覧会において展示した場合には、同人は、その意匠が最初に展示された日から6月以内に申請書を提出することを条件として、その日以降の優先権を主張することができる。証拠の提出は不要である。ドイツ特許商標庁は新規性のチェックを行わない。 意匠法第15条(1)
フランス	出願日から4月以内に、博覧会における産業財産権保護を担当する当局が博覧会中に発行した、その発明が博覧会に確かに出品されたことを確認する証明書を提出しなければならない。	知的財産規則第R612条22	延長はできない。	知的財産規則第R612条22	命令No. 2020-306、第1-I条及び第2条に基づき、前記期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その期限は2020年8月23日まで延長された。	命令 No.2020-306 https://www.inpi.fr/fr/report-de-delaie-la-crise-sanitaire	意匠の所有者が自身の意匠を開示した場合に、12月以内であれば新規性を喪失することなく自身の意匠出願が可能である。この規定は新型コロナウイルスの感染拡大を理由として規定されているものではない。
スイス	スイス特許は、出願時に新規で進歩性のある発明のみを保護するが、これら2つの要件は、スイス特許出願手続中には審査されない。したがって、新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用の証拠を提出する要件は存在しない
カナダ	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。
ロシア	Rospatentは、特許の付与を拒絶する旨を決定する前に、請求された発明の特許性の確認の結果を通知すると共に、通知に記載された理由に回答する主張を求める。かかる理由に関する出願人の回答は、通知が送付された日から6月以内に提出しなければならない。	連邦民法典第1387条(1) https://ips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	延長は認められない。	該当する規定なし。	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。
インド	刊行物における公表、政府が組織する博覧会における展示、学会における開示、出願人による公表の日から12月について、特許出願を行うためのグレースピリオドを規定している。これに伴う証明書の提出は規定されていない。	特許法第31条(d)	証明書提出に該当する規定なし。	証明書提出に該当する規定なし。	証明書提出に該当する規定なし。	証明書提出に該当する規定なし。	証明書提出に該当する規定なし。
ブラジル	新規性喪失の例外適用のために書面証拠を提出する必要はない。ただしブラジル産業財産法は、「グレースピリオド」について12月の期間を定めている(産業財産権法第12条)。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	新規性喪失の例外適用のために書面証拠を提出する必要はない。ただしブラジル産業財産法は、「グレースピリオド」について180日の期間を定めている。 産業財産権法第96条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm
オーストラリア	新規性喪失の例外に関する書面証拠を所定期間内に提出しなければならない旨の特別な規定は存在していない。オーストラリアにおける12月の新規性グレースピリオドは、審査報告書に回答して主張することができる(特許法第24条(1))。	該当する規定なし。	先行開示がグレースピリオド中に行われた旨を証明する書類を提出する必要がある。	該当する規定なし。	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。 新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。 これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	意匠出願に関して新規性グレースピリオドなし。

	V. 出願審査請求					
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)
米国	審査請求制度なし。	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当なし。
欧州(EPO)	EPC規則70 審査請求 (1)出願人は、欧州調査報告の公開の日から6月の間に欧州特許出願の審査を請求することができる。	EPC規則70 審査請求 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/epo-jyoyaku_kisoku.pdf	手続の続行(EPC規則135)により、2月の延長が可能である。 手数料：審査手数料の50%	EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行 EPC規則135(1) 手続の続行 欧州特許審査便覧 Guidelines for Examination Part E, Chapter VIII, 1.6 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/e_viii_1_6.html 料金に関する規則 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html	2020年3月15日に又はそれ以前に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長
欧州(EUIPO)	—	—	—	—	—	—
中国	発明特許出願の出願日から3年以内に、国家知識産権局は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。	専利法第35条 審査指南 第5部分 第7章2	期限延長はできない。請求できる期限の延長は指定期間に限定される。	審査指南 第5部分 第7章4.1、4.2	CNIPA通知No.350にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのようになった理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。 新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告（国家知識産権局公告第350号，2020年1月28日） https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条
韓国	何人も特許出願に対し特許出願日から3年以内に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。	特許法第59条	延長は認められない。	該当する規定なし。	特許出願の回復が認められると考えられる。出願人の責めに帰することができない事由で審査請求期間を守ることができず、特許出願が取り下げられたと認められる場合は、その事由が消滅した日から2月以内に審査請求できる(ただし、審査請求期間の満了日から1年以内に可能である)。	特許法第67条の3（特許出願の回復） https://www.law.go.kr/법령/특허법/(20201020,17536,20201020)/제67조의3
英国	出願公開日から6月以内に請求ができる。	特許法第18条 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977 特許規則 28 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	当然の権利として2月、その後は長官の裁量権に基づき2月ずつ延長が認められる。	特許規則 108(2), (3), (5)から(7) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	手続中断日として宣言された期間内(2020年3月24日から7月29日まで)に終了した場合には、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。 2020年7月30日から2021年3月31日まで、一時的な手数料変更を導入し、これらの所定の期間の延長手数料は£ 0とされている。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/644/made
ドイツ	審査請求は、出願後7年以内に、特許出願人又は第三者が行うことができる。	特許法第44条(2)	法定期間の延長はできない。	特許法第44条(2)	新型コロナウイルス感染症の流行に対応するための特別な措置はないが、過失がなく、実際の状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。	特許法第123条

V. 出願審査請求						
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)
フランス	INPIは特許出願の審査を自動的に行う。したがって審査のための請求は不要である。なお、INPIは予備調査報告書を自動的に作成する。特許出願時に、調査報告手数料の納付が義務づけられている。これを納付しない場合、特許出願は拒絶される。知的財産法第L612条4、知的財産規則第R612条45	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当する規定なし。
スイス	審査請求制度なし。	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当する規定なし。	審査請求制度なし。	該当する規定なし。
カナダ	出願日から4年以内に請求可能である。	特許規則第81条(1)	延長は認められない。	特許規則サブセクション第81条(2)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html
ロシア	特許出願時又は出願日から3年以内に、かつ方式審査の結果が肯定的であることを条件として、出願人又は第三者が知的財産権を所管する連邦行政機関に申立を提出したときは、当該発明出願は、実体審査を受ける。	連邦民法典第1386条(1) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	Rospatentは、提出期限前に出願人が提出する請求に基づき、発明出願の実体審査に係る申立の提出期限を2月を越えない範囲で延長することができる。	連邦民法典第1386条(1) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020
インド	出願の優先日又は出願日のいずれか先の日付から48月以内に行わなければならない。	特許規則24B(1)	審査請求に関する法律に基づき認められる期間の例外又は延長は存在しない。規定された期間内に審査請求が行われない場合、出願は出願人が取り下げたものとして扱われる。	該当する規定なし。	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDTM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf
ブラジル	特許出願日から36月以内に請求ができる。請求しなかった場合は出願は却下される。	産業財産権法第33条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	出願が却下されてから60日以内に回復の請求をして、手数料を納付した場合には特許出願を回復させることができる。	産業財産権法第33条補項 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。 2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産権 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf
オーストラリア	出願日から5年又は審査請求を行う旨の指令の日付から2月の、いずれか早く終了する期間である。	特許法第44条 特許規則3.15,3.16 特許規則 http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s44.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s3.15.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s3.16.html	延長期間は特に定められていないが、一定状況において期間延長を請求することができる。	特許法223条 特許規則22.11 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1991019/s223.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.11.html	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。 新型コロナウイルスの感染の拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions

VI. 拒絶査定不服審判の請求								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
米国	<p>応答期間は、ファイナルオフィスアクションの郵送から3月の短縮法定期間が定められている。</p>	<p>特許法第133条 出願手続の遂行期間</p> <p>特許法第134条 特許審理審判部への審判請求</p> <p>特許規則§41.31a Appeal to Board.</p> <p>特許規則§1.134 庁指令に対する応答期間</p> <p>特許審査手続便覧(MPEP)710.02(b) 法定短縮期間</p>	<p>応答期間は、オフィスアクションの郵送から6月の法定期間が定められている。如何なる場合も、制定法によって定められている最長期間6月を超える日を期日とすることはできない。延長手数料の納付が条件とされる。</p>	<p>特許法第133条 出願手続の遂行期間</p> <p>特許規則 41.31d Appeal to Board. https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s1204.html</p> <p>特許規則§1.134 庁指令に対する応答期間</p> <p>特許規則§1.136(a)(1) 期間延長</p> <p>特許審査手続便覧(MPEP) 710.02(e) 期間延長</p>	<p>CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであって、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。CARES法及び特許規則 §1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。</p>	<p>新型コロナウイルス経済救済法 §12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines</p> <p>特許規則§1.183 規定の停止</p>	<p>審匠特許の手続は実用特許の手続と同様である。</p>	<p>商標に関しては、審判通知書の提出期間は、オフィスアクションの郵送から6月である。この期間の延長は認められない。新型コロナウイルスの感染拡大期間中、オフィスアクションに対する応答期限が2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当日を含む)であった場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していれば、適時に行われたものとみなされる。</p> <p>商標規則§ 2.62(a) 応答提出の手続 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujijusa-shouhyou_kisoku.pdf</p> <p>商標審査便覧§711庁指令に対する応答期間 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujijusa-shouhyou_binan700.pdf</p> <p>Trademarks and Trademark Trial and Appeal Board (TTAB) FAQs: Extension of Deadlines under the CARES Act https://www.uspto.gov/trademark/laws-regulations/cares-act-faqs</p>
欧州(EPO)	<p>EPC第108条 期限と方式</p> <p>審判請求は、審判請求の対象となる決定の通知の日から2月以内に欧州特許庁に書面で、施行規則に従って提出する。審判請求は、審判請求手数料が納付されるまでは、されたものとみなさない。当該決定の通知の日から4月以内に審判請求の理由を記載した書面を、施行規則に従って提出するものとする。</p> <p>EPC規則112 権利失効の認定</p> <p>(2) 関係当事者が欧州特許庁の認定は正しくないと考えた場合は、通知から2月以内に当該事項に関する欧州特許庁の決定を申請することができる。</p>	<p>EPC第108条 期限と方式</p> <p>EPC規則112 権利失効の認定</p>	<p>EPC第121条(4)においてEPC第108条は除外されているため、手続の続行はできない。</p> <p>なお、権利の回復請求は可能である(EPC第122条及びEPC規則136)。</p>	<p>EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行</p>	<p>2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。</p> <p>さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。</p> <p>EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html</p> <p>EPC規則134(5) 期間延長</p>	—	—
欧州(EUIPO)	<p>審判請求通知は、その対象とする決定についての通知の日後、2月以内にEUIPOに対して書面によって提出しなければならない。</p>	<p>商標理事会規則 68条 審判請求の期限及び形式</p>	<p>審判請求期間は法定期間であるためEUTMDR第68条による期間延長はないが、EUIPOに対する期限遵守を怠ったものは、手続の継続を請求することができる。手続の継続請求は、不遵守期限の経過後2月以内に提出された場合に限り許可される。当該請求は、手続継続のための手数料が納付されるまでは提出されたとはみなされない。</p> <p>継続手数料：400ユーロ</p>	<p>EUTMDR第105条 手続の継続</p> <p>Fees payable directly to the EUIPO https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-payable-direct-to-euipo</p>	<p>(1)EUTMDR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。</p> <p>(2)EUTMDR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。</p> <p>(3)EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手続の中断(EUTMDR第71条) 2. 手続の継続(EUTMDR第105条) 3. 権利回復(EUTMDR第104条) 	<p>(1)DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/new/s/-/action/view/5657728</p> <p>(2)DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/new/s?p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/</p> <p>(3)COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471</p>	<p>①通常認められる手続期間</p> <p>CDR第57条(審判請求の期限及び方式)により、審判請求の通知は、審判請求の対象とする決定に関する通知日から2月以内に、EUIPOに書面により提出しなければならない。</p> <p>②現行の制度において認められる延長期間</p> <p>審判請求期限は法定期間であるため、CDIR第57条(期間の長さ)による期間延長は認められないが、CDIR第59条(手続の中断)の適用があり、所定の条件を満たす場合は6月の間、手続は中断され手続処理は行われない。</p> <p>③EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDR第67条) 	—

VI. 拒絶査定不服審判の請求								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
中国	専利出願人は国家知識産権局の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3月以内に、専利復審委員会に復審を請求することができる。	専利法第41条	期間延長はできない。国家知識産権局で行った拒絶査定を受け取った日から起算する3月以内に、専利出願人は専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求の提出期限は前述の規定に合致しない場合、復審請求を受理しないものとする。	審査指南 第4部分 第2章2.3	CNIPA通知No.350にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのような理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html	専利と同じ。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権局に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を受けた者が決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。	特許法第132条の17	特許庁長は、請求より又は職権で第132条の17による審判の請求期間を30日以内で1回だけ延長することができる。	特許法第15条第1項 特許法施行規則第16条第4項	審判請求の追完ができると考えられる。特許に関する手続をした者の責めに帰ることができない事由で審判請求期間を守ることができなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内に手続を追完することができる(ただし、審判請求期間の満了日から1年以内に可能である)。	特許法第17条	基本的には特許と同じである。 ①通知の送達日から30日以内に請求する。デザイン保護法第120条 ②60日の延長が可能である。デザイン保護法第17条第1項、デザイン保護法施行規則第29条第4項 ③デザインにかかると手続をした者の責めに帰ることができない事由で審判請求期間を守ることができなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内に手続を追完可能(但し、審判請求期間の満了日から1年以内に可能)。 デザイン保護法第19条	基本的には特許と同じである。 ①通知の送達日から30日以内に請求する。商標法第116条 ②60日の延長が可能である。商標法第17条第1項、商標法施行規則第7条 ③商標にかかると手続をした者の責めに帰ることができない事由で審判請求期間を守ることができなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内に手続を追完可能(但し、審判請求期間の満了日から1年以内に可能)。 商標法第19条
英国	裁判所に上訴を提起可能な期間は民事手続規則(CPR)第52部によって管理されている。CPR 52.4(2)(a)で規定する裁量権によると、上訴通知書はUKIPOによる査定の日から28日以内に裁判所に提出しなければならない。ただし、特許法第20条(2)に基づき、適切な場合には異なる期間を定めることができる。	特許法第20条(2) 特許法第97条 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977 民事訴訟手続規則 52.4, 63.16 https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part52	該当する規定はないが、裁判所の裁量となる。	該当する規定なし。	該当する規定はないが、裁判所の裁量となる。	該当する規定なし。	意匠出願を拒絶する最終的な査定に対しては、裁判所又は被指名者に対する上訴(不服申立)が可能である。民事手続規則 52.4(2)(a)で規定する裁量権によると、上訴通知書はIPOによる査定の日から28日以内に裁判所に提出しなければならない(意匠法第27条)。この期間は裁判所が定めるものであり、UKIPOは期間を延長する裁量権を持たない。被指名者に不服申立を行う場合には、申立の対象とされる査定の日付から28日以内に、被指名者に対する不服申立書を裁判所に提出しなければならない。UKIPOはこの期間を延長する裁量権を有しており、出願人が述べた理由が新型コロナウイルスの感染拡大に関するものであれば、この期間延長請求は好意的に扱われる(意匠法第27条, 民事手続規則第52部及び63.16)。	商標出願を拒絶する最終的な査定に対しては、裁判所又は被指名者に対する上訴(不服申立)が可能である。民事手続規則 52.4(2)(a)で規定する裁量権によると、上訴通知書はIPOによる査定の日から28日以内に裁判所に提出しなければならない(商標法第72条, 民事手続規則52.4及び63.16)。この期間は裁判所が定めるものであり、IPOは期間を延長する裁量権を持たない。被指名者に不服申立を行う場合には、申立の対象とされる査定の日付から28日以内に、被指名者に対する不服申立書を裁判所に提出しなければならない。UKIPOはこの期間を延長する裁量権を有しており、出願人が述べた理由が新型コロナウイルスの感染拡大に関するものであれば、この期間延長請求は好意的に扱われる(商標法第72条, 民事手続規則第52部及び63.16)。
ドイツ	審判請求は、決定の送達から1月以内に、書面により特許庁にしなければならない。	特許法第73条(2)	法定期間の延長はできない。	特許法第73条(2)	新型コロナウイルス感染症の流行に対応するための特別の措置はない。	特許法第73条(2)	手続に関するドイツ特許商標庁の決定は、連邦特許裁判所に上訴することができる。上訴は、決定の送達から1月以内に書面によりしなければならない。 意匠法第23条(4)で準用する特許法第73条(2)	審判請求は、命令の送達から1月以内に特許庁に提出しなければならない。 商標法第66条
フランス	特許出願の拒絶査定に不服の場合には、拒絶査定の日から1月以内にパリ控訴院に控訴しなければならない。	知的財産規則第R411条20 Pages 124 to 125 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	出願人がフランス国外に居住する場合、前記期間は2月延長される。	知的財産規則第R411条20 民事訴訟法第643条	前記1月の期間が2020年3月12日から6月23日までの間に終了する場合、その期間は2020年7月23日まで延長された。 前記3月の期間が2020年3月12日から6月23日までの間に終了する場合、その期間は2020年8月23日まで延長された。	命令No. 2020-306 第1-1条及び第2条	行動制限期間中は、命令No. 2020-306、第1-1条及び第2条に基づき、審判請求期間が3月12日から6月23日までの間に終了する場合、その期限は2020年7月23日まで延長された。	行動制限期間中は、命令No. 2020-306、第1-1条及び第2条に基づき、審判請求期間が3月12日から6月23日までの間に終了する場合、その期限は2020年7月23日まで延長された。

VI. 拒絶査定不服審判の請求								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
スイス	上訴は、決定の通知から30日以内に提出する必要がある。	APA (Federal Act on Administrative Procedure)第50条	これは法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	これは法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	特許と同じ。	特許と同じ。
カナダ	審査官が拒絶した特許出願は、出願人が審判請求する必要なく特許審判部に送致される。その後に出願人は特許審判部から、出願が審判手続中である旨の通知を受ける。この通知では、通常は出願人が応答する機会が与えられる。特許審判部及び長官による見直し後、特許出願の拒絶査定が維持される場合、出願人は連邦裁判所に不服申立訴訟を提起することができる。連邦裁判所に対する不服申立訴訟の提起期間は、長官による出願拒絶査定の日から6月以内である。	特許法第41条	延長は認められない。	該当する規定なし。	延長は認められない。	特許法第78条(1),(2) Federal Court Consolidated COVID-19 Practice Direction: https://www.fct-cf.gc.ca/Content/assets/pdf/base/Consolidated%20Covid-19%20Practice%20Direction%20and%20Order%20(June%2025th%20-%20Final).pdf	カナダにおける意匠出願に関して、拒絶可能性通知書が発行された後、出願人は特許審判部による見直しを請求することができる。見直し後に特許審判部及び長官が出願を拒絶した場合には、意匠法第22条に基づき連邦裁判所に不服申立訴訟を提起することができる。 ①拒絶通知の日から3月以内である。 Section 18 of the Industrial Design Office Practices ②延長は認められない。 ③2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する期日は、2020年8月31日まで期日が延長された。 意匠法サブセクション第21(1),(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04826.html	①登録官による通知の発送日から2月以内 商標法サブセクション第56条(1) https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/section-56.html ②延長は連邦裁判所の裁量による。 商標法サブセクション第56(1) https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/section-56.html ③連邦裁判所は2020年3月16日から2020年6月29日から7月13日まで(地域によって異なる)手続の中断を命じた。 Amended Order (Covid 19) https://www.fct-cf.gc.ca/Content/assets/pdf/base/June%2025%20Order%20(COVID-19)%20revised%20July%202020FINAL.pdf
ロシア	拒絶査定日から又は拒絶査定日から3月以内に出願人が査定で引用された文献の写しを請求した場合には、知財庁がその書類の写しを出願人に送付した日から7月に請求が可能である。	連邦民法典第1387条(3) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	延長は認められない。	該当する規定なし。	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。	①拒絶査定日から4月又は拒絶査定日から2月以内に出願人が査定で引用された文献の写しを請求した場合には、Rospatentがその書類の写しを出願人に送付した日から4月以内に請求できる。 連邦民法典第1500条(1) ②③特許と同じ。
インド	知的財産審判部(IPAB)への審判請求は、査定日から3月以内に行わなければならない。	特許法第117A条(4)	審判部が許可する付加期間まで延長される可能性がある。	特許法第117A条(4)	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	①上訴は長官の命令日から3月以内に行うことができる。意匠における不服申立は、高等裁判所に対する上訴に限定される。	①特許と同じように、登録官の命令又は査定に対する審判請求は、審判請求人が登録官の命令又は査定を受領した日から3月以内に行わなければならない。 ②3月以内に審判請求が行われなかった十分な理由が存在することに審判部が納得した場合には延長が認められる。
ブラジル	ブラジル産業財産公報における公告日から60日以内に請求できる。	産業財産権法第212条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9279.htm	延長は認められない。	該当する規定なし。	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。 2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産庁 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA / INPI / Nº 179, DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	特許と同じ。	出願人は産業財産公報における拒絶通知の公告日から60日以内、拒絶に対する審判を請求することができる。期間延長は適用されない。ただし、審判請求日から60日以内であれば、補充の意見書又は書類を提出することができる。新型コロナウイルス感染症に関する期間猶予は、知財庁のすべての分野において、同一のガイドラインに従う。
オーストラリア	決定から21日以内に提起しなければならない。この期間は特許法ではなく、2011年連邦裁判所規則によって規定されている。	特許法第51条 連邦裁判所規則34.24 審査基準3.14 http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s51.html http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/fcr2011186/s34.24.html https://www.fedcourt.gov.au/law-and-practice/appeals/from-other-bodies/other#ip http://manuals.ipaustralia.gov.au/patent/s/Patent_Examiners_Manual.htm	連邦裁判所に上訴を提起可能な期間は、特許法に基づく関係行為(relevant act)を遂行するための期間ではないので、特許法に基づく期間延長の規定は適用されない。ただしこの期間については、2011年連邦裁判所規則では、一定状況における期間延長を規定している。	連邦裁判所規則34.25 http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/fcr2011186/s34.25.html	裁判所手続におけるすべての期間は、前記「期間延長請求手続の簡素化」の対象から除外されているおり、延長は認められない。	Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	特許と同じである。 意匠法第68条 連邦裁判所規則34.24 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/da200391/s68.html http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/fcr2011186/s34.24.html https://www.fedcourt.gov.au/law-and-practice/appeals/from-other-bodies/other#ip	登録官は、出願人に審問を受ける機会を与えることなく出願を拒絶してはならない。登録官は、書面提出による審判の場合を含めて、ヒアリングの時期について決定する。 商標法第33条(4) 商標規則17A.18, 21.15 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s33.html http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s17a.18.html http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s21.15.html

VII. 設定登録料の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠（特に特許との相違点）	商標（特に特許との相違点）
米国	特許付与の通知書には、通知後3月以内に納付されるべき発行手数料及び求められる公開手数料を構成する金額が記載される。	特許法第151条(a) 特許の発行 特許規則§1.311(a) 許可通知 特許審査手続便覧(MPEP)1306 発行手数料	この3月の法定期間は延長することができない。	特許法第151条(b) 特許の発行 特許規則§1.311(a) 許可通知 特許審査手続便覧(MPEP)1306 発行手数料	CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであった。健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。CARES法及び特許規則§1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス経済救済法 §12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines 特許規則§1.183 規定の停止 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujij/usa-tokkyo_kisoku.pdf	意匠特許の手続は実用特許の手続と同様である。	商標に関する手数料は出願時に納付する。登録手数料を別途納付することはない。
欧州(EPO)	EPC規則71 審査手続 (3)審査部は、欧州特許を付与する旨の決定をする前に、出願人に対し、特許の付与を意図する正文及び関係する書誌的データを通知する。この通知において、審査部は出願人に対し、4月の期間内に、付与及び公告のための手数料を納付するよう、かつ、その手続言語以外の2の欧州特許庁の公用語によるクレームの翻訳文を提出するよう求める。	EPC規則71(3) 審査手続 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujij/epo-joyuyaku_kisoku.pdf	手続の続行(EPC規則135)により、2月の延長が可能である。 手数料：265ユーロ	EPC第121条 欧州特許出願についての手続の続行 EPC規則135(1) 手続の続行 欧州特許審査便覧 Guidelines for Examination Part E, Chapter VIII, 1.6 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/e_viii_1_6.html https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—	—
欧州(EUIPO)	—	—	—	—	—	—	—	—
中国	国家知識産権局が専利を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2月以内に登録手続を取らなければならない。	専利法実施細則第54条 審査指南 第5部分 第9章1.1.2	期限延長はできない。期限が満了になっても登録手続を取らない場合、専利を取得する権利を放棄したものと見なす。	専利法実施細則第54条、第97条	CNIPA通知No.350にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのようになった理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。 新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告（国家知識産権局公告第350号、2020年1月28日） https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	専利と同じ。	中国商標には、設定登録料制度がない。

VII. 設定登録料の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠 (特に特許との相違点)	商標 (特に特許との相違点)
韓国	特許登録料は、最初の3年分を特許決定を受けた日から3月以内に一時に納付しなければならない。	特許料等の徴収規則第8条第5項 https://www.law.go.kr/법령/특허료등의징수규칙/(20191231,00359,20191231)/제8조	期間が経過した後も、特許登録料はその期間が経過した日から6月以内に納付することができる。この場合、次の各号の区分に応じた金額をその特許料に加算して納付しなければならない。 1月が経過する前:3/100に相当する金額 2月が経過する前:6/100に相当する金額 3月が経過する前:9/100に相当する金額 4月が経過する前:12/100に相当する金額 5月が経過する前:15/100に相当する金額 6月が経過する前:18/100に相当する金額	特許料等の徴収規則第8条第6項 https://www.law.go.kr/법령/특허료등의징수규칙/(20191231,00359,20191231)/제8조	特許料の追納ができると考えられる。 特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者の責めに帰することができない事由で追加納付期間に特許料を納付しなかったか又は補填期間(特許料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1月)内に補填しなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内にその特許料を納付するか又は補填することができる(ただし、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能である)。	特許法第81条の3第1項	基本的には特許と同じである。 ①通知の送達日から3月以内に納付する。 特許料等の徴収規則第8条第5項 ②6月以内に追加納付できる。 特許料等の徴収規則第8条第6項 ③デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者の責めに帰することができない事由で追加納付期間内に登録料を納付しなかったか又は補填期間(登録料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1月)内に補填しなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内にその商標登録料を納付するか又は補填可能(但し、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能) デザイン保護法第84条第1項	①通知の送達日から2月に納付する。 特許料等の徴収規則第8条第7項第1号 ②30日以内に追加納付することができる。 商標法第74条 ③出願人の責めに帰することができない事由で納付期間内に商標登録料を納付しなかったか又は補填期間(商標登録料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1月)内に補填しなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内にその商標登録料を納付するか又は補填可能(但し、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能)。 商標法第77条第1項
英国	出願の特許料と手数料の納付期間は、特許付与の意向に関する通知から2月である。	特許法第18条(4) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-act-1977 特許規則 30A https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	規則108(2)に基づき2月の期間延長が認められ、手数料を納付した場合には、規則108(3)に基づきさらに2月の(裁量による)期間延長が認められる。	特許規則 108(2), (3), (5)から(7) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 特許実務マニュアル 18.84 https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/section-18-substantive-examination-and-grant-or-refusal-of-patent#ref18-84	この期間が、手続中断日として宣言された期間内(2020年3月24日から7月29日まで)に終了した場合には、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。2020年7月30日から2021年3月31日まで、一時的な手数料変更を導入し、これらの所定の期間の延長手数料は£ 0とされている。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/644/made	意匠に設定登録料の納付は必要ない。	商標に設定登録料の納付は必要ない。
ドイツ	設定登録料の支払い制度はない。	該当する規定なし。	設定登録料の支払い制度はない。	該当する規定なし。	設定登録料の支払い制度はない。	該当する規定なし。	設定登録料の支払い制度はない。	設定登録料の支払い制度はない。
フランス	(1)最初に納付した出願手数料には、特許出願の第1年度の維持手数料が含まれている。この手数料は特許出願日から1月以内に納付しなければならない。 (2)特許出願手続が完了した時点で、出願人は2月以内に、付与手数料及び明細書印刷手数料を納付するよう要求される。	(1)知的財産規則第R612条5 Page 15 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf (2)知的財産規則第R612条70 Page 133 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	(1) 出願人が特許出願日から1月以内に出願手数料を納付しなかった場合には、出願人に拒絶査定が通知され、出願人は通知の受領日から2月以内であれば、対応する手数料に割増料を追加した額を納付する機会を有する。 (2) 2月以内に付与及び明細書印刷手数料が納付されなかった場合には、拒絶査定が出願人に送付される。出願人は拒絶査定を受領日から2月以内であれば、手続続行請求手数料及び対応する未納付の手数料を納付する機会を有する。	(1)知的財産規則第R612条45 Page 15 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf (2)知的財産規則第R612条52 Page 133 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	(1) 出願手数料を納付するための2月の追加期間は、命令No. 2020-306の運用によって延長されていない。 (2)付与及び印刷手数料を納付するための最初の2月の期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その期間は2020年8月23日まで延長された。 手続続行請求手数料を納付するための2月の期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その期間は2020年8月23日まで延長された。	(2) 命令No. 2020-306、第1-1条及び第2条	手数料は意匠出願時に納付しなければならない。新型コロナウイルスの感染拡大による特別の規定はない。	手数料は商標出願時に納付しなければならない。新型コロナウイルスの感染拡大による特別の規定はない。
スイス	通知の受領時であり、通常であれば日付を示して期間(2月)が定められている。	特許規則第61条	手数料の納付期間は、十分な理由を伴う場合に限り、1回のみ、1月まで延長される。	Information on extending time limits and further processing https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/dienstleistungen/schutzrechtuebergreifend/e/Merkblatt_Fristverlaengerungen_Weiterbehandlungen_EN_082017.pdf	民事及び行政手続における法定休日延長する2020年3月20日の連邦参事会決定に基づき、IPIに対する手続期間の大部分は、2020年3月21日から、2020年4月19日まで中断された。この中断期間の終了後、期間延長請求に関してIPIは、国内及び国際法の枠組み内で、IPIの裁量権を行使している。法律で規定されていない納付期間は、重大な理由が存在する場合に限り延長される。	Information on extending time limits and further processing https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/dienstleistungen/schutzrechtuebergreifend/e/Merkblatt_Fristverlaengerungen_Weiterbehandlungen_EN_082017.pdf	特許と同じ。	特許と同じ。

VII. 設定登録料の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠 (特に特許との相違点)	商標 (特に特許との相違点)
カナダ	許可通知から4月以内に納付しなければならない。	特許規則第81条(1) https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941	延長は認められない。	特許規則第81条(2)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html	出願手数料及び登録手数料は出願時に納付する。意匠出願は、登録遅延が請求されている場合を除き、審査官が許可可能と判断すれば登録に進む。	2019年6月17日以降に行われた商標出願の場合、すべての公式手数料は出願時に納付しなければならない(すなわち、手数料が納付されるまで出願日は認められない)。2019年6月17日より前に行われた商標出願の場合、登録手数料は許可通知の発行から6月以内に納付しなければならない。期間延長は認められない。新型コロナウイルスの感染拡大中、商標登録官に対するすべての手続の期日は指定日まで中断され、この指定期間の終了まで商標所有者は期間延長を請求する必要がなかった。
ロシア	許可通知の送達日から2月以内に納付する。	特許及び費用に関する規則第8章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941	12月の延長が可能である。	特許及び費用に関する規則第9章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。	①特許と同じ。 ②知の送達日から6月以内に納付する。 特許及び費用に関する規則第11章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941 ③特許と同じ。
インド	特許に設定登録料の納付は必要とされない。	該当する規定なし。	特許に設定登録料の納付は必要とされない。	該当する規定なし。	特許に設定登録料の納付は必要とされない。	該当する規定なし。	特許に設定登録料の納付は必要とされない。	出願に添付して、2002年商標規則第1表に規定する登録手数料を一括納付する。
ブラジル	ブラジル産業財産公報における許可通知の公告日から60日以内に納付及び納付証明書を提出しなければならない。	産業財産権法第38条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	60日の経過後30日以内に特定の手数料を納付し、納付証明書を提出することができる。	産業財産権法第38条 http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L9279.htm	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期間はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産権 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	意匠登録に設定登録料を納付する必要はない。 産業財産権法第106条	登録手数料は産業財産公報における査定の公告が起算日であり、許可公告から60日以内に納付すべきである。追加手数料の納付に基づき、30日の猶予期間が認められる。新型コロナウイルス感染症に関する期間猶予は、知財庁のすべての分野において、同一のガイドラインに従う。
オーストラリア	公告の日から3月以内に納付しなければならない。	特許規則22.2I http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.2i.html	延長期間は特に定められていないが、一定状況において期間延長を請求することができる。	特許法223条 特許規則22.11 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s223.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.11.html	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。新型コロナウイルスの感染の拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	意匠出願については、追加的な登録手数料の納付は存在しない。出願手数料だけである。	登録手数料は2016年10月10日より前に行われた出願のみについて適用される。この登録手数料は商標登録前であればいつでも納付することができる。

Ⅷ. 登録料（年金）の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠（特に特許との相違点）	商標（特に特許との相違点）
米国	特許規則§1.362d 維持手数料の納付期間 (d)特許に関する維持手数料は、次のそれぞれの期間においては、割増手数料を付加することなく納付することができる。 (1)第1回目の維持手数料については、付与後3年から3年6月までの期間 (2)第2回目の維持手数料については、付与後7年から7年6月までの期間 (3)第3回目の維持手数料については、付与後11年から1年6月までの期間	特許法第41条(b)(1) 特許手数料；特許商標調査システム https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-tokkyo.pdf 特許規則§1.362d 維持手数料の納付期間	特許規則§1.362(e) 維持手数料は、割増手数料を付加して、次のそれぞれの猶予期間内に納付することができる。 (1)第1回目の維持手数料については、付与後3年6月から、4周年目に当たる日までの期間 (2)第2回目の維持手数料については、付与後7年6月から、8周年目に当たる日までの期間 (3)第3回目の維持手数料については、付与後11年6月から、12周年目に当たる日までの期間	特許法第41条(b)(2) 特許手数料；特許商標調査システム 特許規則§1.362d 維持手数料の納付期間	CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであったり、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。 CARES法及び特許規則§1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間 新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長 欧州特許出願の更新料の遅延支払の追加料金に関する欧州特許条約の規則51(2)の適用の一時停止に関する2020年5月29日付の欧州特許庁通知 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/06/a75.html	意匠特許では維持手数料の支払いは不要である。 特許法第41条(b)(3) 特許手数料；特許商標調査システム	商標に関する期間は商標登録時に開始する。維持手数料は、登録後5年目から6年目までの間、登録後9年目から10年目までの間、その後毎回、9年目から10年目までの間に要求される。 これらの納付期限後であっても、納付時の欠陥を是正するために6月の猶予期間が認められるが、猶予期間中の手続には追加手数料が要求される。 手数料の納付期日が2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当日を含む)に到来した場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していれば、適時に行われたものとみなされる。
欧州(EPO)	欧州特許出願では、出願日から起算して第3年度以降に際して、特許付与前であっても年金納付を要求される。 EPC第86条 (1)欧州特許出願の更新手数料は、施行規則に従い、欧州特許庁に納付する。更新手数料は、出願日から起算して第3年及びそれに続く各年につき納付する。更新手数料が所定の期限(出願日から1周年となる日を含む月の末日)までに納付されない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。 (2)更新手数料の納付義務は、欧州特許の付与の告示が欧州特許公報に公告された年について納付すべき更新手数料の納付をもって消滅する。	EPC第86条 欧州特許出願の更新手数料 EPC規則51(1) 更新手数料の納付 (1)欧州特許出願の更新手数料は、施行規則に従い、欧州特許庁に納付する。更新手数料は、出願日から起算して第3年及びそれに続く各年につき納付する。更新手数料が所定の期限(出願日から1周年となる日を含む月の末日)までに納付されない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。 (2)更新手数料の納付義務は、欧州特許の付与の告示が欧州特許公報に公告された年について納付すべき更新手数料の納付をもって消滅する。	EPC規則51(2) 更新手数料が納付期限日に納付されていない場合は、その手数料は、当該日から6月以内に納付することができる。ただし、追加手数料も当該期間内に納付することを条件とする。その6月期間が満了したときは、EPC第86条(1)を準用する。 追加手数料：遅延した更新手数料の額の50%	EPC規則51(2) 更新手数料の納付 料金に関する規則 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/ma6.html	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。 欧州特許出願の更新手数料に関しては、EPC規則51(2)に規定される納付期限日の経過後6月以内に納付可能な追加手数料について、2020年6月1日から2020年8月31日まで手続をする場合は免除された。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長 欧州特許出願の更新料の遅延支払の追加料金に関する欧州特許条約の規則51(2)の適用の一時停止に関する2020年5月29日付の欧州特許庁通知 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/06/a75.html	—	—
欧州(EUIPO)	更新の請求は、登録満了前6月の期間内にしなければならない。	EUTMR第53条(3) 更新	登録満了後の6月以内に請求を行い、手数料を納付することができるが、更新手数料の納付遅延又は更新請求の提出遅延による追加手数料が前記の追加期間中に納付されることを条件とする。	EUTMR第53条(3) 更新	(1)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3)EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1)DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728 (2)DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/ (3)COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471	商標手続と同じである。 ①②CDR第13条(3) 更新 更新請求書の提出及び更新手数料の納付は、保護が行わなければならない。これを行わなかった場合は、請求書の提出及び手数料の納付を期間経過後の6月の追加期間内に行うことができる。ただし、当該追加期間内に割増手数料を納付することを条件とする。 ③EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDR第67条)	—

Ⅷ. 登録料（年金）の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠（特に特許との相違点）	商標（特に特許との相違点）
中国	専利付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。	専利法実施細則 第98条 審査指南 第5部分 第9章2.2.1	専利権者が未納付又は納付不足の場合、国家知識産権局は年金納付期限の満了日より6月以内に追納すると同時に滞納金を支払うよう専利権者に通知しなければならない。	専利法実施細則第98条 審査指南 第5部分 第9章2.2.1.3	CNIPA通知No.350にしたがって、COVID-19のパンデミックに起因して期限が遅延した結果、権利を喪失した当事者には専利法実施細則第6条が適用され、権利の回復を申請することができる。回復の申請をする場合、申請手数料は不要であるが、権利回復のための申請書を提出し、そのような理由を説明しなければならない。これは、CNIPAが所管するすべての権利に適用される。新型コロナウイルスに関する原因による障害が消滅した日から2月以内、最も遅い場合は、期限満了日から2年以内に権利回復の手続ができる。権利回復を請求する際、権利回復請求費用を支払う必要はなく、権利回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、相応の証拠を添付すればよい。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告（国家知識産権局公告第350号，2020年1月28日） https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	専利と同じ。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告（国家知識産権局公告第350号，2020年1月28日） https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権局に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	特許権者は、4年目からの特許料を当該権利の設定登録日を基準にして、毎年、1年分ずつ、その前年に納付しなければならない。	特許料等の徴収規則第8条第8項 https://www.law.go.kr/법령/특허료등의징수규칙/(20191231,00359,20191231)/제8조	(1)その納付期間に納付しなかった場合には、その納付期間が経過した日から、期間（最長6月）に応じた金額をその特許料に加算して納付しなければならない。その納付期間が経過した日から、次の各号の区分に応じた金額をその特許料に加算して納付しなければならない。 1月が経過する前:3/100に相当する金額 2月が経過する前:6/100に相当する金額 3月が経過する前:9/100に相当する金額 4月が経過する前:12/100に相当する金額 5月が経過する前:15/100に相当する金額 6月が経過する前:18/100に相当する金額 (2)特許料を納付せず、特許権が消滅した場合、別途の事由なしでも(事由の言及不要)、追加納付期間の満了日から3月以内に所定の追加金を納付することによって特許権を回復することができる。	(1)特許料等の徴収規則第8条第8項 https://www.law.go.kr/법령/특허료등의징수규칙/(20191231,00359,20191231)/제8조 (2)特許料等の徴収規則第8条第10項 https://www.law.go.kr/법령/특허료등의징수규칙/(20191231,00359,20191231)/제8조	特許料の追納ができると考えられる。特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者の責めに帰することができない事由で追加納付期間に特許料を納付しなかったか又は補填期間(特許料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1ヶ月以内)に補填しなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内にその特許料を納付するか又は補填することできる(但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能である)。	特許法第81条の3第1項	基本的には特許と同じである。 ①設定登録日から前年度1年間(4年目から)特許料等の徴収規則第8条第8項 ②6月以内に追加納付できる。 特許料等の徴収規則第8条第8項 ③デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者の責めに帰することができない事由で追加納付期間に登録料を納付しなかったか又は補填期間(登録料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1月)内に補填しなかった場合は、その事由が終了した日から2月以内にその登録料を納付するか又は補填できる(但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能) デザイン保護法第84条第1項	商標権は存続期間更新登録申請の手続を通じて権利存続が可能である。 ①存続期間満了日の1年前から存続期間満了日まで 商標法第84条第2項 ②6月以内に追加納付できる。 商標法第84条第2項 ③存続期間更新登録申請の申請人又は商標権者の責めに帰することができない事由で納付期間内に登録料を納付しなかったか又は補填期間(登録料の一部を納付せず補填命令を受けた場合、補填命令を受けた日から1月)内に補填しなかった場合は、その事由が消滅した日から2月以内にその登録料を納付するか又は補填することできる(但し、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に可能である)。 商標法第77条第1項
英国	特許の最初の更新期日は出願日の4年目の応当日であり、更新期間は3月、更新期日が含まれる月の末日に終了する。出願日の4年目の応当日に終了する3月の期間内又はその応当日後のいずれかの時点で特許が付与された場合、最初の更新期日は、特許付与日の翌日から3月後の月の末日となる。この場合の更新期間は特許付与日に開始し、更新期日が含まれる月の末日に終了する。その後の更新に関して、次の更新期日は、前年の更新期日後に到来する、出願日の次年の応当日であり、更新期間は3月、更新期日が含まれる月の末日に終了する	特許規則 36, 37, 38 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	更新期間の終了までに更新手数料を受領しない場合には特許権者に更新通知書が送付され、納付期日の経過及び未納の場合の締結について通告する。更新手数料の納付が認められる期間は遅延納付手数料の支払によって6月まで延長可能であり、この遅延納付手数料の額は、請求する延長期間の長さに応じて異なる。	特許規則 39 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 特許実務マニュアル§ 25.12.1 https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/section-25-term-of-patent	更新期間又は割増料を伴う6月の遅延納付期間が、手続中断日として宣言された期間内(2020年3月24日から7月29日まで)に終了した場合には、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。更新期間が、手続中断日として宣言された期間内によって、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された場合、割増料を伴う6月の遅延納付期間は、中断日に該当しない2日目(2020年7月31日)に開始した。手続中断期間が開始した時点で、更新が既に割増料を伴う6月の遅延納付期間内であった場合、月ごとの割増料は、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで凍結された。更新手数料の遅延納付のための割増料も、2020年7月30日から2021年3月31日まで£0とされている。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/644/made	更新期間の終了日は手続中断期間によって延長されたが、割増料を伴う6月の遅延納付期間は延長されなかった。割増料を伴う6月の遅延納付期間の開始日は5年の登録期間と結びついており、意匠の手続中断期間の規定によって延長することができない。換言すれば、手続中断期間も月ごとの割増料納付額は引き続き漸増するが、割増料は中断日に該当しない最初の日まで納付が不要である。 意匠法第8条 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/G/eo6/12-13-14/88/section/8 意匠規則 12 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2006/1975/article/12/made さらに、更新手数料の遅延納付のための割増料は、2020年7月30日から2021年3月31日まで£0とされている。	10年ごとに更新する。商標の存続期間の満了後6月以内のいずれかの時点においても、遅延納付を1回行うことによって商標の更新が可能である。更新期間の終了日は手続中断期間によって延長されたが、割増料を伴う6月の遅延納付期間は延長されなかった。割増料を伴う6月の遅延納付期間の開始日は10年の登録期間と結びついており、商標の手続中断期間の規定によって延長することができない。換言すれば、遅延更新手数料は中断日に該当しない最初の日まで納付が不要である。 商標法第42条及び第43条 さらに、更新手数料の遅延納付のための割増料は、2020年7月30日から2021年3月31日まで£0とされている。

Ⅷ. 登録料（年金）の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠（特に特許との相違点）	商標（特に特許との相違点）
ドイツ	特許年金は、満了期日の2月前までに納付しなければならない。	特許費用法§7(1) https://www.gesetze-im-internet.de/patkostg/BJNR365610001.html	満了期日の2月前までに支払われない場合は、期日から6月後まで延長して支払うことができる。	特許費用法§7(1) https://www.gesetze-im-internet.de/patkostg/BJNR365610001.html	(1)ドイツ特許商標庁は法律で定める期間（制定法による納付期間を含む）を延長することができない。ただし、過失がなく、実際の状況のために法律で定める期間を遵守しなかった者は、請求に基づき手続を事後的に回復することができる。その後請求人には、期間を遵守した場合と同一の地位が認められる。 (2)新型コロナウイルスの感染拡大による財務状況のために、知財権の所有者及び出願人が年金、維持手数料、延長手数料の納付が不可能である場合には、一定の条件に従い、法的救済を請求することができる。 (3)手数料納付期間の終了前に法的救済の付与請求が行われた場合、その期間は停止する。法的救済の請求が拒絶された場合には、関係する決定の受領日から1月の期間が再び適用される。	(1)特許法第123条 (2)特許法第129条以降 特許法第129条以降を準備する実用新案法第21条第2項 民事手続法第114条から第116条を準備する意匠法第24条第1文及び第3文 (3)特許法第134条、特許法第134条を準備する実用新案法第21条第2項、特許法第134条を準備する意匠法第24条第4文 法的救済に関する情報 「ドイツ特許商標庁に対する法的扶助の情報 (Merkblatt über Verfahrenskostenhilfe vor dem Deutschen Patent- und Markenamt (A 9540))」 https://www.hemmekonsor.de/uploads/c3g5b1fp/a9540.pdf	維持手数料を保護期間の第6年度から第10年度まで、第11年度から第15年度まで、第16年度から第20年度まで、第21年度から第25年度までの各々について納付する。 意匠法第28条(1)	商標の更新登録料は、保護期間が終了する期日から6月以内に支払う。この期間内に登録料が支払われない場合でも、商標法第47条(1)に従い、保護期間の終了後6月の猶予期間内に割増登録料を支払うことができる。 新型コロナウイルスの感染拡大による財務状況のために、自身に過失がなく、商標権者が猶予期間内に更新手数料を納付することが不可能であった場合には、所定の要件の下で権利回復のための遅延納付が認められる。権利回復は、遵守されなかった期間の終了後1年以内に請求を行い、更新手数料及び遅延納付の割増登録料を納付した場合に限り可能である。 商標法第91条(5)
フランス	特許出願及びその出願について発行された特許を有効に維持するための年金は、特許出願日の各年の応当日が属する月の末日までに納付しなければならない。年金は、納付期日（すなわち特許出願日の応当日が属する月の末日）が到来する前に複数年分を納付することができる。	知的財産規則第R613条46 Page 6 of INPI's Guidelines II (French) https://www.inpi.fr/sites/default/files/activites_brevets_livre2_autres_07_01_21.pdf	出願人又は特許権者は、特許出願日の応当日が属する月の翌月の第1日から開始する6月の猶予期間内であれば、割増料を伴い年金を納付する機会を有する。	知的財産法第L612条19 Page 6 of INPI's Guidelines II (French) https://www.inpi.fr/sites/default/files/activites_brevets_livre2_autres_07_01_21.pdf	年金を納付すべきであった月の末日が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に該当する場合、年金は引き続き2020年8月23日まで有効に納付することができた。 6月の猶予期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その猶予期間は2020年8月23日まで延長された。	命令 No. 2020-306、第1-1条及び第2条	登録意匠権者は5年ごとに登録意匠を更新しなければならない。行動制限期間中、3月12日から6月23日まで終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。	商標権者は10年ごと商標を更新しなければならない。行動制限期間中、3月12日から6月23日まで終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。
スイス	特許出願又は特許に対する年金は、出願から4年目以降に前年以前に納付しなければならない。年金は、その特許出願の出願日が属する月の末日を納付期限とする。	特許規則第18条(1),(2)	年金は遅くとも、納付期日に続く6月の末日までに納付しなければならない。納付が納付期日後の第3月の末日より後にされる場合には、割増手数料を付加する。	特許規則第18条(3)	民事及び行政手続における法定休日延長する2020年3月20日の連邦参事会決定に基づき、IPIに対する手続期間の大部分（年金の納付期間を含む）は、2020年3月21日から、2020年4月19日まで中断された。	Coronavirus: Gerichtsferien in Zivil- und Verwaltungsverfahren werden verlängert (Coronavirus: court holidays in civil and administrative proceedings are extended) https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78502.html	特許と同じ。	特許と同じ。
カナダ	特許を有効に維持するためには、出願日の2年目の応当日から年度維持手数料を納付しなければならない。出願日の2年目の応当日からは毎年である。	特許法第46条(2)、特許規則第112条(1)	延長は認められない。	特許規則第112条(4)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html	①登録日から5年以内に納付する必要がある。 ②延長することはできない。 ③2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手数料は、2020年8月31日まで期日が延長された。 意匠法第21条(1),(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04826.html	商標登録の更新手数料は登録日の10年後が納付期日となる。登録日の10年目の応当日後6月以内であれば更新手数料の納付が可能である。 更新手数料の納付期間の延長は認められない。新型コロナウイルスの感染拡大中、商標登録官に対するすべての手続の期日は指定日意匠法第21条(1),(2)まで中断され、この指定期間の終了まで商標所有者は期間延長を請求する必要がなかった。
ロシア	権利が有効である年次の初日から1年以内に納付する。	特許及び費用に関する規則第10章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rt-ot-10-dekabrya-2008-g-941	6月の延長が可能である。	特許及び費用に関する規則第10章 https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rt-ot-10-dekabrya-2008-g-941	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	特許と同じ。	①権利が有効とされてから10年以内に納付する。 ②6月の延長が可能である。 手数料表第2.25章 https://rospatent.gov.ru/en/activities/dues/tables#2 ③特許と同じ。

Ⅷ. 登録料（年金）の納付								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠（特に特許との相違点）	商標（特に特許との相違点）
インド	出願日から最初の2年間、更新手数料は不要である。更新手数料は出願日の3年目以降について納付する。特許付与後、特許登録簿における付与特許の登録日から3月以内に更新手数料を納付しなければならない。その後の更新手数料は、インドにおける出願日の各年の応当日以前に毎年納付する。	特許法第53条 特許規則80(1)	最大で6月の延長が可能である。	特許規則80(1A)	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDTM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	①出願日から、最初に10年間について登録が付与され、最初の存続期間は更新手数料の一括納付によってさらに5年間の延長が可能である。この更新手数料は意匠の最初の10年の存続期間の終了前であればいつでも納付することができる。	①商標登録は登録日から10年間有効であり、商標法及び規則の規定に基づき、一括納付により何回でも更新可能である。
ブラジル	出願後の3年度の始期から、出願日の各年の応当日後3月以内に納付しなければならない。	産業財産権法第84条(2)	通知の有無にかかわらず、追加手数料を納付することを条件として、3月の経過後6月以内に納付することができる。	産業財産権法第84条(2)	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産権法 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	登録意匠の存続期間は出願日から10年であり、5年ずつ3回連続して更新可能である。産業財産権法第108条(1)(2)	更新手数料は登録日から起算して10年ごとに納付する。納付は第9年度内に行うべきであるが、遅延納付のために6月の猶予期間が認められる。産業財産権法第133条(1)(2)
オーストラリア	有効な出願日の各年の応当日である(4年目の応当日以降)、最初は応当日が納付期日となる。	特許規則13.6 http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s13.6.html	応当日から6月以内であれば更新手数料の納付が可能であり、この場合には応当日から手数料納付日までの期間の各月又はその端数について追加手数料を納付する。これは6月の猶予期間と称される。	特許規則13.6 http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s13.6.html	更新手数料は、前記「期間延長請求手続の簡素化」の対象から特に除外されており、延長は認められない。	Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	意匠出願は出願日から5年間について自動的に登録される。意匠登録の存続期間をさらに5年間延長する目的で、更新手数料を納付することができる。意匠の更新手数料は出願日の5年目の応当日後であっても6月以内に納付可能であり、この場合には5年目の応当日から手数料納付日までの期間の各月又はその端数について追加手数料を納付する。意匠法第47条 意匠規則4.09 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/da200391/s47.html http://www.austlii.edu.au/legis/cth/consol_reg/dr2004200/s4.09.html	商標は出願日から10年間について自動的に登録される。商標権者は登録存続期間の満了日前12月以内であれば、いつでも商標登録の更新を請求することができる。登録存続期間の満了後であっても商標登録を更新可能な期間は、存続期間の満了日から6月以内であり、この期間は延長することができない。商標法第79条、第224条 商標規則21.28(1)(k) http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s79.html http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s21.28.html

IX. 優先権の主張の追加又は訂正								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
米国	実際の米国出願日から4月又は外国の優先出願の出願日から16月の、いずれか遅く終了する期間である。	特許規則§1.55(d) 外国優先権の主張(d) 優先権主張を提出するための期間 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-tokkyo_kisoku.pdf	優先権主張が放棄されているものとみなされる場合において、優先権主張が故意でなく遅延したときは、その主張は受理することができる。期限は設定されていない。	特許規則§1.55(e) 外国優先権の主張(e)遅延した優先権主張 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-tokkyo_kisoku.pdf	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間 CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要な手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであって、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していただければ適時に提出したものとみなされた。CARES法及び特許規則 §1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス経済救済法§12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines 特許規則 §1.183 規定の停止 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/usa-tokkyo_kisoku.pdf	優先権主張を行うための短縮期間は、意匠出願には適用されない。 特許規則 §1.55(d)(1) 外国優先権の主張((d) 優先権主張を提出するための期間)	商標の場合、優先権は外国出願の出願日から6月以内に主張しなければならない。この期間の延長は認められない。 商標審査便覧§206.02 Application Claiming Priority under §44(d) or §67 https://tmap.uspto.gov/RDMS/TMEP/current/TMEP-2000d1e1.html 手数料の納付期日が2020年3月27日から2020年5月31日までの間(当日を含む)に到来した場合には、新型コロナウイルスの感染拡大によって提出又は納付が遅延した旨の陳述書を提出することを条件として、2020年6月1日以前に提出していただければ、適時に行われたものとみなされる。
欧州(EPO)	EPC規則52 優先権の申立 (3)出願人は、優先権申立の訂正を、主張する最先の優先日から16月又はその訂正が主張する最先の優先日についての変更をもたらすときは、訂正後の最先の優先日から16月のうち、16月の期間が先に満了する方の期間内に、行うことができる。ただし、当該訂正は、欧州特許出願に付与される出願日から4月の期間の満了前に提出することができることを条件とする。	EPC規則52(3) 優先権の申立	延長期間は規定されていない。 なお、EPC第122条に基づく権利回復が可能である。例外的な状況ではEPC規則139を引用することもできる。	EPC第122条 権利の回復 EPC規則139 欧州特許庁に提出された書類における誤りの訂正	2020年3月15日に又はそれ以降に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前の10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信する必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—	—
欧州(EUIPO)	優先権主張の方式要件に関する欠陥は、通知の受領から2月以内に是正することができる。	EUTMR第35条 優先権の主張	1回目の期間延長請求は6月まで、例外的状況において2回目以降の期間延長請求は6月まで認められる。	EUTMR第68条 期間延長	(1)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3)EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1)DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728 (2)DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/ (3)COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euiipo.europa.eu/ohimportal/new/s/-/action/view/5755471	①通常認められる手続期間 出願人は出願から1月以内であれば意匠出願の優先権主張の追加・訂正が可能である。法定期間であり、期間延長をすることはできない。 CDIR第8条(2)	—

IX. 優先権の主張の追加又は訂正								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
中国	出願日から3月の期間に、優先権主張国、先の出願日、優先権の基礎出願番号という三つの情報のうちの二つを修正することができる。	専利法実施細則第30条, 第31条 審査指南第1部分第1章6.2.1.2	期限延長はできない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。 なお、実施細則第6条では、当該規定は優先権規定における期限には適用しないとされている。したがって、専利法実施細則第6条の適用はない。	専利法実施細則第30条, 第31条 審査指南第1部分第1章6.2.1.2	CNIPA通知No.350により権利回復の根拠が専利実施細則第6条であることが示されているが、専利実施細則第6条では専利法第29条(優先権)への適用が除外されていることから、優先権の主張の追加又は訂正にしても権利の回復請求はできないと判断される。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html	専利と同じ。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号, 2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権局に指定された期限を遅らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	優先権主張をした者のうち所定の要件を備えた者は、最先の優先日から1年4月以内に優先権主張を補正したり追加することができる。	特許法54条第7項	延長は認められない。	該当する規定なし。	期間延長できない。	該当する規定なし。	①優先権主張の基礎となる最初の出願日から6月以内に、優先権主張を補正したり追加することができる。 デザイン保護法第51条第2項 ②,③該当する規定なし。	①優先権主張の基礎となる最初の出願日から6月以内に、優先権主張を補正したり追加することができる。 商標法第46条第2項 ②,③該当する規定なし。
英国	最先の優先日から16月である。	特許規則 6(2), 50 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	延長は認められない。	該当する規定なし。	新型コロナウイルスの感染拡大中、UKIPOは2020年3月24日から7月29日までの間を「手続中断日(中断された日)」と宣言した。中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services	出願と同時に優先権を主張しなければならない。 意匠法 第14条 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/G6/12-13-14/88/section/14	商標出願の優先期間は、条約上の優先権主張の基礎となる出願の出願日から6月である。
ドイツ	国際条約に従って、同一発明に関する先の外国出願の優先権を主張する者は、その優先日から16月以内に、先の出願の出願日、国名及び出願番号を通知し、かつ、先の出願の写しを提出しなければならない。この期間内においては、明細を変更することができる。	特許法第41条(1)	期間延長できない。	該当する規定なし。	期間延長できない。	該当する規定なし。	国際条約に従って、同一の意匠についての先の外国出願の優先権を主張する者は、優先日後16月の末日までに先の出願の出願日、出願国及び出願番号を通知し、先の出願の謄本を提出しなければならない。この情報は、上記期間内に修正することができる。 意匠法第14条(1)	優先権を主張する者は、出願日から2月以内に先の出願の日付及び国を示さなければならない。提供された細目は、これらの期間内に修正することができる。 商標法第34条(3)
フランス	特許出願人は、最先の優先日から16月又は訂正によって最先の優先日に変更される場合には、訂正後の最先の優先日から16月の、いずれか先に終了する16月の期間内に優先権宣言の訂正が可能である。なお、特許出願人は、国内特許出願日から4月の期間が終了するまでに訂正を請求することができる。	知的財産規則第R612条24 Pages 24 to 25 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	延長は認められない。	該当する規定なし。	関連する16月の期間・14月の期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その期限は2020年8月23日まで延長された。	命令 No. 2020-306, 第1-1条及び第2条	出願時に優先権が主張されなければならない。	出願時に優先権が主張されなければならない。
スイス	出願人は、主張する最先の優先日から16月以内に、優先権主張を訂正することができる。又はその訂正が当該日の変更をもたらす場合において、その期間が満了しているときには、訂正された最先の優先日から6月以内に優先権主張を訂正することができる。上記訂正は、出願日から4月の期間が満了するまでに提出することができる。	特許規則第39条(3)	法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	優先権は意匠出願時に主張しなければならない。主張しない場合には優先権を喪失する。 意匠規則第12条	優先権は商標出願後30日以内に主張しなければならない。これを従った場合には優先権を喪失する。 商標規則第14条

IX. 優先権の主張の追加又は訂正								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
カナダ	(1)優先権主張における出願日の訂正：(a) 訂正された出願日、又は、(b) 訂正されていない出願日、それぞれを基礎とする優先権主張期間の、いずれか先に終了する期間。 (2)優先権主張における氏名・名称又は番号の訂正：最終手数料の納付前。	特許規則第73条(1),(4),(5)	延長は認められない。	特許規則第73条(7)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html	①(1)優先権主張における出願日の訂正：出願日から6月以内は訂正できる。 (2)優先権主張における氏名・名称又は番号の訂正：先行公開が存在していない場合には、意匠登録前まで訂正できる。 意匠規則第26条(2)(c), (3)から(5) ②延長することはできない。 ③2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手数料は、2020年8月31日まで期日が延長された。 意匠法第21条(1),(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04826.html	①カナダ出願日から6月以内に訂正ができる。商標規則第33条(1) ②カナダ出願日が6月の優先期間内に行われたときは、不可抗力による場合は7日以内の延長が認められる。 ③2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手数料は、2020年8月31日まで期日が延長された。 商標法第66条(1),(2) https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipo-internet-internetopic.nsf/eng/wr00050.html
ロシア	優先日から16月以内は訂正が可能である。	連邦民法典第1382条(3) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	延長は認められない。	該当する規定なし。	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	①出願日から3月以内は訂正ができる。 連邦民法典第1382条(2) ②③特許と同じ。	①出願日から2月以内は訂正ができる。 連邦民法典第1495条(3) ②③特許と同じ。
インド	優先権主張の訂正又は追記に関する規定はないが、優先権主張の訂正又は追加を含むいずれの補正であっても、一定の条件下で特許付与前又は特許付与後に行うことができる場合がある。	特許法第57条、第59条 特許規則81、82、83	該当する規定なし。	該当する規定なし。	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	該当する規定なし。	該当する規定なし。
ブラジル	特許出願から60日以内に補充することができる。	産業財産権法第16条(1)	延長することはできない。	該当する規定なし。	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。 2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産権法 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	意匠出願から90日以内に補充することができる。 産業財産権法第99条	商標について優先権主張の追加又は訂正は適用されない。商標出願において出願人が優先権主張を意図する場合には、出願時に主張すべきである。誤記によって優先権主張が表示されなかった旨を出願人が証明できない限り、優先権主張の事後的な追加は不可能である。 産業財産権法第127条
オーストラリア	優先権主張の訂正/追加を特定の期間内に遂行するよう要求する特別な規定は存在していない。これは特許出願の補正請求によって行うことができる(なお、特許付与後の訂正/追加は認められない)。	特許法第104条 審査基準2.23.13.1. http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s104.html http://manuals.ipaustralia.gov.au/patents/Patent_Examiners_Manual.htm	延長は認められない。	該当する規定なし。	延長は認められない。	該当する規定なし。	優先権主張の訂正/追加を特定の期間内に遂行するよう要求する特別な規定は存在していない。これは意匠出願の補正請求によって行うことができる(なお、意匠登録後の訂正/追加は認められない)。 意匠法第28条 審査基準D06.1.3 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/da200391/s28.html http://manuals.ipaustralia.gov.au/designs/designs_exam_manual.htm	優先権主張は出願日から2業務日以内に行わなければならない。条約締結国における出願日から6月の期間は、いずれも延長が認められない期間である。 商標法第29条(1) 商標規則4.5, 21.28(aa), (b) http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s29.html http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s4.5.html http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s21.28.html

X. 優先権の証明書の提出								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
米国	実際の出願日から4月又は外国の優先出願の出願日から16月の、いずれか遅く終了する期間である。	特許規則§1.55(f) 外国優先権の主張 (f) 外国出願の認証謄本を提出する時期)	優先権書類の提出期間は、提出が遅延した「正当かつ十分な理由」を証明することによって、発行手数料の納付日まで延長することができる。	特許規則§1.55(f) (3) 外国優先権の主張 (f) 外国出願の認証謄本を提出する時期)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間 CARES法に基づき、USPTOは、特定の特許及び商標関連の文書の提出と、特定の必要手数料の支払いに許可される期間を延長した。2020年3月27日から2020年5月31日までの間に期限を迎える申請と支払いであった、健康危機により遅延した又は遅延する可能性のあるものは、2020年6月1日まで延長された。小企業及び極小企業に限定して、その後、2020年7月1日までに提出していれば適時に提出したものとみなされた。CARES法及び特許規則 §1.183に基づき、USPTOは、特許出願における優先権又は利益を確保する申請の期間を延長し、関連する申請手数料を免除した。2020年3月27日以降、2020年7月30日以前に提出される予定だった、仮出願を除く外国出願又は仮出願の優先権又は権利回復請求に関しては、救済期間は2月延長された。	新型コロナウイルス経済救済法§12004 https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-grants-further-relief-certain-patent-related-fees-and-deadlines 特許規則§1.183 規定の停止	優先権主張を行うための短縮期間は、意匠出願には適用されない。 特許規則§1.55(d)(1) 外国優先権の主張 (d) 優先権主張を提出するための期間)	商標の場合、外国出願の出願日から6月以内に優先権主張と共に優先権書類を提出しなければならない。この期間の延長は認められない。 商標審査便覧§1904.01(e) Priority https://tmap.uspto.gov/RDMS/TMEP/current/#/current/TMEP-200d1e1.html
欧州(EPO)	EPC規則53 優先権書類 (1)優先権を主張する出願人は、先の出願の写しを、主張する最先の出願日から16月以内に提出しなければならない。	EPC規則53 優先権書類	EPC規則52(1)に基づき先の出願の出願番号又は規則53(1)に基づくその出願の写しが期限内に提出されなかった場合は、EPC規則59に基づいて、欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせ、かつ、同人に対し、2月の期間内にそれを提出するよう求める。	EPC規則59 優先権主張における欠陥 欧州特許審査便覧 パートA 第III章、6.5.3 優先権主張の不備と優先権の喪失 Guidelines for Examination Part A, Chapter III, 6.5.3 Deficiencies in the priority claim and loss of the priority right https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/a_iii_6_5_3.htm	2020年3月15日に又はそれ以前に期限満了となるすべての手続の期限は、EPC規則135(2)が適用されて、2020年6月2日まで延長された。 さらに、COVID-19の発生によって引き起こされた近時の混乱の拡大により、期限を遵守できなかった場合には、EPC規則134(5)の適用が考慮される。 EPC規則134(5)の適用を受けるには、関係者が期間の満了日の前10日間に期限を遵守できなかったという証拠を、遅くとも混乱の終了後5日以内にEPOに郵送又は送信が必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大による手続停止に関する2020年11月10日の欧州特許庁通達 https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/11/a123.html EPC規則134(5) 期間延長	—	—
欧州(EUIPO)	優先権主張を裏付ける資料は、出願日から3月以内に提出しなければならない。	EUTMR第35条(1) 優先権の主張	優先権書類が提出されておらず、EUIPOがオンラインで必要な情報を確認することができない場合、EUIPOはさらに2月の期間を定めて欠陥通知書を発送する。この欠陥通知書は、優先書類の最初の提出期間(商標出願の出願日から3月)の終了前に発送されることである。この場合、2月の欠陥は正期間は、優先権書類の最初の提出期間の終了日から計算される。	EUTMR第35条(1) 優先権の主張	(1)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年3月9日から2020年4月30日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月1日まで延長された。 (2)EUTMR第101条(4)及びCDIR第58条(4)に従い、2020年5月1日から2020年5月17日までに終了する全ての期間であって、EUIPOに対して手続中であるすべての当事者に影響を与えるものは、5月18日まで延長された。 (3)EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(EUTMR第71条) 2. 手続の継続(EUTMR第105条) 3. 権利回復(EUTMR第104条)	(1)DECISION No EX-20-3 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5657728 (2)DECISION No EX-20-4 of the Executive Director of the Office of 16 March 2020 concerning the extension of time limits https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&journalId=5726800&journalRelatedId=manual/ (3)COVID-19 – Guidance Note on time limits after end of extension period https://euipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5755471	①通常認められる手続期間 出願人は、優先権申請書が受領された日から3月以内に、優先権主張の表示及び証拠を提出しなければならない。法定期間であり、期間延長をすることはできない。 CDIR第8条 優先権の主張 ③EUIPO通達(5月15日)に基づき、以下が新型コロナウイルスの感染拡大に関する例外的状況に関して、請求が正当化される。 1. 手続の中断(CDIR第59条) 2. 権利回復(CDIR第67条)	—

X. 優先権の証明書の提出								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠 (特に特許との相違点)	商標 (特に特許との相違点)
中国	出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ3月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。	専利法第30条 審査指南第1部分第1章6.2.1.3	期間延長はできないが、優先権主張の回復請求は可能である。期限が過ぎた場合、優先権未主張とみなす通知書が発行され、当該通知書から2月以内であれば、優先権回復手続を行うことができる。 なお、専利法実施細則第6条では、当該規定は優先権期規定における期限には適用しないとされている。したがって、専利法実施細則第6条の適用はない。	審査指南第1部分第1章6.2.5	CNIPA通知No.350により権利回復の根拠が専利実施細則第6条であることが示されているが、専利実施細則第6条では専利法第29条(優先権)への適用が除外されていることから、優先権の証明書の提出に関しても権利の回復請求はできないと判断される。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号,2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 専利法実施細則 第6条	専利と同じ。	専利、商標、集積回路レイアウト設計の新型コロナウイルスの影響を受けた関連期限事項の公告(国家知識産権局公告第350号,2020年1月28日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/1/28/art_74_28136.html 商標法及びその実施条例に規定された期限又は国家知識産権局に指定された期限を遡らせ、商標業務に関する手続を正常に対応できなかった場合、その手続の期限が権利行使の障害の発生日より中断し、権利行使の障害が解消された日から引き続き計算される。新型コロナウイルスによる障害が解消された日から2月以内に事情説明し、権利の回復を請求できる。
韓国	優先権証明書は、最先の優先日から1年4月以内に提出しなければならない。	特許法 54条第5項	延長は認められない。	該当する規定なし。	期間延長できない。	該当する規定なし。	①韓国出願日から3月以内に提出しなければならない。 デザイン保護法第51条第4項 ②,③該当する規定なし。	①韓国出願日から3月以内に提出しなければならない。 商標法第46条第4項 ②,③該当する規定なし。
英国	出願人は最先の優先日から16月以内に、外国の優先出願の証明付原本をIPOに提出することが認められる。	特許規則 8(5) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007	当然の権利として2月、その後は長官の裁量権に基づき2月ずつ延長が認められる。	特許規則 108(2), (3), (5)から(7) https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services	期間が、手続中断日として宣言された期間内(2020年3月24日から7月29日まで)に終了した場合には、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。これらの所定の期間の延長手数料も、2020年7月30日から2021年3月31日まで£ 0とされている。	特許規則 110 https://www.gov.uk/government/publications/the-patents-rules-2007-and-patents-fees-rules-2007 Coronavirus important update on IPO services https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-important-update-on-ipo-services The Patents, Trade Marks and Registered Designs (Fees) (Coronavirus) (Amendment) Rules 2020 https://www.legislation.gov.uk/uk/si/2020/644/made	出願人は出願日から3月の期間が終了するまでに、各条約上の出願の対象である意匠の表現物の写しを特許庁に提出する。 意匠規則 7 https://www.legislation.gov.uk/uk/si/2006/1975/article/7/made 優先権書類の提出に関して期間延長が認められることは稀であるが、登録官は例外的状況の場合、追加期間を許可することができる。 意匠規則 39 https://www.legislation.gov.uk/uk/si/2006/1975/article/39/made 特許と同様に、2020年3月24日から2020年7月29日までが手続中断日となった。	登録官は1月以上の期間を指定して、外国の出願日の証明を要求することができる。 商標規則 6 この期間は、中断日に該当しない最初の日(2020年7月30日)まで延長された。手数料の納付に基づき、この期間の延長請求も可能である。この期間延長の手数料も、2020年7月30日から2021年3月31日まで£ 0とされている。
ドイツ	国際条約に従って、同一発明に関する先の外国出願の優先権を主張する者は、その優先日から16月以内に、先の出願の出願日、国名及び出願番号を通知し、かつ、先の出願の写しを提出しなければならない。この期間内においては、明細を変更することができる。	特許法第41条(1)	期間延長できない。	該当する規定なし。	期間延長できない。	該当する規定なし。	国際条約に従って、同一の意匠についての先の外国出願の優先権を主張する者は、優先日後16月の末日までに先の出願の出願日、出願国及び出願番号を通知し、先の出願の原本を提出しなければならない。この情報は、上記期間内に修正することができる。 意匠法第14条(1)	出願人がこれらの優先権主張の細目を提供した場合は、ドイツ特許商標庁は、出願人に通知を出し、その通知から2月以内に、先の出願の番号及びその出願書類の写しを提出するよう求める。 商標法第34条(3)
フランス	優先権主張する先の各出願の写しを、先の各出願の出願日から16月以内にINPIに提出しなければならない。	知的財産規則第R第612条24 Pages 24 to 25 of INPI's Guidelines I https://www.inpi.fr/sites/default/files/guidelines_for_patent_examination.pdf	前記16月の期間の延長を規定していない。	該当する規定なし。	16月の期間が2020年3月12日から2020年6月23日までの間に終了する場合、その期限は2020年8月23日まで延長された。	命令 No. 2020-306、第1-1条及び第2条	優先権証明書を提出するための通常の期間は、意匠出願から3月以内である。行動制限期間中、3月12日から6月23日までに終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。	優先権証明書を提出するための通常の期間は、商標出願から3月以内である。行動制限期間中、3月12日から6月23日までに終了するすべての期間は、2020年7月23日まで延長された。
スイス	優先権証明書は、優先日から16月以内に提出されなければならない。この期間が遵守されない場合は、優先権は効力を失う。	特許規則第40条(4)	法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	法定期間であり、延長は不可能である。	該当する規定なし。	優先権書類の提出期間は知財庁が定める。したがって期間は延長可能である。 意匠規則第12条	IPiが優先権書類を要求する場合、出願人は出願日から6月以内に書類を提出しなければならない。 商標規則第14条

X. 優先権の証明書の提出								
	①通常認められる手続期間	根拠(法令、リンク先)	②現行の制度において認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するため、さらに特別に認められる延長期間	根拠(法令、リンク先)	意匠(特に特許との相違点)	商標(特に特許との相違点)
カナダ	次のうち最も遅く終了する期間である。 (a) 優先権主張の基礎とされる正規に行われた先の出願のうち、最先の出願日から16日が経過した最終日まで。 (b) 係属中の特許出願の出願日から4月が経過した最終日まで。	特許規則第74条(2)	延長は認められない。	特許規則第74条(4)	2020年3月16日から2020年8月28日までの間に期日が到来する手続は、2020年8月31日まで期日が延長された。	特許法第78条(1),第78(2) http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04829.html	優先権主張を行う目的では、優先権書類の証明付原本は要求されない。一部の状況において事後的に知財庁が、関係する優先権書類の証明付原本を要求する可能性がある。	優先権主張に先の出願の番号が含まれていない場合、知財庁はオフィスアクションを通知し、出願番号を提示するか、又は先の出願の証明付原本を提出するよう出願人に要求する。 ①通知の日から6月以内 Extensions of time in Examination and to respond to a section 44.1 notice https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04736.html ②十分な理由があれば6月の延長ができる。 ③十分な理由に基づき6月の延長が認められる。新型コロナウイルスの感染拡大中、商標登録官に対するすべての手続の期日は指定日まで中断され、この指定期間の終了まで商標所有者は期間延長を請求する必要がなかった。商標法第44条(1),第66条(1),(2)
ロシア	優先権証明書は優先日から16月以内に提出する。	連邦民法典第1382条(3) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	認められた期間内に優先権書類が提出されない場合であっても、出願人が優先日から14月以内に優先権書類を最初の出願官庁に請求し、出願人の受領日から2月以内にこの書類がRostatentに提出された場合には、優先権が認められる。	連邦民法典第1382条(3) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#72	2020年3月30日から11月30日までの期間内に該当する場合、その期間は、関係当事者の申立に基づき2020年12月31日まで延長された。	2020年6月20日のロシア政府令第893号 URL: https://rospatent.gov.ru/ru/documents/postanovlenie-pravitelstva-893-20062020	①出願日から3月以内に提出ができる。 連邦民法典第1382条(2) ②認められた期間内に優先権書類が提出されない場合であっても、出願人が優先日から8月以内に優先権書類を最初の出願官庁に請求し、出願人の受領日から2月以内にこの書類がRostatentに提出された場合には、優先権が認められる。 ③特許と同じ。	①出願日から3月日に提出ができる。 連邦民法典第1495条(3) https://fips.ru/en/documents/civil-code-of-the-russian-federation-4.php#76 ②③特許と同じ。
インド	出願日から又は長官の通知日から3月以内に提出する。	特許規則121	特許付与前であればに基づき、長官は延長を許容することができる。	特許規則137	2020年5月21日付けのデリー高等裁判所の命令に従って、CGPDTM(ムンバイ)は、封鎖期間に該当する知的財産権の出願人及び権利者の手続期限は延長され、2020年3月15日以降に終了する各手続、応答・書式の提出、手数料の支払い期限は、デリー高等裁判所の決定・命令で定める日付とされることを、2020年6月19日付けで公表した。	Office of CGPDTM, Mumbai Govt. of India PUBLIC NOTICE, Dated 19th June, 2020 https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf	②優先権書類が出願時に提出されなかった場合には、3月の延長期間内に提出が認められる。	②商標出願時に優先権証明書が提出されなかった場合であっても、その出願から2月以内であれば、登録官が納得する証明又は確認に基づき、先の出願の日付、国名、商標の表現物、出願の対象である商品又はサービスを提示することができる。 商標法第154条 商標規則24
ブラジル	特許出願から60日以内に提出しなければならない。	産業財産権法第16条(4) http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s3.14d.html	延長することはできない。	該当する規定なし。	INPIは、2020年5月11日付けの条例第179/2020号により、2020年3月16日から係属している手続の期限はすべて2020年5月31日まで延長されることを公表した。 2020年6月1日をもって手続が再開され、手続の残余期間は停止されていた期日から開始された。また、停止した結果、まだ手続が開始されていない期日は、6月1日からとされた。	COVID-19 IP Policy Tracker (WIPO) https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/by-country?officeId=733 産業財産権 条例第179/2020号(MINISTÉRIO DA ECONOMIA INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL PORTARIA /INPI / Nº 179,DE 11 DE MAIO DE 2020) https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-contudo/noticias/prorrogada-ate-31-de-maio-a-suspensao-de-prazos-de-processos/PortariaPRINPI17911_05_2020.pdf	意匠出願から60日以内に提出しなければならない。 産業財産権法第99条	優先権書類は出願日から4月以内に提出することができる。
オーストラリア	書類を利用可能な状態とするよう長官が要求する日から3月以内に提出しなければならない。	特許規則3.14D http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s3.14d.html	延長期間は特に定められていないが、一定状況において期間延長を請求することができる。	特許法223条 特許規則 22.11 http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/pa1990109/s223.html http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/pr1991218/s22.11.html	IP Australiaは、新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けた当事者を支援する目的で、期間延長請求手続の簡素化を導入した。 新型コロナウイルスの感染の拡大によって影響を受けた出願人は、1回目の期間延長(3月以内)を、無料かつ説明書面の提出不要で申請することができる。出願人はさらに、1回目の延長に追加して、2回目の延長(さらに3月以内)を申請することもできる。これらの措置は2021年1月31日まで実施された。	Business continuity and the Coronavirus disease (COVID-19) outbreak https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-community/news/business-continuity-and-coronavirus-disease-covid-19-outbreak Free streamlined extensions of time for COVID-19 disruptions https://www.ipaustralia.gov.au/free-streamlined-extensions-time-covid-19-disruptions	通常期間(ordinary time limit)は異なる。登録官が原本を要求した後、2月以内である。 意匠規則3.06 (3) http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/dr2004200/s3.06.html	条約上の優先権主張に関する証明書類は、一般的に要求されない。ただし、出願の審査過程において登録官は、先の出願の証明付原本及び該当する場合には先の出願の適切な確認済翻訳文を提出するよう、出願人に書面で請求することができる。この場合に審査官は証明付原本の提出期間を定める。 商標規則4.11 http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s4.11.html

C 主要国の延長手数料及び割増手数料

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（USD）		
			Fee	Small entity fee	Micro entity fee
Patent application filing fees					
1.16(f)	Ⅱ. 出願手数料不備の指令に対する応答	出願日後の出願基本手数料，調査手数料，審査手数料又は発明者の宣誓若しくは宣言，出願日に少なくとも1件のクレームも含んでいない出願又は§1.57(a)に基づく先に提出された出願への言及によりされた出願の提出にかかる割増手数料（ただし仮出願に係るものは除く）	160	80	40
1.16(g)		仮出願の出願日後に基本手数料又は添状(§1.51(c)(1))を提出するための割増手数料	60	30	15
Patent extension of time fees					
1.17(a)(1)	Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答 Ⅵ. 拒絶査定不服審判の請求	§1.136(a)(出願人が非法定期間又は短期間の法定期間内に応答を要求された場合の期間延長)による期間延長手数料:1月以内の延長	220	110	55
1.17(a)(2)		§1.136(a)(出願人が非法定期間又は短期間の法定期間内に応答を要求された場合の期間延長)による期間延長手数料:2月以内の延長	640	320	160
1.17(a)(3)		§1.136(a)(出願人が非法定期間又は短期間の法定期間内に応答を要求された場合の期間延長)による期間延長手数料:3月以内の延長	1,480.00	740	370
1.17(a)(4)		§1.136(a)(出願人が非法定期間又は短期間の法定期間内に応答を要求された場合の期間延長)による期間延長手数料:4月以内の延長	2,320.00	1,160.00	580
1.17(a)(5)		§1.136(a)(出願人が非法定期間又は短期間の法定期間内に応答を要求された場合の期間延長)による期間延長手数料:5月以内の延長	3,160.00	1,580.00	790
Patent maintenance fees					
1.20(h)	Ⅷ. 登録料（年金）の納付	1980年12月12日以降の出願に基づく，特許の原付与日から3年6月，7年6月及び11年6月の期間が満了した後の6月の猶予期間内に維持手数料を納付するための割増手数料;3年6月後の6月の場合	500	250	125
1.20(h)1980年12月12日以降の出願に基づく，特許の原付与日から3年6月，7年6月及び11年6月の期間が満了した後の6月の猶予期間内に維持手数料を納付するための割増手数料		1980年12月12日以降の出願に基づく，特許の原付与日から3年6月，7年6月及び11年6月の期間が満了した後の6月の猶予期間内に維持手数料を納付するための割増手数料;7年6月後の6月の場合	500	250	125
1.20(h)1980年12月12日以降の出願に基づく，特許の原付与日から3年6月，7年6月及び11年6月の期間が満了した後の6月の猶予期間内に維持手数料を納付するための割増手数料		1980年12月12日以降の出願に基づく，特許の原付与日から3年6月，7年6月及び11年6月の期間が満了した後の6月の猶予期間内に維持手数料を納付するための割増手数料;11年6月後の6月の場合	500	250	125

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（USD）	
			Electronically filed	Paper filed
Trademark application-related fees				
2.6(a)(4)(i)-(ii)	Ⅱ. 出願手数料不備の指令に対する応答	<p>使用証明書の提出期間の延長</p> <p>(i) 法第1条(d)(2)に基づく請求を、法第1条(d)(1)に基づく使用証明書を紙で提出するための6月の延長期間について、クラスごとに提出する場合</p> <p>(ii) 法第1条(d)(2)に基づく請求を、TEASによって法第1条(d)(1)に基づく使用証明書を提出するための6月の延長期間について、クラスごとに提出する場合</p>	125.00	225.00

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（EUR）
Patent application maintenance fees			
手数料に関する規則第2条 5.更新手数料の遅延納付に対する追加手数料	Ⅷ. 登録料（年金）の納付	規則51(2)	遅延した更新手数料の額の50%
Patent application filing fees			
手数料に関する規則第2条 12. 手続続行手数料	Ⅱ. 出願手数料不備の指令に対する応答	規則135(1)	<p>規則71(3)に基づく必要な手続の遅延遂行 265,00</p> <p>手数料の支払い遅延 関連する手数料の50%</p> <p>手数料以外の場合 265,00</p>

EUIPO

TM: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-payable-direct-to-euipo>D: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/rcd-fees-directly-payable-to-euipo>

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（EUR）
商標			
商標理事会規則(EUTMR)第53条(3)	VIII. 登録料（年金）の納付	更新手数料の支払い遅延又は更新請求書の提出遅延に対する追加手数料：遅延更新手数料の25%、最大1,500ユーロの対象	25 % (max. € 1 500)
商標理事会規則第105条	各手続における新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために認められる措置	手続の継続手数料	400 €
意匠			
意匠理事会規則(CDR)第107条(2)(a) 意匠委員会規則(CDIR)第10条(3)	II. 出願手数料不備の指令に対する応答	登録手数料(出願手数料)の追納	60 €
意匠理事会規則(CDR)第107条(2)(b) 意匠委員会規則(CDIR)第10条(3)		公告手数料の追納	30 €
意匠理事会規則(CDR)第107条(2)(c) 意匠委員会規則(CDIR)第10条(3)		公告延期手数料の追納	10 €
意匠理事会規則(CDR)第107条(2)(d) 意匠委員会規則(CDIR)第10条(3)		複合出願追加手数料の追納	25 % of the additional fees
意匠理事会規則(CDR)第13条(3) 意匠委員会規則(CDIR)第22(2)(b)		VIII. 登録料（年金）の納付	更新手数料の追納

CNIPA

P : https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=155982&colID=1518TM: http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sqzn/201912/t20191227_309550.html

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（元）	
			紙出願	オンライン出願
特許・実用新案・意匠				
年金延滞金	VIII. 登録料（年金）の納付	1か月から2か月の延長期間における遅滞金	支払うべき年金の5%	
		2か月から3か月の延長期間における遅滞金	支払うべき年金の10%	
		3か月から4か月の延長期間における遅滞金	支払うべき年金の15%	
		4か月から5か月の延長期間における遅滞金	支払うべき年金の20%	
		5か月から6か月の延長期間における遅滞金	支払うべき年金の25%	
期限延長の請求手数料	III. 拒絶理由通知に対する応答	初回延長請求手数料	300元/月	
		再延長請求手数料	2000元/月	
商標				
猶予期限内の更新登録追加費用（区分別）	VII. 登録料（年金）の納付	6か月の猶予期間における更新登録	250元	225元

該当手続き（法律または規則の条文番号）	関連する調査研究の項目	内容	手数料の額（KRW）
特許			
特許料等の徴収規則2条13の2	II. 出願手数料不備の指令に対する応答 III. 拒絶理由通知に対する応答	指定期間延長申請料：延長期間中 1月以内	2万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 1月超2月以内	3万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 2月超3月以内	6万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 3月超4月以内	12万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 4月超過以降	24万KRW/月
特許料等の徴収規則8条6	VII. 設定登録料の納付	1月が経過する前	100分の3に相当する金額
		2月が経過する前	100分の6に相当する金額
		3月が経過する前	100分の9に相当する金額
		4月が経過する前	100分の12に相当する金額
		5月が経過する前	100分の15に相当する金額
		6月が経過する前	100分の18に相当する金額
特許料等の徴収規則8条8	VIII. 登録料（年金）の納付	1月が経過する前	100分の3に相当する金額
		2月が経過する前	100分の6に相当する金額
		3月が経過する前	100分の9に相当する金額
		4月が経過する前	100分の12に相当する金額
		5月が経過する前	100分の15に相当する金額
		6月が経過する前	100分の18に相当する金額
意匠			
特許料等の徴収規則4条11の2	II. 出願手数料不備の指令に対する応答 III. 拒絶理由通知に対する応答	指定期間延長申請料：延長期間中 1月以内	2万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 1月超2月以内	3万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 2月超3月以内	6万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 3月超4月以内	12万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 4月超過以降	24万KRW/月
特許料等の徴収規則8条6	VII. 設定登録料の納付	1月が経過する前	100分の3に相当する金額
		2月が経過する前	100分の6に相当する金額
		3月が経過する前	100分の9に相当する金額
		4月が経過する前	100分の12に相当する金額
		5月が経過する前	100分の15に相当する金額
		6月が経過する前	100分の18に相当する金額
特許料等の徴収規則8条8	VIII. 登録料（年金）の納付	1月が経過する前	100分の3に相当する金額
		2月が経過する前	100分の6に相当する金額
		3月が経過する前	100分の9に相当する金額
		4月が経過する前	100分の12に相当する金額
		5月が経過する前	100分の15に相当する金額
		6月が経過する前	100分の18に相当する金額
商標			
特許料等の徴収規則5条10の2	II. 出願手数料不備の指令に対する応答 III. 拒絶理由通知に対する応答	指定期間延長申請料：延長期間中 1月以内	2万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 1月超2月以内	3万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 2月超3月以内	6万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 3月超4月以内	12万KRW
		指定期間延長申請料：延長期間中 4月超過以降	24万KRW/月

Ⅲ 意匠制度及び商標制度の査定謄本等の送付及び 手数料納付制度

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：意匠調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

（情報源の種類によってセルを色分けした。白色：公開情報、黄色：知財庁からの情報、茶色：現地法律事務所からの情報）

直接国内出願				
国・地域名	出願手数料の納付制度		出願手数料に含まれる登録料相当額の返還	
	制度内容	根拠(法令、リンク先)	制度内容	根拠(法令、リンク先)
1 米国	二段階納付	https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule#Hague-IntlDesignApp	—	—
2 欧州(EUIPO)	一段階納付	https://euipo.europa.eu/ohimportal/rcd-fees-directly-payable-to-euipo https://guidelines.euipo.europa.eu/1803372/1786869/designs-guidelines/8-1-general-principles	なし 原則としてEU商標及び共同体意匠の手料は出願時に納付し、EUIPOの審査後にその出願の登録が拒絶された場合であっても、納付対象とされていた手数料は返還されない。	問合せより
3 韓国	二段階納付	https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=	—	—
4 カナダ	一段階納付	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/page-7.html#h-33	なし (問合せより：この手数料は出願が登録されない場合であっても返還されない。)	カナダ意匠規則38条(1) https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/page-4.html?txthl=refund#s-38
5 ロシア	二段階納付	https://rospatent.gov.ru/en/activities/du	—	—
6 ハンガリー	一段階納付	https://www.sztnh.gov.hu/en/English/formaterv/Design_EN_120101.pdf	なし	Decree No. 19/2005. (IV. 12.) GKM Article 24 (1) https://www.hipo.gov.hu/en/English/formaterv/Design_EN_120101
7 イスラエル	一段階納付	料金表（ヘブライ語） https://ecom.gov.il/counterspa/home/14/3/samples?language=he 意匠出願ガイド file:///C:/Users/Yamada/AppData/Local/Temp/Design_Applicant_%20Guide.pdf	なし	問合せより
8 キルギス	二段階納付	発明 実用新案 意匠、選択解決の特許付与、商標 サービスマーク 原産地名 原産地名 称使用権登録、弁理士登録の手数料に関する規則、Ⅲ. 意匠 (No.36、No.45) http://patent.kg/en/sample-page-5-4/sample-page-2-2/%D0%BF%D0%BE%D0%BB%D0%BE%D0%B6%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D1%8F/%D0%BF%D0%BE%D1%81%D1%82%D0%B0%D0%BD%D0%BE%D0%B2%D0%BB%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D0%B5-%D0%BF%D1%80%D0%B0%D0%B2%D0%B8%D1%82%D0%B5%D0%BB%D1%8C%D1%81%D1%82%D0%B2%D0%B0-%D0%BA%D1%8B%D1%80%D0%B3%D1%8B%D0%B7-2-1-8/	—	—
9 モルドバ	二段階納付	料金表 http://www.agepi.gov.md/en/design/fees	—	—
10 メキシコ	二段階納付	ACUERDO POR EL QUE SE DA A CONOCER LA TARIFA POR LOS SERVICIOS QUE PRESTA EL INSTITUTO MEXICANO DE LA PROPIEDAD INDUSTRIAL 9f、9g https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/414628/Tarifa_IMPI20.11.2018.pdf	—	—
11 アフリカ(OAPI)	一段階納付 (※公開手数料の納付要)	http://www.oapi.int/index.php/en/services/2017-03-10-06-46-19/taxes	なし OAPIは意匠の実体審査を行わない。方式審査後にOAPIが意匠出願の却下又は拒絶査定を行う場合、手数料は返還されない。	問合せより

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：意匠調査

※ 出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

		ハーグ制度出願					
		個別指定手数料の納付制度		個別指定手数料に含まれる登録料相当額の返還		保護付与と声明以外の登録査定通知	
国・地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)	制度内容	根拠(法令、リンク先)	制度内容	根拠(法令、リンク先)	
1	米国	二段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2015/haque_2015_5.doc	-	-	意匠の所有者（及び国際事務局）は、「Notice of Allowance」によって Second partの個別手数料支払期限が通知される。（7） 米国法律事務所が出願人から委任状を受け取り、米国法律事務所がUSPTOの通信を電子メールで受け取るように登録されている場合、米国法律事務所はNotice of Allowanceのpdfコピーを受け取ることがある。米国法律事務所がUSPTOから電子通信を受信しない場合には、USPTOはNotice of Allowanceを事務所へ郵送する。	https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2015/haque_2015_5.doc	
2	欧州(EUIPO)	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2007/haque_2007_9.doc	なし	問合せより	なし	問合せより	
3	韓国	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2014/haque_2014_2.doc	なし	韓国デザイン保護法197条 https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=48547&lang=ENG	韓国特許庁から出願人に登録査定のお知らせを送付する。韓国代理人が選任されている場合は代理人に通知が送付される。 韓国特許庁から出願人への登録査定のお知らせは、紙書類(航空郵便)による送付となる。なお、韓国代理人が選任されている場合は、代理人に登録査定のお知らせが送付されるが、これは代理人毎に設定してある受取方法(電子ファイル/紙書類)による送付となる。	問合せより	
4	カナダ	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2018/haque_2018_9.docx	なし 手数料返還に関する最初の質問に関して、カナダ知的財産庁(CIPO)はハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定第7条の出願における個別指定手数料として受領した手数料額を返還しない。これらの手数料は意匠の審査のために納付するものと考えられる。貴殿が記載された内容によると、審査業務が発生し、それについてのサービスが提供されるようになっていく。CIPOには意匠についての出願手数料又は登録手数料が存在してはならず、審査手数料だけが存在する。	問合せより	なし 登録査定通知に関する2番目の質問に関して、CIPOは保護付与と声明に追加して、その他の書類を発行しない。保護付与と声明には次の書類を添付する。 ・意匠保護の通知 ・意匠の複製物すべての写し ・登録に関する情報の概要である登録詳細報告書 これらの追加書類はカナダ法制度に基づき要求されるものではない。むしろ実務上、権利者の便宜のために添付される。法律に基づき要求される唯一の書類は、ハーグ協定共通規則18の2及びカナダ意匠規則44(2)に基づく保護付与と声明だけである。 その他の書類は保護付与と声明に添付され、WIPOから権利者に通知される。	問合せより カナダ意匠規則44条(2) https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2018-120/page-5.html?txhtml=international#s-44	
5	ロシア	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2018/haque_2018_4.docx	なし ロシア連邦の知的財産庁(ROSPATENT)は意匠の国際登録に対する拒絶通達を発する場合、いずれの手数料も返還しない。	問合せより	なし ROSPATENTは、保護付与と声明、拒絶後の保護付与と声明、拒絶通報のみを行い、WIPOのIBに送付する。	問合せより	
6	ハンガリー	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2004/haque_2004_13.doc	なし ハンガリーを指定したハーグ制度に基づく国際意匠出願が行われ、HIPO(ハンガリー知的財産庁)が意匠保護の拒絶査定を行う場合、その手数料は審査そのものの対価であり、HIPOはその結果如何にかかわらず審査を行うのであるから、手数料の返還は不可能である。	問合せより	なし	https://www.hipo.gov.hu/en/English/jogforras/Design_Act_XLVIII_2001_EN.pdf (7)ハンガリー知的財産庁は、出願人の意見書に基づき、(4)で述べる通知の内容の全体又は一部が理由のないものとみなす場合、その通知の全体又は一部を取り下げる。ハンガリー知的財産庁は、取下げ決定が確定した後、国際事務局に通報する。 (9)ハンガリー知的財産庁が(4)で述べる通知を行わない場合、国際登録は、通知で定める期間が終了した翌日から、ハンガリー知的財産庁が付与した意匠保護と同一の効力を有する。	
7	イスラエル	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2019/haque_2019_9.docx	なし	問合せより	なし 当庁のメッセージは国際事務局に直接送付され、出願人には送付されない（意匠規則（ハーグ協定施行規則）5780-2019）5及び7。	問合せより file:///C:/Users/Yamada/AppData/Local/Temp/Designs-regulations-implementation-haague-agreement-2019.pdf	
8	キルギス	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2004/haque_2004_14.doc	なし	問合せより	なし	問合せより	
9	モルドバ	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2020/haque_2020_17.docx	なし モルドバ(共和国)の知的財産庁は（ハーグ協定共通規則：規則12に基づき納付する）基本手数料を返還しない。手数料の返還は国際事務局が担当するからである（規則14(3)）。規則14(3)によると国際事務局は、基本手数料に相当する額を控除した後、出願に関して納付された手数料を返還する。 モルドバ(共和国)が受領する手数料は個別指定手数料であり、これは実体審査を行うための手数料であるが、いったん実体審査が行われた後は、その結果（拒絶又は認容）にかかわらず、手数料は返還されない。	問合せより	なし モルドバ(共和国)の知的財産庁はハーグ制度に基づく意匠出願の実体審査後、保護付与の場合、出願人に通知を行わない。同庁は「保護付与と声明」のみを国際事務局のみに送付する。	問合せより	
10	メキシコ	二段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2020/haque_2020_16.docx	-	-	なし	ハーグシステムを使用した意匠の国際登録ユーザーガイド“Concesión de la protección” http://www.impi.gob.mx/FormatosDoc/Documentos%202020/Guia%20de%20usuario%20Sistema%20de%20La%20Haya%20Mexico.pdf?csf=1&e=FkmMTS	
11	アフリカ(OAPI)	一段階納付 https://www.wipo.int/edocs/haagdocs/en/2008/haque_2008_12.doc	なし OAPIは意匠の実体審査を行わない。手数料の返還は行われない。	問合せより	なし OAPI意匠とハーグ協定： OAPIは2008年9月16日にジュネーブ改正協定に加入した。ハーグ協定に基づく義務を実効化する目的のためには、その義務を承認する法律を成立させる必要があるが、そのような法律は成立していない。 したがって現状では、OAPIの各締約国において国際意匠登録は有効とされず、権利行使も不可能であるというのが共通認識となっている。ハンギ協定第5条によると、OAPIの各締約国の各議会だけが、OAPIによる協定の署名又は加入を承認することができる。ハーグ協定はこの状況に該当していない。OAPI締約国はベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ（マヨット島を除く）、コンゴ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴである。 したがってOAPIはハーグ協定に基づきWIPOに行われた意匠出願を処理しておらず、仮に処理した場合であっても共通認識として、その意匠出願は無効と考えられる。OAPIを指定してハーグ制度に基づき行われた国際意匠出願に関して、意匠の新規案件は存在していない。	問合せより	

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：商標調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

（情報源の種類によってセルを色分けした。白色：公開情報、黄色：知財庁からの情報、茶色：現地法律事務所からの情報）

		直接国内出願		
		出願手数料の納付制度		出願手数料に含まれる登録料相当額の返還
国 地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)	制度内容	根拠(法令、リンク先)
1 米国	一段階納付	https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule#Hague-IntlDesignApp https://www.uspto.gov/trademark/trademark-fee-information	原則として返還されない。	https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/refund-information
2 欧州(EUIPO)	一段階納付	https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-and-payments https://euipo.europa.eu/ohimportal/fees-payable-direct-to-euipo	なし 原則としてEU商標及び共同体意匠の手数料は出願時に納付し、EUIPOの審査後にその出願の登録が拒絶された場合であっても、納付対象とされていた手数料は返還されない。	問合せより
3 中国	一段階納付	https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/13869/	なし 実体審査で登録にならなかった場合、出願料は、返還しない。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/27/art_74_28145.html	問合せより
4 韓国	二段階納付	https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c_93006&catmenu_ek04_04_01 https://www.law.go.kr/LSW/lumLSLinkPop.do?ancYnChk_0&chrClsCd_010202&lsptnInfSeq_132726	—	—
5 英国	一段階納付	https://www.gov.uk/government/publications/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees	なし 出願後、知的財産庁が納付済の手数料の返還を申し出ることはいかなる場合でもできない。	問合せより
6 独国	一段階納付	https://www.dpma.de/english/services/fees/trademarks/index.html	なし 出願人は返還を受けることができない。	問合せより
7 スイス	一段階納付	https://www.ige.ch/en/protecting-your-ip/trade-marks/national-applications/costs-and-fees.html	なし 返還されない。	問合せより
8 インド	一段階納付	http://www.ipindia.nic.in/form-and-fees-tm.htm	なし 商標出願が審査段階で拒絶された場合(拒絶が商標庁の誤りであったとしても)又は出願人が出願を取り下げた場合、インド知的財産庁は納付済の手数料額について、その一部であっても返還しない。	問合せより
9 オーストラリア	一段階納付	https://www.ipaustralia.gov.au/trade-marks/understanding-trade-marks/trade-mark-costs	なし	https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-us/refunds
10 イタリア	一段階納付	https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/marchi/registrare-in-italia/costi-di-un-deposito-nazionale	なし この質問に関して、手数料返還を請求するためには、印紙(€ 16)を付した申請を第IX部(産業財産権及び手数料証明 記入 登録)に提出し、納付書の写しを添付する必要がある。 (実体審査後に商標が拒絶された場合、知財庁は出願時に納付された公式手数料(又はその一部)を返還しない)。	問合せより
11 ノルウェー	一段階納付	https://www.patentstyret.no/en/services/trademarks/fees---price-list-for-trademarks/	なし (問合せ：特許庁が出願を認容及び登録した場合、追加の登録手数料は不要である。出願手数料には出願手続も含まれており、出願が拒絶又は取下げとなった場合であっても返還されない。)	ノルウェー特許庁及び審判部への支払規則55条 https://lovdata.no/dokument/SF/forokrif/2014-03-26-333#KAPITTEL_2
12 トルコ	二段階納付	https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPA/TENT/fees/informationDetail?id_110	—	—
13 ニューゼーランド	一段階納付	https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/fees/	なし 出願が受理され、手続が開始された場合、又は出願時に手続が完了した場合、手数料返還は行われず。 (ニューゼーランド商標法 16条(2) search and/or preliminary advice*の報告で識別性ありとされたにもかかわらず、当該商標の出願が識別性なしとして拒絶された場合。 *商標登録出願前に、自己の商標の登録可能性に関するsearch and/or preliminary adviceを申請することが可能。)	問合せより ニューゼーランド商標法 16条(2) https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/new_zealand-shouhyou.pdf http://www.legislation.govt.nz/act/public/2002/0049/latest/DLM164457.html?search_ts_act_trade+marks+act_resel
14 シンガポール	一段階納付	https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark	なし	https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark "Notes on Refund"
15 フィリピン	二段階納付	https://www.ipophil.gov.ph/services/schedule-of-fees/trademark-related-fees/	—	—

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：商標調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

		マドプロ制度出願		
		個別手数料の納付制度		個別手数料に含まれる登録料相当額の返還
国 地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)		根拠(法令、リンク先)
1 米国	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし No
2 欧州(EUIPO)	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 原則としてEU商標及び共同体意匠の手料は出願時に納付し、EUIPOの審査後にその出願の登録が拒絶された場合であっても、納付対象とされていた手数料は返還されない。
3 中国	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 国際登録を拒絶する場合であっても、CNIPAは登録手数料を返還しない。
4 韓国	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 実体審査の後に登録とならなかったとしても、費用の一部が返還されることはない。
5 英国	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし
6 独国	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		これは出願手数料であり、国際登録による保護を希望するのであれば納付が要求される。返還を受けることはできない。
7 スイス	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 手数料は返還されない。
8 インド	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし インド知財庁は登録手数料を別個に要求しない。知財庁は、国内出願の場合には出願手数料のみ、インドを指定する国際登録については個別手数料を要求する。したがって知財庁は、インドにおける国際登録の保護が拒絶された場合であっても手数料を返還しない。
9 オーストラリア	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 最初の質問に関して、マドリッド議定書に関するすべての手数料は世界知的所有権機関（WIPO）に納付するものであり、したがってIPオーストラリアは納付手続又は返還の申出について関与していない。この質問はWIPOにお問い合わせされたい。 IPオーストラリアは次のいずれかの状況に限り、公式手数料を返還する。 公式手数料が超過納付された。 出願書類又はその他の書類が提出されなかったものとして扱われた。 手数料が二重納付された。 IP Australis職員の過誤によって手数料が発生した。
10 イタリア	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 国内出願の場合と同様である。
11 ノルウェー	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 知的財産庁は納付済の手料の一部についても返還しない。
12 トルコ	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 知的財産庁はマドリッド議定書に基づき行われた商標出願の出願手数料を返還しない。
13 ニュージーランド	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし （ニュージーランドを指定する国際登録の手料はWIPOを通じて納付する。したがって出願人が手数料返還の資格を有すると考える場合、又は返還システムについて更なる情報を希望する場合には、WIPOに直接問合せされたい。）
14 シンガポール	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 知的財産庁は、実体審査後に国際商標出願の拒絶査定を行った場合、納付済の手料の一部についても返還しない。
15 フィリピン	一段階納付	https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html		なし 知財庁は指定手数料の一部についても返還しない。

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：商標調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

マドリード制度出願		
保護認容声明以外の登録査定通知		
国・地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)
1 米国	なし (「Certificate of Extension of Protection」* (登録証) が発行され、USPTOの公報において当該「Certificate of Extension of Protection」について公告する。 *1601.01(a) 登録証 商標法第1条、第44条、第66条(a) (15 U.S.C. 第1051条、第1126条、第1141f条(a)) の規定に基づく出願から生じた登録すべてについて、USPTOは登録証を発行する。登録証には商標権者の氏名(名称)及び住所、商品・サービス・団体組合組織、区分を含む。登録証には長官が署名し、USPTOの押印に基づき発行される。15 U.S.C. 第1057条(a)、第1093条、37 C.F.R. § 2.151。74 Fed. Reg. 34559 (2009年7月16日)の商標登録簿の様式変更に関する通達を参照されたい。	TMEP1904.05 Certificate of Extension of Protection https://tmap.uspto.gov/RDMS/TMEP/current/#/current/TMEP-1900d1e1461.html
2 欧州(EUIPO)	なし (問合せより：第2及び第3の質問に関して、EUIPOは、商標が登録適格性を有するものと判断した場合、それ以外に未解決の暫定的拒絶理由が存在していないことを条件として、商標の中間的ステータスをWIPOに送付し、職権による審査は完了したが、国際登録は引き続き異議又は第三者の見解書待ちの状況である旨を表示する。この通知は国際登録簿に記載され、公報で公表され、国際登録名義人に通知される。)	https://euipo.europa.eu/ohportal/madrid-protocol#12.A.5 "How does the Office communicate with the applicant during the examination process?"
3 中国	なし	中国商標法实施条例42条 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf https://wipolex.wipo.int/en/text/475470
4 韓国	所定の期間内に拒絶理由が発見されない場合は、当該出願の公告が決定され、特許庁長官は、出願人に当該決定の証明付謄本(certified copy)を送付し、商標公報に当該商標出願を公告する。 (韓国特許庁から出願人に登録査定のお知らせ。なお、韓国代理人が選任されている場合は代理人に通知が送付される。韓国特許庁から出願人への登録査定のお知らせは、紙書類(航空郵便)による送付となる。なお、韓国代理人が選任されている場合は、代理人に登録査定のお知らせが送付されるが、これは代理人毎に設定してある受取方法(電子ファイル/紙書類)による送付となる。)	韓国商標法191条及び57条 (1) https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=42777&lang=ENG (商標法第69条(商標登録可否決定の方式)) 第2項：特許庁長は商標登録可否決定があった場合は、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。 https://www.law.go.kr/lsSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95#undefined
5 英国	なし	https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-manual/international-examination-guide 問合せより
6 独国	なし	問合せより
7 スイス	なし 国際商標の保護が付与された場合、知財庁は「保護認容声明」(規則18の3(1))のみをWIPOに送付する。暫定的拒絶(全体又は一部)理由が存在し、出願人又はスイス代理人がそれに応答する場合、スイスに送達用あて名があれば、知財庁は国内処理の終了時に拒絶確定声明(規則18の3(3))又は全体・一部の保護付与声明(規則18の3(2)(i)又は18の3(2)(ii))をWIPOに送付し、その声明の写しをスイスにおける送達用あて名又はスイス代理人に情報目的で送付する。これに関して書面による処理又は規則は存在しておらず、知財庁が送付を失念した場合の法的帰結は存在しない。 暫定的拒絶通報に応答しない場合、又はスイス代理人が存在しない場合、知財庁は拒絶確定声明又は全体・一部の保護付与声明をWIPOのみに送付し、出願人又はWIPOに対する代理人にその他の書類は送付しない。	問合せより
8 インド	なし (問合せより：インド知財庁は、すべての公式手続の完了後に国際登録に基づく商標の保護査定を行う場合、規則18の3(1)又は18の3(2)に基づく保護認容声明を送付する。通常であれば出願人に別個の通知は行われない。)	インド商標法36E条 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-shouhyou.pdf http://www.ipindia.nic.in/writeraddata/Portal/IPOAct/1_46_1_tmr-amendment-act-2010.pdf
9 オーストラリア	なし (問合せより：2番目の質問に関して、オーストラリアを指定する国際登録(IRDA)に関するすべての通信はマドリッド議定書の規定に従いWIPO経由で送付される。マドリッド議定書を通じて行われた出願に関して、当庁はこの手続の対象外の通知を送付しない。)	オーストラリア商標規則 規則17A.25(1) https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-shouhyou_kisoku.pdf https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00950
10 イタリア	なし イタリア知財庁は保護認容声明以外の通知を送付しない。	問合せより
11 ノルウェー	なし 知的財産権は商標権の付与査定を行う場合、規則18の3に基づく「保護認容声明」のみを国際事務局に送付する。出願人に直接送付する書類は存在しない。	問合せより
12 トルコ	なし TURKPATENTは規則18の3に基づく「保護認容声明」以外の「付与」査定書を送付しない。TURKPATENTはマドリッド議定書経由の出願に関するすべての通知をWIPOのみに送付する。 この規則は「商標の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書の施行に関する規則」のPart 3に説明されている(リンク下記)。 The link is; https://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/23637	問合せより
13 ニューゼaland	なし (問合せより：異議申立期間の終了後、又は出願・指定日から6ヶ月経過後、ニューゼalandの指定は国内で「保護」されたものとなる。その後、登録証が電子的に発行される。)	"International registrations designating New Zealand" "Acceptance and protection" https://www.iponz.govt.nz/about-ip/trade-marks/international/international-registrations-designating-new-zealand/
14 シンガポール	なし	シンガポール商標国際登録規則 規則12 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-s_tourouku_kisoku.pdf https://wipolex.wipo.int/en/text/509656
15 フィリピン	なし 知財庁は保護認容声明以外の書類を送付しない。	問合せより

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：商標調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

マドプロ制度出願		
保護認容声明のコピーの出願人又は代理人への直接送付		
国・地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)
1 米国	なし 保護認容声明は、USPTOから国際事務局にのみ送付される。	問合せより
2 欧州(EUIPO)	なし 第2及び第3の質問に関して、EUIPOは、商標が登録適格性を有するものと判断した場合、それ以外に未解決の暫定的拒絶理由が存在していないことを条件として、商標の中間的ステータスをWIPOに送付し、職権による審査は完了したが、国際登録は引き続き異議又は第三者の見解書待ちの状況である旨を表示する。この通知は国際登録簿に記録され、公報で公表され、国際登録名義人に通知される。	問合せより
3 中国	なし CNIPAから直接出願人又は代理人に送っていない。	問合せより
4 韓国	なし KIPOでは、KIPOの様式に沿った登録査定のお知らせを作成して出願人又は代理人に送付している関係上、KIPOから国際事務局に送付した保護付与声明のコピーを直接出願人又は代理人に送付することはない。	問合せより
5 英国	なし 知的財産庁は保護認容に関する通知を権利者に別途発行しない。したがって権利者は、国際事務局のみから保護認容通知を受領する。	問合せより
6 独国	なし ドイツ特許商標庁は、WIPOが出願人に送付する情報について責任を負わない。	問合せより
7 スイス	暫定拒絶通報を受けた場合のみ、あり 国際商標の保護が付与された場合、知財庁は「保護認容声明」（規則18の3(1)のみをWIPOに送付する。暫定的拒絶（全体又は一部）理由が存在し、出願人又はスイス代理人がそれに対応する場合、スイスに送達用あて名があれば、知財庁は国内処理の終了時に拒絶確定声明（規則18の3(3)）又は全体・一部の保護付与声明（規則18の3(2)(i)又は18の3(2)(ii)）をWIPOに送付し、その声明の写しをスイスにおける送達用あて名又はスイス代理人に情報目的で送付する。これに関して書面による処理又は規則は存在しておらず、知財庁が送付を失念した場合の法的帰結は存在しない。	問合せより
8 インド	なし インド知財庁は、すべての公式手続の完了後に国際登録に基づく商標の保護査定を行う場合、規則18の3(1)又は18の3(2)に基づく保護認容声明を送付する。通常であれば出願人に別個の通知は行われない。	問合せより
9 オーストラリア	なし 2番目の質問に関して、オーストラリアを指定する国際登録（IRDA）に関するすべての通信はマドリッド議定書の規定に従いWIPO経由で送付される。マドリッド議定書を通じて行われた出願に関して、当庁はこの手続の対象外の通知を発送しない。	問合せより
10 イタリア	なし イタリアを指定するマドプロ出願がなされた場合、イタリア特許商標庁は、出願人又は代理人に保護付与声明の写しを送付することなく、国際事務局に直接通知する必要がある。そして、代理人又は出願人（代理人がない場合）の両方が、国際事務局から保護付与声明を受け取る。	問合せより
11 ノルウェー	なし 知的財産庁は商標権の付与査定を行う場合、規則18の3に基づく「保護認容声明」のみを国際事務局に送付する。出願人に直接送付する書類は存在しない。	問合せより
12 トルコ	なし トルコ知財庁は、マドリッド規則18の3に基づく保護認容声明を含む通知をWIPOにのみ送信する。トルコ知財庁が、出願人又は代理人にそのコピーを送付することはない。	問合せより
13 ニュージーランド	なし 異議申立期間の終了後、又は出願・指定日から6月経過後、ニュージーランドの指定は国内で「保護」されたものとなる。その後、登録証が電子的に発行される。	問合せより
14 シンガポール	なし シンガポールで保護される国際商標に関してシンガポール知的財産庁は登録証を発行しないことに留意されたい。それに代えて商標の最終的ステータスに関する次の書類のいずれか1つを国際事務局宛に発行し、シンガポールにおける処理の帰結について通知する。	INTERNATIONAL REGISTRATIONS / SUBSEQUENT DESIGNATIONS DESIGNATING SINGAPORE 16. PROTECTION OF INTERNATIONAL REGISTRATION https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm_work-manual_19-international-registration_nov2015.pdf
15 フィリピン	あり 代理人が委任状を提出すると登録され、国際事務局に保護認容声明が送付されると、そのCCが登録された代理人に送信される。	問合せより

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する調査研究：商標調査

※出願時に出願料と登録料を同時に支払う（出願料に登録料が含まれる）場合を「一段階納付」、出願手数料及び登録手数料を別個に支払う場合を「二段階納付」という。

マドリッド制度出願		
拒絶確定声明の通報以前の拒絶査定通知		
国・地域名	制度内容	根拠(法令、リンク先)
1 米国	なし (暫定拒絶通報に該当するFirst Actionは、国際事務局に通知されるが、2回目以降のOffice actionは出願人に直接通知される。)	TMEP1904.02(h) Office Actions and Responses https://tmap.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#current/TMEP-1900d1e1258.html
2 欧州(EUIPO)	なし 国際事務局が拒絶確定声明を出願人に送付する前に、EUIPOは拒絶査定を送付しない。拒絶理由が存在する場合、EUIPOは6月以内に暫定的拒絶通報をWIPOに送付するだけである。 EUIPOは、商標が保護適格性を有していないと判断した場合、保護の暫定的拒絶通報を送付し、国際登録名義人は暫定的拒絶通報の送付日から2か月以内に意見書を提出することができる。必要であれば暫定的拒絶通報において、EUTMR第119条及び第120条に適合する代理人を選任するよう名義人に要求することもできる。この通報は国際登録簿に記載され、公報で公表され、国際登録名義人に通知される。暫定的拒絶通報に対する応答はEUIPOに対して行わなければならない。(First Communicationについては、国際事務局を通じて通知されるが、それ以降のCommunicationについては、商標の所有者またはその代理人とEUIPOの間で直接行われる。拒絶理由を克服できない場合は、最終決定が商標の所有者に通知される。)	問合せより (https://euipo.europa.eu/ohimportal/madrid-protocol#12.A.5 "How does the Office communicate with the applicant during the examination process?")
3 中国	なし (CNIPA: 拒絶された場合、CNIPAはWIPOに通知を送信し、WIPOはその通知を出願人と代理人に転送する。)	問合せより (中国商標法実施条例45条 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/1aw/pdf/admin/20140501_rev.pdf)
4 韓国	国際事務局からよりも先に韓国特許庁から出願人に拒絶査定が送付されると判断される。韓国特許庁から国際事務局への全部拒絶確定通知書送付と、韓国特許庁から出願人への拒絶査定通知書送付とは、通常同時期に行われており、この場合、国際事務局では韓国特許庁から全部拒絶確定通知書を受け取った後、これを国際登録簿に登録し、出願人に通知することになる関係上、国際事務局からよりも先に韓国特許庁から出願人に拒絶査定が送付されると判断される。なお、韓国代理人が選任されている場合は代理人に通知が送付される。(商標法第54条(商標登録拒絶決定) 審査官は商標登録出願が次の各号のいずれか一に該当する場合は、商標登録拒絶決定をしなければならぬ。 https://www.law.go.kr/lsSc.do?sectionId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95#undefined 国際商標登録出願審査事務取扱規定第33条(拒絶決定) 第1項: 担当審査官は拒絶通知後国際商標登録出願人が指定期間内に補正書や意見書を提出しなかった場合又は提出したが拒絶理由を解消できなかった場合、全部拒絶確定通知書(Confirmation of Total Provisional Refusal)を英文で作成して国際事務局に送付し、国際商標登録出願人に対しては拒絶決定書を送付する。 https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&query=EA%B5%AD%EC%A0%9C%EC%83%81%ED%91%9C%iiBgcolor0)	問合せより
5 英国	なし 知的財産庁が国際事務局に拒絶通報を送付する前に、名義人は1994年商標法第37条(4)に基づき指定が正式に拒絶されている旨の通知を受けるであろう。名義人は、知的財産庁の査定に対して審判請求を希望する場合、1月以内に「拒絶理由陳述書」を請求することができる。この期間の終了時に知的財産庁は拒絶確定声明を国際事務局に送付する。	問合せより
6 独国	なし	ドイツ商標規則46条 https://www.jpo.go.jp/system/laws/ga_koku/document/mokuj/germany-shouhyou_kisoku.pdf https://www.dpma.de/docs/english/formulare/marken_eng/w7730_1.pdf
7 スイス	なし マドリッド議定書に基づきスイスを指定する国際登録出願が行われ、知財庁が出願の拒絶査定を行う場合、出願人がスイス代理人を選任しているか、又はスイスにおける送達用あて名をスイス知的財産庁に提示しており、暫定的拒絶通報に対して応答していれば、知財庁は国内処理の終了時に拒絶確定声明(規則18の3(3))をWIPOに送付し、その声明の写しをスイスにおける送達用あて名又はスイス代理人に情報目的で送付する。これに関して書面による処理又は規則は存在しておらず、知財庁が送付を失念した場合の法的帰結は存在しない。 暫定的拒絶通報に該当しない場合、又はスイス代理人が存在しない場合、知財庁は拒絶確定声明又は全体・一部の保護付と声明をWIPOのみに送付し、出願人又はWIPOに対する代理人にその他の書類は送付しない。	問合せより
8 インド	なし 保護査定の場合と同様にインド知財庁は、すべての公式手続の完了後に国際登録に基づく商標の拒絶査定を行う場合、規則18の3(3)に基づく拒絶確定声明を送付する。 通常であれば国際登録に基づく商標の拒絶査定は、個人面談の機会を出願人(出願人のインド代理人)に与えた後に行われ、この場合には代理人を通じて、理由付の拒絶命令書が出願人に送付される。 さらに、インド法の規定による国際登録の処理中に(異議又は取消手続などにおいて)他の当事者が関与した場合には、規則18の3に基づくWIPO宛の通知とは別個に、商標保護の認容又は拒絶(該当するもの)に関する命令がすべての関係当事者に通知される。 (インド知的財産庁はこれ以外の通知を別途送付しない。実際のところインドにおける送達用あて名は通知されないため、出願人に通知を送付することはできない。通知は国際事務局のみに送付される。)	問合せより
9 オーストラリア	登録官がIRDA(International Registration Designating Australia)に関して、マドリッド共通規則17に基づく報告(拒絶通知)を国際事務局にしていたときは、登録官は、(a) 国際事務局に対し、共通規則の第17規則に従い、審査に関する最終決定を通知しなければならず(b) その名義人に対し書面をもって、審査に関する最終決定を通知しなければならない。 (問合せより: IRDA(オーストラリアを指定する国際登録)がオーストラリアにおいて保護される場合には、保護拡張書が世界的所有権機関及び出願人が提示している場合には商標に関する送達用あて名の両方に発送される。送達用あて名が提示されていない場合には、WIPOのみに発送される。)	オーストラリア商標規則 規則17A.25(2) https://www.jpo.go.jp/system/laws/ga_koku/document/mokuj/australia-shouhyou_kisoku.pdf https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00950
10 イタリア	なし 知財庁は、イタリアにおける出願拒絶を確定する場合、出願人に通報を事前送付することなく、国際事務局のみに通報する。	問合せより
11 ノルウェー	知的財産庁は規則17に基づく「暫定的拒絶」通報を出願人に直接送付せず、国際事務局のみに送付する。 国際事務局は当庁の「暫定的拒絶」通報を出願人に送付する。出願人が拒絶通報に該当しない場合、事案は棚上げされ、拒絶確定声明が国際事務局に送付される。他方、出願人が暫定的拒絶通報に反論する場合、当庁は出願人又は代理人と直接連絡する。当庁が最終的に保護の拒絶査定を行う場合には、この最終的な査定(審判部に審判請求可能)が出願人又は代理人に直接送付される。さらに、拒絶確定声明も国際事務局に送付される。	問合せより
12 トルコ	なし TURKPATENTはすべての通報をWIPOに直接送付し、出願人に通報を送付しない。TURKPATENTは、出願の拒絶査定を行う場合、規則17(1)に基づく「保護の暫定的拒絶」通報を送付し、その後の期間内に出願人が応答しないか、又はTURKPATENTが応答に納得しなければ、拒絶確定声明が国際事務局から出願人に送付される(規則18の3(3))。 この規則は「商標の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書の施行に関する規則」のPart 3に説明されている(リンク下記)。 https://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/23637.pdf	問合せより
13 ニュージーランド	WIPOは出願人に暫定的拒絶通報を行い、IPONZIはこれを電子的に発行する。出願人・代理人が暫定的拒絶通報を確認し、IPONZIに応答するためには、オンラインで現地代理人となる必要がある。	問合せより
14 シンガポール	なし	シンガポール商標国際登録規則 規則16(4)(b) https://www.jpo.go.jp/system/laws/ga_koku/document/mokuj/singapore-s_tourouku_kisoku.pdf https://wipolex.wipo.int/en/text/509656
15 フィリピン	なし 全体又は一部の拒絶通報は国際事務局に直接送付される。	問合せより

資料編

1. コロナ救済措置に関して海外知的財産庁へ送付した質問票（日本語）
2. 意匠制度に関して海外知的財産庁へ送付した質問票（日本語）
3. 商標制度に関して海外知的財産庁へ送付した質問票（日本語）

1. 海外質問票調査において海外知的財産庁¹へ送付した質問票

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大等有事における救済措置（知的財産法の内外の不可抗力条項）

Q1-1 本年の新型コロナウイルス感染症の流行などの非常事態が発生した場合に、不可抗力条項として、知的財産手続において救済措置が設けられていますか。知的財産法の範囲内の規定及び知的財産法の範囲外の規定についてお教えてください。

A1-1	
知的財産法に規定される不可抗力条項 (Q2-1～Q10-1の回答に記載している場合はその質問番号を記入してください。)	
知的財産法以外の法律に規定される不可抗力条項	

II. 出願手数料不備の指令に対する応答

Q2-1 特許出願における出願手数料の納付不備の指令に対して、補正できる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A2-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：指令通知の送達日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：
③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：

¹ 海外法律事務所には書誌的な事項のみを修正し、質問内容は同じ質問票を送付した。意匠制度及び商標制度に関する質問票も同様である。

Q2-2 意匠出願及び商標出願において、**Q2-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A2-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

Ⅲ. 拒絶理由通知に対する応答

Q3-1 特許出願における拒絶理由通知に対する意見書又は補正書を提出することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A3-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：通知の送達日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間：
②現行の制度において認められる延長期間	法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：
③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間：

Q3-2 意匠出願及び商標出願において、**Q3-1**の特許手続①～③と違った内容がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A3-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

IV. 新規性喪失の例外適用を受けるための証明書提出

Q4-1 特許出願における新規性喪失の例外適用を受けるための証明書を提出することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A4-1 インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：特許出願の日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：

Q4-2 意匠出願において、**Q4-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A4-2	
意匠出願における特許手続との違い	

V. 出願審査請求

Q5-1 特許出願における出願審査請求をすることができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A5-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	① 手続期間の始期（例：特許出願の日）： 期間： 法令・ガイドライン： URL：
	② 現行の制度において認められる延長期間 認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	③ 本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間 認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：

VI. 拒絶査定不服審判の請求

Q6-1 特許出願における拒絶査定不服審判を請求することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A6-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	① 始期： 期間： 法令・ガイドライン： URL：
	② 現行の制度において認められる延長期間 認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	③ 本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間 認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：

Q6-2 意匠出願及び商標出願において、**Q6-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A6-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

Ⅶ. 設定登録料の納付

- Q7-1** 特許出願における設定登録料を納付することができる期間についてご質問します。
 ①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A7-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：特許査定の日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：
	認められる期間： 法令・ガイドライン： URL：

- Q7-2** 意匠出願及び商標出願において、**Q7-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A7-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

VIII. 登録料（年金）の納付

Q8-1 特許出願における特許年金（Q7-1でご質問した設定登録料を除き、その後に発生する特許年金）を納付することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A8-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：登録日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：
③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：

Q8-2 意匠出願及び商標出願において、Q8-1の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A8-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

IX. 優先権の主張の追加又は訂正

(特許法条約第 13 条(1)に規定される優先権の主張の追加又は訂正を指します。)

Q9-1 特許出願における、パリ条約による優先権を主張（追加・訂正）することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A9-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	始期：
	期間：
	法令・ガイドライン：
	URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン：
	URL：
③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン：
	URL：

Q9-2 意匠出願及び商標出願において、**Q9-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A8-2	
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

X. 優先権の証明書の提出

Q10-1 特許出願における、パリ条約による優先権の優先権証明書を提出することができる期間についてご質問します。①通常認められる手続期間、②現行の制度において認められる延長期間、及び③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、さらに特別に認められる延長期間、についてお教えてください。

A10-1	
インターネット上でその法律等内容が確認できる場合は URL も記載をお願いします。	
①通常認められる期間	手続期間の始期（例：優先日）： 期間：
	法令・ガイドライン： URL：
②現行の制度において認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：
③本年の新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために特別に認められる延長期間	認められる期間：
	法令・ガイドライン： URL：

Q10-2 意匠出願及び商標出願において、**Q10-1**の特許手続①～③と違った内容（認められる期間の長さ等）がある場合はお教えてください。自由記載欄に特許との違いを記入してください。

A10-2	自由記載
意匠出願における特許手続との違い	
商標出願における特許手続との違い	

2. 意匠制度に関して海外知的財産庁へ送付した質問票

I. 国内意匠出願についての質問

1. 貴国では、国内意匠出願をするときに、出願料と登録料を分けてそれぞれ納付しますか。それとも、出願から登録までの費用を一括して、出願の時に納付しますか。それらを規定する法令の条文番号及び手続の詳細が分かる URL をお教えてください。
2. 出願から登録までの費用を一括して出願の時に納付する制度を採用する国の方にご質問します。方式審査（方式チェック）又は実体審査の後に登録とならなかった場合に、費用の一部（登録料相当分など）を返還しますか。返還する場合は、それらを規定する条文番号及び返還手続が分かる URL をお教えてください。

II. ハーグ協定に基づく意匠出願についての質問

1. ハーグ制度によって貴国を指定した意匠出願の手続において、実体審査の後に登録とならなかった場合に、費用の一部（登録料相当分など）を返還しますか。返還する場合は、それらを規定する条文番号及び返還手続が分かる URL をお教えてください。
2. ハーグ制度によって貴国を指定した意匠出願の手続において、知財庁から出願人に登録査定のお知らせを送付することはありますか。ある場合は、それらを規定する法令の条文番号と URL をお教えてください。なお、この通知は、国際事務局が送付する保護付与声明（ハーグ協定 共通規則 第 18 規則の 2）とは別に、国内法令に基づき貴庁が送付する通知を言います。

3. 商標制度に関して海外知的財産庁へ送付した質問票

I. 国内商標出願についての質問

1. 貴国では、国内商標出願をするときに、出願料と登録料を分けてそれぞれ納付しますか。それとも、出願から登録までの費用を一括して、出願の時に納付しますか。それらを規定する法令の条文番号及び手続の詳細が分かる URL をお教えてください。
2. 出願から登録までの費用を一括して出願の時に納付する制度を採用する国の方にご質問します。方式審査（方式チェック）又は実体審査の後に登録とならなかった場合に、費用の一部（登録料相当分など）を返還しますか。返還する場合は、それらを規定する条文番号及び返還手続の詳細が分かる URL をお教えてください。

II. マドリッド協定議定書に基づく商標出願についての質問

1. マドプロ制度によって貴国を指定した商標出願の手続において、実体審査の後に登録とならなかった場合に、費用の一部（登録料相当分など）を返還しますか。返還する場合は、それらを規定する条文番号及び返還手続の詳細が分かる URL をお教えてください。
2. マドプロ制度によって貴国を指定した商標出願の手続において、知財庁から出願人に登録査定のお知らせを送付することはありますか。ある場合は、それらを規定する法令の条文番号と URL をお教えてください。なお、この通知は、国際事務局が送付する保護認容声明（マドリッド規則 第 18 規則の 3(1)及び(2)）とは別に、国内法令に基づき貴庁が送付する通知を言います。
3. マドプロ制度によって貴国を指定した商標出願の手続において、国際事務局から出願人へ拒絶確定声明（マドリッド規則 第 18 規則の 3(3)）が送られる前に、国内法令に基づき出願人に拒絶査定通知を送付する場合はありますか。ある場合は、それらを規定する法令の条文番号と URL をお教えてください。
4. 貴国を指定してマドリッド協定議定書に基づいた国際商標出願が提出され、知的財産庁が商標権を付与することを決定した場合、知財庁はマドリッド規則 第 18 の 3 の下で保護認容声明を国際事務局に送付するのに加えて、保護付与声明のコピーを直接、出願人又は代理人に送付することがありますか。ある場合は、それらを規定する法令の条文番号と URL をお教えてください。

令和3年3月

令和2年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置等の枠組及び運用実態に関する
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>